

令和 2 年度 包括外部監査報告書

情報システムに関する事務の執行について

江東区包括外部監査人
公認会計士 遠山 高英

第1 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 監査のテーマ	1
3. 外部監査の対象年度	1
4. 外部監査の対象部局	1
5. 外部監査の契約期間	2
6. 外部監査人及び補助者	2
7. 利害関係	2
8. 外部監査の基本的な視点	2
9. 監査結果の記載方法	3
10. その他	3
第2 監査対象の概要	4
1. 江東区の情報システム政策	4
2. 予算規模について	4
3. 所管課、人員について	4
4. 情報システムについて	5
第3 包括外部監査の総括	9
1. 指摘事項 及び意見事項 の総数と分布	9
2. 指摘事項の総括	9
第4 監査の結果及び意見	11
1. 江東区の情報システム関連規則	11
＜指摘事項 1＞開かれていない会議体（情報システム課）	11
＜指摘事項 2＞江東区インターネット運用基準の適用について（情報システム課）	11
＜意見事項 1＞ユーザー部門におけるネットワークのセキュリティ管理（情報システム課）	12
＜意見事項 2＞情報システム関連規程の再整備（情報システム課）	12
2. 江東区情報化推進プラン	12
＜指摘事項 3＞江東区情報化推進プランの進捗スケジュールの明確化（情報システム課）	18
＜意見事項 3＞電子自治体推進委員会における報告事項、協議事項等の明確化（情報システム課）	19

目 次

＜意見事項 4＞江東区情報化推進プランの推進体制の強化（情報システム課）	19
＜意見事項 5＞江東区情報化推進プランの進捗スケジュールの公表（情報システム課） ..	19
＜意見事項 6＞各課個別システムの統一の方針化（情報システム課）	19
＜意見事項 7＞各課個別システムの統一の方針の公表（情報システム課）	20
3. 情報システムのライフサイクル管理	20
＜意見事項 8＞各課へのシステムライフサイクル・ガイドラインのアナウンスの徹底（情 報システム課）	21
4. 情報システム課所管システム.....	21
＜指摘事項 4＞情報システム課が全庁的なシステムを把握する仕組みをつくるべきである （情報システム課）	27
＜意見事項 9＞システム台帳を作成すべき（情報システム課）	28
＜意見事項 10＞リース物件台帳を整備すべき（情報システム課）	28
＜意見事項 11＞機器賃貸借料と機器保守費との契約分離検討の必要性（情報システム課）	28
＜意見事項 12＞保守契約における価格低減の取り組みの必要性（情報システム課）	28
＜意見事項 13＞当初の見積り期間を経過した後の価格低減の取り組みの必要性（情報シ ステム課）	29
＜意見事項 14＞価格や契約内容に関する検討経緯の文書を保存すべき（情報システム 課）	29
＜意見事項 15＞入札時におけるカスタマイズ費用等の仕様の明確化の必要性（情報シス テム課）	29
＜意見事項 16＞システム導入検討時におけるカスタマイズ費用の考慮の必要性（情報シ ステム課）	30
＜意見事項 17＞システム調達・保守全般における他自治体との価格比較の必要性（情報シ ステム課）	30
＜意見事項 18＞情報システムの入札により多くの業者を参加させる仕組みの必要性（情 報システム課）	30
＜意見事項 19＞情報システムの入札に際する価格点の妥当性について（情報システム課）	31
5. 更改事業.....	31

＜指摘事項 5＞十分なプロポーザルの公募期間を設け、幅広く事業者を募集すべき（情報システム課）	38
＜指摘事項 6＞提案書の提出期限を十分に設定すべき（情報システム課）	39
＜意見事項 20＞システム改修の完了時に、工数の予実比較を行うことが望ましい（情報システム課）	42
＜意見事項 21＞システムの稼働判定の確認項目を増やすことが望ましい（情報システム課）	42
＜指摘事項 7＞見積内訳書は詳細な項目が分かる様式とすべき（情報システム課）	42
6. 機器等	43
＜指摘事項 8＞HDI 端末のステータス管理の不備（情報システム課）	53
＜意見事項 22＞リース・レンタル物品の台帳管理および実地棚卸（情報システム課） ...	54
＜意見事項 23＞契約書のバージョンとシステム現物のバージョンの相違（情報システム課）	54
＜意見事項 24＞電子申請サービスの普及のための目標値設定をする（情報システム課）	55
＜指摘事項 9＞財務会計システム事業者選定の評価プロセスについての書類が保存されていない（情報システム課）	56
＜指摘事項 10＞文書管理・電子決裁システム事業者選定の評価プロセスの書類が保存されていない（情報システム課）	56
＜意見事項 25＞事業者撤退のリスクについて（情報システム課）	56
＜指摘事項 11＞リモートアクセス端末の持出（情報システム課）	57
7. 庁内 LAN	57
＜意見事項 26＞職員の在宅勤務に関連し「庁内 LAN 運用要綱」を改訂すべき（情報システム課）	60
＜指摘事項 12＞庁内 LAN 系システム構築の事業者選定手続きについての書類が保存されていない（情報システム課）	61
＜意見事項 27＞大規模システムの導入検討において外部専門家の支援を受ける必要性（情報システム課）	61
＜意見事項 28＞「個人情報の取扱いに関する特記条項」に定める「誓約書」を委託先の従業者個人から徴取する規定見直しの必要性（情報システム課）	62
＜意見事項 29＞アンケート等によるシステムの評価の必要性（情報システム課）	63
＜意見事項 30＞システム評価計画の作成を検討する必要性（情報システム課）	63

＜意見事項 31＞固定資産台帳へ計上する資産の基準を明確にした上で固定資産台帳を公表すべき（情報システム課）	64
8. 江東区のシステム監査.....	65
＜意見事項 32＞情報セキュリティ監査結果の公表（情報システム課）	69
9. 情報セキュリティインシデント対応	69
＜意見事項 33＞課情報セキュリティ実施手順および課情報セキュリティ実施手順に基づく緊急時対応計画の改定の徹底（情報システム課）	70
＜意見事項 34＞情報セキュリティに関するポリシーの徹底（情報システム課）	71
10. 情報システムにおける業務継続計画（ICP-BP）	72
＜意見事項 35＞緊急時用のシステム復旧操作の習熟（情報システム課）	73
＜意見事項 36＞ICT 部門における事業継続計画の想定災害の見直しの必要性（情報システム課）	73
＜意見事項 37＞事業継続計画の見直しについて（情報システム課）	74
＜意見事項 38＞テレワークに関する情報機器に関する規程について（情報システム課）	74
＜意見事項 39＞ソフトウェアの保守契約費用について（情報システム課）	75
＜意見事項 40＞サーバールームに関する規程の整備（情報システム課）	75
＜意見事項 41＞非常時に備えた情報システムの外部リソース利用（情報システム課） ..	76
第5 個別システム.....	77
1. アンケートによる全庁システム概要調査.....	77
2. 災害情報システム.....	80
＜指摘事項 13＞災害情報管理（収集、分析、共有）に関する規程・マニュアルが存在しない（防災課）	81
＜指摘事項 14＞災害情報システムに関連するシステム構成図の不備（防災課）	82
＜意見事項 42＞災害情報システムに登録すべき、災害の対象が明確になっていない（防災課）	82
＜意見事項 43＞災害情報システムに登録すべき災害情報の取り扱い（措置状況管理）が明確になっていない（防災課）	82
＜意見事項 44＞非常用電源は別途用意する必要がある（防災課）	83
3. 長寿サポート高齢者情報システム	83
＜指摘事項 15＞インターネットに接続する際に必要な申請手続きを行っていない点について（地域ケア推進課）	85

＜意見事項 45＞USB メモリを使用している現状におけるセキュリティ上の問題について （地域ケア推進課）	85
＜意見事項 46＞システム機器設置を情報システム課内へする必要性について（地域ケア推進課）	85
＜意見事項 47＞システム更新時期の方針が未策定の状況について（地域ケア推進課） ...	86
＜意見事項 48＞システム障害が発生した時に作成する状況報告書の統一の必要性について （地域ケア推進課）	86
4. 江東区母子・女性福祉資金貸付システム	86
＜指摘事項 16＞セキュリティ実施手順に規定されたサーバの冗長化について（保護第一課）	88
＜意見事項 49＞システム機器設置を情報システム課内へ移設する検討（保護第一課） ...	88
5. 統計調査支援システム.....	88
6. 放置自転車管理システム.....	90
＜意見事項 50＞導入時の契約形態（交通対策課）	91
＜指摘事項 17＞セキュリティ実施手順の情報資産の廃棄についての文言修正（交通対策課）	92
＜意見事項 51＞システムの更改時期の検討（交通対策課）	92
＜意見事項 52＞サーバ設置場所の検討（交通対策課）	92
7. 障害者自立支援システム.....	92
＜指摘事項 18＞当初導入時の関連資料が保存されていない（障害者支援課）	94
＜意見事項 53＞サーバ設置場所の時期を決める（障害者支援課）	94
＜意見事項 54＞端末台帳の整備の必要性（障害者支援課）	94
8. 図書館システム.....	95
＜指摘事項 19＞セキュリティ実施手順の情報資産の廃棄についての文言修正（江東図書館）	96
＜指摘事項 20＞インターネットに接続する際に必要な申請手続きを行っていない点について （江東図書館）	96
9. 校務 LAN.....	97
＜指摘事項 21＞見積内訳書は詳細な項目が分かる様式とすべき（学務課）	100
10. 保育園申請及び在園関連文書電子化検索システム.....	101

目 次

＜指摘事項 22＞セキュリティ実施手順に規定されたサーバの冗長化について（保育課）	102
＜意見事項 55＞システム増設時の金額の妥当性についての検証（保育課）	102
＜意見事項 56＞システム機器設置を情報システム課内へ移設検討について（保育課） .	102
＜意見事項 57＞システム構成図の活用について（保育課）	103

第1 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 27 第2項及び江東区外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

2. 監査のテーマ

①選定した監査テーマ

情報システムに関する事務の執行について

②監査テーマを選定した理由

行政運営の効率的・効果的な執行のためには情報システムの活用が不可欠となっている。また、情報通信技術の急速な発展は目覚ましく、情報通信技術を活用した施策や各種情報システムを構築することは、区民にとっても有用なものと言える。一方で、情報通信技術の活用は多額の初期投資とランニングコストが必要であり、また各種情報システムの整備・運用については各所管部署に委ねられ全庁的な調整が十分には行われないこと、情報システムの機能設定や保守内容等についてベンダー任せになっていること等が懸念される。

さらに、情報化が加速し続けている現在の社会状況下で、情報システムへの不正アクセスやサイバー攻撃等により蓄積されたデータの改ざん・個人情報の漏洩等のリスクも拡大しており、個人情報管理をはじめとした情報セキュリティの重要性が高まっている。

江東区では平成 21 年 3 月に策定した「江東区基本構想」・令和 2 年 3 月に策定した「江東区長期計画」で掲げる区の将来像を情報化の側面から実現するための個別計画として令和 2 年 3 月に「江東区情報化推進プラン」を策定し、行政手続等のオンライン化の原則、オープンデータの促進、データの円滑な流通の促進、マイナンバーカードの普及・活用、情報格差の是正、情報システム改革・業務の見直し、についての取り組みを定めたところである。

以上の点を踏まえ、情報システムに関する財務事務の執行について、合规性、有効性、経済性・効率性の観点から検討することは、江東区にとって有意義であると判断し、監査テーマとして選定した。

3. 外部監査の対象年度

令和元年度の執行分

必要に応じて平成 30 年度以前または令和 2 年度の執行分を含む。

4. 外部監査の対象部局

情報システム課、情報システム所管課

5. 外部監査の契約期間

令和2年6月30日から令和3年3月31日まで

6. 外部監査人及び補助者

区分	氏名	資格等
1. 包括外部監査人	遠山 高英	公認会計士・税理士
2. 補助者	金子 良太	公認会計士・学識者
3. 補助者	小泉 妙美	公認会計士
4. 補助者	寺村 航	公認会計士・税理士
5. 補助者	幡田 宏樹	弁護士・公認会計士
6. 補助者	濱崎 俊幸	公認会計士・税理士・ システム監査技術者
7. 補助者	東山 豊樹	公認会計士・税理士
8. 補助者	古山 正文	公認会計士・税理士

7. 利害関係

外部監査の対象としたテーマにつき、包括外部監査人及び補助者は、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

8. 外部監査の基本的な視点

①合規性

事業に係る財務事務の執行や手続き等が、関連する法律・条例・規則等に準拠しているかどうか、あるいは社会通念上著しく適性を欠き不当と判断される事項はないか検証する。

②有効性

事業の成果が十分に発揮されているかどうか検証する。区が事業の成果実績を適切に評価し、その結果を将来の事業にフィードバックし、PDCA サイクルが運用されているかどうかも重要である。

③経済性・効率性

最小の経費で最大の効果を上げる観点から、事業を効率的に実施することによりコストの削減とサービスの向上が達成されているかどうか、つまり費用対効果が向上しているかどうかを検証する。

9. 監査結果の記載方法

合規性または経済性・効率性・有効性に関して、改善すべき重要事項と監査人が判断したものについては「指摘」として記載した。また、著しい問題はないが、改善が望ましい事項と監査人が判断したものについては「意見」として記載している。

項目	説明
指摘事項	事務事業の執行が予算及び議決並びに法令等に違反していると認められる事項で、改善措置を求めるもの。 不適正、不経済、非効率な会計処理や事態と認められるもので、その種類、程度を総合的に勘案し、改善措置を求めるもの。
意見事項	指摘事項には該当しないが、関係法令、条例、規則、要綱、要領、基準、契約書（仕様書）等（以下「関係法令等」という。）に基づき、より適切な事務事業の執行を求めるもの。 不適切な事態が、関係法令等に起因している場合で、当該法令等に関して、意見・要望し、改善及び見直し等の処理を求めるもの。 経営に係る事業の管理の視点、予算執行の効果、事業の評価、経済性、効率性、有効性の見地から、上記2項目に該当しないものについて、改善及び見直し等を求めるもの又は広く問題を提起するもの。

10. その他

①端数処理

本報告書の数値の単位未満の端数処理については、四捨五入または切り捨ての場合がある。また同じく端数処理の関係で、表中の合計額と内訳の合計が一致しない場合がある。

②報告書の数値等の出所

この報告書内のデータについては、可能な限り出所を記載しているが、江東区が公表している資料、または監査対象部局から入手した資料を用いた数値等については、出所を明示しない場合がある。

第2 監査対象の概要

1. 江東区の情報システム政策

令和2年3月に江東区は情報化の推進に関する方針と方向性を定めた「江東区情報化推進プラン」を公表した。これは、平成21年3月に策定された概ね 20 年後の将来像と施策大綱である「江東区基本構想」、令和2年3月に策定された、基本構想を具体化する10年計画である「江東区長期計画」で掲げる区の将来像を情報化の側面から実現するための個別計画である。また、「江東区官民データ活用推進計画」として、官民データ活用推進基本法第9条第3項の規程にある、「官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画」と位置づけられている。

プランの期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年であり、PDCA サイクルの考え方に則り、時代背景や経済社会情勢、ICT をとりまく環境の変化、テクノロジーの進化などを踏まえ、必要に応じ見直しを行い、整合性を確保することとする、とされている。

2. 予算規模について

下記は、情報システムに関する予算である。

事業名	令和2年度	令和元年度	平成30年度
電子自治体構築	1,431,063 千円	1,327,830 千円	1,005,991 千円
電子計算事務	2,380,745 千円	2,993,052 千円	2,659,839 千円

電子自治体構築事業は、庁内 LAN・財務会計システム・文書管理システム等の管理運営及び情報セキュリティの実施を行うものである。令和2年度より、RPA(ロボティック・プロセス・オートメーション)やペーパーレス会議等の情報通信技術を活用し、行政運営の更なる効率化を推進しているものである。

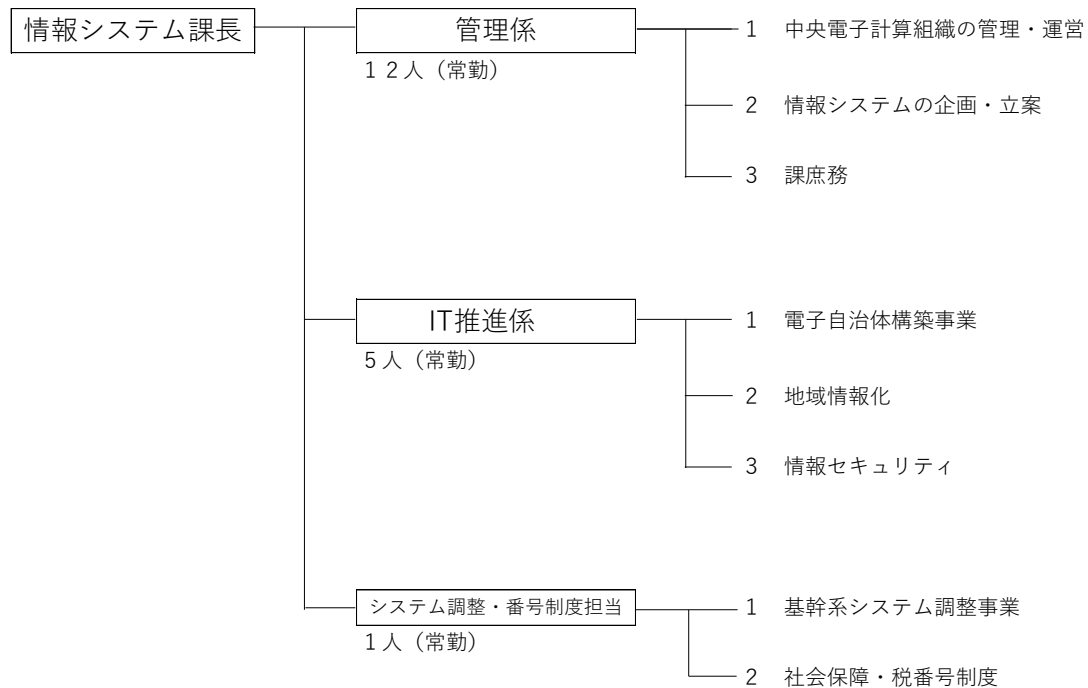
電子計算事務事業は、オンラインシステム及び住民基本台帳ネットワーク等の管理・運営に係わる事務である。令和2年度予算が令和元年度予算と比して減少しているのは、令和元年度の「元号改正対応」や「Windows10 化対応」等の案件が完了したことによるものである。

3. 所管課、人員について

情報システム課は、情報システムに関する企画・立案や基幹系システム・内部情報系システムの管理・運用及び地域情報化を担当し、管理係、IT 推進係、システム調整・番号制度担当で構成されている。

情報システム課の組織・人員・係分掌事務

(令和2年4月1日現在)



計 19人(常勤)

4. 情報システムについて

①概要

江東区の情報システムは、情報システム課が所管している基幹系システム及び内部情報系システムとそれ以外の各課が所管しているシステム(以下、個別システムと記載する)からなっている。情報システム課は年1回、各課に情報システムに関するアンケートを実施しており、各課で新規に導入したシステムはこのアンケートのタイミングで情報システム課が把握することになる。

情報システム課が所管しているシステムは以下の通りである。

基幹系システム	
住民記録システム	住民基本台帳登録事務
印鑑登録システム	印鑑登録事務
総合証明システム	各種証明書発行事務
個人住民税システム	特別区民税・都民税の賦課・異動事務
軽自動車税システム	軽自動車税の賦課・異動事務
収納管理システム	特別区民税等収納消込事務

第2 監査対象の概要

滞納管理システム	特別区民税等滞納整理事務
国民健康保険システム	国民健康保険の資格・賦課・給付事務
国民年金システム	国民年金の加入勧奨事務
介護保険システム	介護保険の資格・賦課・給付・受給者管理事務
後期高齢者医療保険システム	後期高齢者医療保険の資格・賦課事務
選挙管理システム	選挙、国民投票に関する事務
生活保護システム	生活保護に関する事務
入所者管理システム	保育園、幼稚園、学童クラブ、きッズクラブ、老人ホーム
医療助成システム	子ども、ひとり親家庭、障害者の医療費助成事務
支給貸与システム	高齢者、障害者に対する福祉サービス支給、貸与事務
手当管理システム	児童、障害者への各種手当事務
手帳管理システム	身体障害者手帳、愛の手帳に関する事務
奨学資金システム	奨学資金の貸付・返還事務
学齢簿システム	小・中学生の学籍に関する事務
就学援助システム	小・中学生の就学援助費事務
幼稚園システム	公立幼稚園管理、私立幼稚園の就園奨励事務
宛名管理システム	住登外者、法人等の登録事務
住民情報利用システム	住民情報による資料作成・統計調査事務・世帯・人口統計、成人式対象名簿、乳幼児健診対象名簿
戸籍総合システム	戸籍に関する事務
住民基本台帳ネットワークシステム	区市町村の区域を超えた住民基本台帳に関する事務
証明書交付システム	住民票、印鑑登録証明書、課税・非課税証明書
統合宛名システム	番号法の情報連携事務
内部情報系システム	
職員ポータルシステム	スケジュール管理、施設予約管理等
メールシステム	電子メールの送受信等
財務会計システム	予算編成、契約業務、歳入歳出業務等の支援
文書管理システム	文書の収受・起案・施行・保管
電子決裁システム	電子決裁を行う

②個別システム概要

江東区には情報システム課所管のシステムとは別に、各課が所管している個別システムがある。個別システムは、各所管課によって管理・運用されている。よって、システム用の機器も各所管課がそれぞれ管理している。江東区における個別システムは以下の通りである。

第2 監査対象の概要

No.	情報システムの名称	所管部課	
		部	課
1	区公式 HP システム	政策経営部	広報広聴課
2	区長への手紙システム	政策経営部	広報広聴課
3	例規データベース	総務部	総務課
4	文書検索システム	総務部	総務課
5	勤怠管理システム	総務部	職員課
6	人事給与システム	総務部	職員課
7	電力監視システム	総務部	経理課
8	営繕支援システム	総務部	営繕課
9	男女共同参画施設予約システム	総務部	男女共同参画推進センター
10	災害情報伝達システム	総務部	危機管理課
11	災害情報システム	総務部	防災課
12	被災者生活再建支援システム	総務部	防災課
13	統計調査支援システム	地域振興部	地域振興課
14	融資あっせんシステム	地域振興部	経済課
15	住居表示システム	区民部	区民課
16	年金照会システム	区民部	区民課
17	国税連携システム	区民部	課税課
18	要介護認定支援システム	福祉部	介護保険課
19	長寿サポート高齢者情報システム	福祉部	地域ケア推進課
20	障害者自立支援システム	障害福祉部	障害者支援課
21	電話催告システム	生活支援部	医療保険課
22	後期高齢者医療システム	生活支援部	医療保険課
23	国保オンライン	生活支援部	医療保険課
24	母子・女性福祉資金貸付システム	生活支援部	保護第一課
25	公害補償	保健所	健康推進課
26	保健情報システム	保健所	健康推進課
27	畜犬登録システム	保健所	生活衛生課
28	環境衛生管理システム	保健所	生活衛生課
29	食品衛生台帳管理	保健所	生活衛生課
30	児童家庭相談システム	こども未来部	こども家庭支援課
31	子育てポータル	こども未来部	こども家庭支援課
32	保育申請検索システム	こども未来部	保育課
33	工場台帳システム	環境清掃部	環境保全課
34	廃棄物処理	環境清掃部	清掃リサイクル課
35	ごみ処理券	環境清掃部	清掃リサイクル課

第2 監査対象の概要

36	ごみ処理券(清掃事務所)	環境清掃部	清掃事務所
37	廃棄物収集運搬	環境清掃部	清掃事務所
38	区営住宅入居者管理	都市整備部	住宅課
39	建築行政共用データベースシステム	都市整備部	建築課
40	建築情報閲覧システム	都市整備部	建築課
41	土木工事積算システム	土木部	管理課
42	土木情報システム	土木部	管理課
43	下水道積算システム	土木部	道路課
44	道路管理システム	土木部	道路課
45	道路占用管理	土木部	道路課
46	風力発電監視システム	土木部	施設保全課
47	放置自転車管理システム	土木部	交通対策課
48	公金支払データ伝送	会計管理室	会計管理室
49	収容対策システム	教育委員会事務局	庶務課
50	校務 LAN	教育委員会事務局	学務課
51	図書館システム	教育委員会事務局	江東図書館
52	選挙システム	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局
53	議会インターネット中継	区議会事務局	区議会事務局
54	会議録検索	区議会事務局	区議会事務局
55	議会タブレット(ペーパーレス会議システム)	区議会事務局	区議会事務局

第3 包括外部監査の総括

1. 指摘事項 及び意見事項 の総数と分布

包括外部監査の結果、検出された指摘事項は22件、意見事項は57件であった。なお、複数の課に対して同一の指摘事項や意見事項を述べている場合もある。各課別の内訳は以下のとおりである。

課別検出事項一覧

部局	指摘事項	意見事項	合計
情報システム課	12 件	41 件	53 件
防災課	2 件	3 件	5 件
地域ケア推進課	1 件	4 件	5 件
保護第一課	1 件	1 件	2 件
地域振興課	0 件	0 件	0 件
交通対策課	1 件	3 件	4 件
障害者支援課	1 件	2 件	3 件
江東図書館	2 件	0 件	2 件
学務課	1 件	0 件	1 件
保育課	1 件	3 件	4 件
合計	22 件	57 件	79 件

2. 指摘事項の総括

①情報システム課における情報システム事務に関する指摘事項

情報システム課の情報システム事務における指摘事項は12件、意見事項は41件である。

指摘事項のうち、法律・法令・規則等公表されているルールに準拠していないものとして、規則や基準に規定されている会議体が開催されていないことや手順が全く運用されていない点をあげた。法令・規則等で規定されているならばその通りに開催・運用するべきであるし、実態にあわない運用なのであれば法令・規則等を改めるべきである。

有効性及び経済性・効率性の観点から改善を要するものとしては、情報システム課が全庁的なシステムの把握をするべきという点をあげた。各所管課が新規に導入を検討している情報システムについては事前に知るための公式な仕組みが現段階では存在しないため、事前に完全には把握できない。各所管課がシステムを導入する際は情報システム課が関与すべきであろう。全庁的な情報システムについての情報を一元化し、情報システム課において管理するべきではなかろうか。

正確性、検証可能性、説明責任(公平性)の観点から改善を要するものとして、江東区情報化推進プランの具体的なスケジュールがないという点をあげている。江東区の情報システムに関する根幹とも言える施策について、具体的なスケジュールが存在しないと施策に実効性が伴わない可能性もある。また、公表されたプランである以上、スケジュールを策定

し進捗状況を公開することは説明責任の観点からも必要と考え、指摘事項とした。

また、事業者選定の評価プロセスに関し疑義があるものが何点か見受けられた。情報システム構築には多大な時間とコストを要するものである。一度事業者を選定すると容易に変更は出来ないものでもあり、選定プロセスは疑義が生じるようなものであってはならない。

上記指摘事項の概要や意見事項をふまえ、次に総括的な提言を述べたい。

江東区の情報システムに関し、所管課が管理している個別システムも含め情報システム課が関与するべきである。個別システムに関しては、情報システム課の管理外にあるが、各所管課にシステムに詳しい者がいるとも限らず、また所管課がその業務に集中するためにも、システムに関する部分は情報システム課が積極的に関与できる仕組みを作るべきと考える。また、各所管課で管理している機器は情報システム課管理の下に集約できるものは集約するべきではないだろうか。

②各所管課における情報システム事務に関する指摘事項

各所管課における情報システム事務における指摘事項は10件、意見事項は16件である。

指摘事項のうち、法律・法令・規則等公表されているルールに準拠していないものとして、各課に共通して、情報セキュリティ実施手順と実態の乖離、インターネット接続の申請漏れがあった。情報セキュリティ実施手順は、江東区の情報セキュリティに関する根幹の規則であり、実態と乖離していることは好ましくない。すみやかに実態との乖離を埋めるべきである。インターネット接続の申請漏れについては、そもそもそのような基準があることを知らなかった部署もあった。基準自体は情報システム課の所管であるので、各課だけでは解決ができない。情報システム課との調整が必要であろう。

上記指摘事項の概要や意見事項をふまえ、次に総括的な提言を述べたい。

各所管課の個別システムについては、各課で管理している機器を情報システム課の管理するマシンルームへ移設する検討や、共通仮想基盤への搭載を検討し、所管課はなるべく機器等の管理からは離れるべきと考える。また、機器が情報システム課の管理するマシンルームへ移設されることにより、基幹系システムとのデータのやり取りのために USB メモリを物理的に持ち歩きしている現状プロセスが改善されることも期待できる。これらは各所管課だけで行うことは出来ず、情報システム課と共同で検討すべき事項であろう。また、個別システムについての情報を適宜情報システム課と共有することにより、システムの更改時や業者の選定時などに情報システム課の知見を利用することが出来るようになるだろう。情報システムの専門部局である情報システム課と緊密に連携をとっていただきたい。

第4 監査の結果及び意見

1. 江東区の情報システム関連規則

①監査対象の概要

江東区の情報システムに関する規定は以下の通りである。

- ・江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例
- ・江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則
- ・江東区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例
- ・江東区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則
- ・江東区電子計算組織管理運営に関する規則
- ・江東区電子計算組織管理運営に関する要綱
- ・江東区情報システム課における監視カメラの設置及び運用に関する要綱
- ・江東区セキュリティ監査実施要綱
- ・江東区庁内 LAN 運用要綱
- ・江東区番号制度推進本部設置要綱
- ・中間サーバ管理要領
- ・オンラインシステム運用に関する処理基準
- ・江東区インターネット運用基準
- ・江東区マイナポータル用端末運用基準

②実施した監査手続

- (1) 上記の条例、規則、要綱、要領、基準について閲覧した。
- (2) 上記の条例、規則、要綱、要領、基準について質問した。

③監査の結果及び意見

<指摘事項 1>開かれていない会議体(情報システム課)

江東区電子計算組織管理運営に関する規則によると、第32条において「電子計算組織の効率的な運用及び情報の保護等に関する事項を審議するため、電子計算組織管理運営委員会を置く」とされ、第33条で所掌について規定している。所掌事項には、「電子計算組織を利用して処理する業務の範囲及び内容に関すること」とある。しかし、江東区において当該委員会は平成30年度・令和元年度・令和2年度と1回も開催されていない。規則において開催頻度は記載されていないものの、1回も開催されていないのは問題があるといえる。区に確認したところ「所掌が類似している電子自治体推進委員会を開催しているため電子計算組織管理運営委員会は開催していない」とのことであったが、規則を改正する等の検討をされたい。

<指摘事項 2>江東区インターネット運用基準の適用について(情報システム課)

インターネット運用基準において、インターネットに接続しようとする課の課長は、情報システム課長に申請しなければならない旨規定されているが、運用が全くされていない。情

報システム課は、各所管課に当該基準について周知徹底するか、基準を変更して運用方法を改めるべきである。これは各課個別システムでインターネットに接続しているシステム全てにおいて見受けられた。

また、インターネット接続ではなく、VPN 接続(インターネット上に仮想の専用線を設定し、特定の人のみが利用できる専用ネットワークのこと)でも外部接続であり、当該基準による運用に準ずるか、運用方針を構築するべきである。

○江東区インターネット運用基準 (定義)

第 2 条 この基準で使用する用語の意義は、当該各号に定めるところによるほか、江東区電子計算組織管理運用に関する規則で使用する用語の例による。

(1) インターネット 世界規模のコンピュータ・ネットワークの集合体をいう。

(2) ネット管理者 政策経営部情報システム課長をいう。

(接続手続)

第 7 条 インターネットに接続しようとする課の課長は、別紙 1 によりネット管理者に申請しなければならない。

＜意見事項 1＞ユーザー部門におけるネットワークのセキュリティ管理(情報システム課)

情報システム課が把握、管理していないユーザー部門の独自システムの外部インターネット接続は外部からの侵入や情報漏洩などのセキュリティホールになる可能性がある。現在は循環で行っている各部署の情報セキュリティ監査でそのようなシステムやインターネット接続を検出しているが、情報セキュリティ監査が全部署を一巡するには数年かかるため、情報セキュリティ監査以外の方法でそれらを定期的に棚卸すべく、情報セキュリティ監査の補助メニューとして、「情報セキュリティ自主点検」を年一回実施している。

ネットワークのセキュリティ管理の観点や情報システム課が全庁的なシステムの外部接続を把握する観点から、年一回ではなく、例えば新規に外部接続をする際には情報システム課に報告をさせるなどの仕組みの導入の検討をされたい。

＜意見事項 2＞情報システム関連規程の再整備(情報システム課)

情報システムに関連する規程類で運用されていないものや実態にそぐわないものは見直す必要がある。そのために、情報システム課は今一度、情報システムに関連する規程類の内容を確認し、再整備する必要があると思われる。

2. 江東区情報化推進プラン

①監査対象の概要

令和2年に「江東区基本構想」、「江東区長期計画」で掲げる区の将来像を情報化の側面から実現するための個別計画として「江東区情報化推進プラン」を公表した。

江東区は、「江東区情報化推進プラン」の実現に当たり、庁内組織である江東区電子自治体推進委員会または江東区電子自治体推進委員会専門部会において全庁横断的な体制で取り組むとしている。

江東区電子自治体推進委員会の設置要領には、以下のように所掌事項を定めている。同委員会は区の情報システムに関わる最上位の意思決定機関であり、各種情報化プロジェクトの企画、開発、運用の推進に重大な責任を有する組織であると言える。

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 情報政策の基本指針に関すること。
- (2) 情報政策の総合調整及び推進に関すること。
- (3) 情報セキュリティ対策及び情報セキュリティに関する事故等の対応に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

また、「江東区情報化推進プラン」に関し、必要な事項を調査及び検討し、その結果を踏まえ「江東区情報化推進プラン」を策定及び実施し、将来に向けた展開を含め、総合的にこれらを推進する専門部会を設置するとしている。専門部会の所掌事項は、(1)江東区情報化推進プランの策定及び実施に関すること、(2)江東区情報化推進プランの調整及び推進に関すること、である。

専門部会の下部にはワーキンググループが設置され、こちらの所掌は、(1)江東区情報化推進プランの策定及び実施に必要な個別具体の検討、補完に関すること、(2)江東区情報化推進プランの調整及び推進に必要な個別具体の検討及び将来性を考慮した推進プランの補完に関すること、である。この専門部会やワーキンググループで、全庁横断的に江東区情報化推進プランの個別施策の実現に向けての検討がなされる。令和2年度の第3回の電子自治体推進委員会において、ペーパーレス化を検討する専門部会の設置が決定され、当該部会の第1回検討会が開催されることとなった。

江東区情報化推進プランには 16 個の個別施策が策定されており、それは以下の通りである。

- 【個別施策 1】ICT を活用した業務改善、業務の効率化および生産性の向上
- 【個別施策 2】RPA を活用した業務の効率化
- 【個別施策 3】AI を用いた業務の効率化
- 【個別施策 4】オープンデータの利活用
- 【個別施策 5】統合型 GIS(地理情報システム)の利活用
- 【個別施策 6】電子申請の拡充
- 【個別施策 7】マイナンバーカードの普及促進
- 【個別施策 8】ぴったりサービスの拡充
- 【個別施策 9】学校教育における情報化の推進
- 【個別施策 10】基幹系業務システムの更改
- 【個別施策 11】これからの江東区公衆無線 LAN の展開
- 【個別施策 12】ホームページのアクセシビリティ向上
- 【個別施策 13】マイナポータルへのアクセスサポート
- 【個別施策 14】ICT ガバナンスの強化

第4 監査の結果及び意見

【個別施策 15】ICT 人材の育成

【個別施策 16】情報セキュリティの確保

令和2年10月末現在での江東区情報化推進プランの個別施策の実施状況は以下の通りである。

江東区情報化推進プラン (令和2年度～6年度)	左記の資料における具体的内容	状況	完了時期	現在の進捗状況
【個別施策 1】 ICTを活用した業務改善、業務の効率化および生産性の向上	テレワーク、モバイルワーク、ペーパーレス会議システム、バーチャル会議システムの導入を検討し、コミュニティの円滑化と情報共有の促進、即時性の向上、意思決定のスピードアップを図ります。 事業計画 ・ ペーパーレス会議システムを導入し、活用を進めます。また、バーチャル会議システムの導入を検討していきます。 ・ 通勤混雑緩和とワークライフバランス推進に向けた検証のため在宅勤務型テレワークを試行実施するとともに、モバイルワークの実施を検討していきます。	着手	令和2年度内	IT推進係の役割(インフラの整備、セキュリティ対策)は完了。パイロット運用のためのHDI端末作成、情報システム課メンバー(ほか一部部署のメンバー)によるパイロット運用中。本格実施に向けたクライアントHDI端末のリモートアクセス化が未完了。在宅勤務の規程の整備に難航しているため、本格実施できていない状況
【個別施策 2】 RPAを活用した業務の効率化	職員の日常業務のうち、定型的な業務や単純作業について、可能なものからRPAによる代替を促進し、業務の自動化を図っていきます。これにより職員の負担を軽減し、その余力を創造的な業務などの、より付加価値の高い業務に充てることで、区民サービスの向上につなげます。 事業計画 ・ AI-OCR(人工知能を活用した帳票読み取りシステム)と、RPAを活用した業務の一部自動化を順次導入していきます。RPAの活用は将来の拡張性を有する施策であるため、令和3年度以降も引き続き業務効率化、業務自動化を実現すべく幅広く取り組んでいきます。	着手	令和2年度内	RPA 財務＝システム構築が完了。職員への展開が未完了。 OCR-RPA＝2 部署で展開完了。1 部署で構築中。
【個別施策 3】 AIを用いた業務の効率化	次に見られる先行事例を参考に、本区において有用と思われるテクノロジーの導入を順次検討していきます。 ・ 保育園入園希望者 AI マッチング ・ 問い合わせ自動回答 AI チャットボット ・ 多言語 AI 翻訳サービス ・ 会議録作成 AI 事業計画 ・ 個別施策 3 の AI は、処理に掛かる労力の削減や 24 時間 365 日切れ目のないサービスの実現など、区民サービスの向上に資するものの導入、活用に向けて取り組んでいきます。	着手	令和4年 (保育園入園マッチング AI)	令和2年中 契約締結・検証作業(保育園入園マッチング AI)

第4 監査の結果及び意見

【個別施策4】 オープンデータの利活用	行政の透明性、信頼性の向上をはじめとした多くのメリットを生み出すと考えられる、公共に幅広く有用なデータを二次利用できる形式で積極的に公開します。 内容を充実させるため全庁横断的に部署が連携し、東京都オープンデータカタログサイトとも連携した取り組みを推進します。 また、官民連携による調査・分析や課題解決、新たな施策の創出などオープンデータの利活用を検討していきます。 公開するデータのレイアウトは、スケールメリットを考慮し次の2つに準拠します。 ・推奨データセット(内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室 平成29年12月22日) ・東京都標準フォーマット ・国が公開を推奨するデータセット(上記※)の14の項目について可能なものから順次オープンデータとして公開をしていきます。また、アイデアソン(地域課題を解決するためのアイデアを参加者が議論するもの)などのイベントを活用しオープンデータ利活用の促進を図っていきます。	着手	未定	一部データ公開済
【個別施策5】 統合型GIS(地理情報システム)の利活用	本区の業務で利用する地図は、都市計画、営繕、土木、防災ほか様々な分野で欠かせないツールですが、電子化が進み、電子地図を各分野が個別に定期的に調達している現状があります。これを統合し、地図を重ねて共有することで、行政事務の効率化、コストの低減など多くのメリットが生まれます。 また、統合型GISを元に公式Webサイトで提供できる公開地図を作成すれば、区民サービスの向上が期待されるため、これらを視野に統合型GISの構築を検討していきます。 事業計画 ・統合型GISについて他自治体の取り組みなどを調査研究し、本区の実情に合わせたシステムを早期に構築できるよう早期に検討していきます。	未着手	未定	GIS基盤と住居表示システムGISの検討に向け、ベンダーによるデモを開催し区民課と情報共有。
【個別施策6】 電子申請の拡充	電子申請の手続きメニューを増やし、区民サービスの拡充を図ります。また、電子申請の利用促進に向けた自治体間の情報交換、申請手続きを作成できる職員の育成と研修参加の促進を通して、サービスのクオリティが向上するための取り組みを継続して行います。 事業計画 ・電子申請の手続きメニュー拡充のため、庁内各部署に電子申請の活用を促し、区民の利便性向上を図ります。また、その担い手となる、電子申請手続きを作成できる職員の育成に取り組んでいきます。	着手	未定	・8月、他区から、申請メニュー共有化に向けた取り組みへの参加募集があり、参加を表明 ・9月、申請メニュー作成のデモ環境を構築、全庁に周知文を施行

第4 監査の結果及び意見

【個別施策 7】 マイナンバーカードの普及促進	国は令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定しています。本区においても、カードの普及促進に取り組んでいきます。 事業計画 ・国のマイナンバーカード普及促進の施策と整合性を図りながら、カードの円滑な交付に引き続き取り組んでいきます。また、区報や区ホームページを通じてマイナンバーカードの普及に向けた広報をしていきます。	着手	令和4年度中 (国の目標)	区報、区Webサイトなどでカード普及の取り組みを進めている。
【個別施策 8】 びったりサービスの拡充	びったりサービスで利用できる電子申請の対象となる手続きメニューを拡充し、区民の利便性向上を図ります。 事業計画 ・区民がオンライン上で各種申請や手続きを行える環境整備を推進していきます。これにより、びったりサービスを活用した電子申請件数の増加を図っていきます。	着手	未定	申請の電子化による費用対効果を検討中 (R01年度で70件程度の申請)
【個別施策 9】 学校教育における情報化の推進	新学習指導要領の全面实施時期に併せて、小学校では令和2年度、中学校では令和3年度に、タブレット端末や電子黒板、無線LAN等の整備を行います。 事業計画 電子黒板 各フロア1台に加え、すべての普通教室に整備タブレット端末 端末を使用する時数を学年ごとに定め、各校の規模に応じた必要台数を整備。小学5年生以上では週10時間程度、1人1台で使用できる台数を各校に整備。 無線LAN環境 普通教室・特別教室に100%整備 ICT支援員 各校に月5.5回派遣	着手	令和6年度	タブレット端末、無線LAN環境については、GIAGスクール構想の実現に向け、令和2年補正予算第6号にて児童生徒1人1台端末の設定費と高速大容量無線LAN整備費、パイロット校(小学校1校、中学校1校)での検証費用を計上。電子黒板、ICT支援員については、計画どおり実施予定。
【個別施策 10】 基幹系業務システムの更改	本区における情報システムのクラウド化は国、東京都や周辺自治体の動向を注視しつつ基幹系業務システムの更改に合わせて検討していきます。 事業計画 ・令和2年度に機器更改の調達方針を検討し、令和4年度に機器更改を実施します。クラウド化については継続して検討していきます。	未着手	未定	令和4年度に更改するシステムから順番に検討を始め、実際のクラウド化はそのシステムの次回更改(R09年度頃)から。
【個別施策 11】 これからの江東区公衆無線LANの展開	官民連携による自動販売機を用いたフリーWi-Fi整備などの他自治体の取り組みを参考にしながら、より効果的にサービスを拡大する方法について検討していきます。 事業計画 ・他自治体のWi-Fi整備の取り組みを調査研究し、本区での活用を検討していきます。	着手	完了 平成30年 (2018)	ランニングに移行しサービス提供を継続中

第4 監査の結果及び意見

【個別施策 12】 ホームページ のアクセシビ リティ向上	公式ホームページにおける Web アクセシビリティ (Web の使いやすさ・利用のしやすさ) の確保と向上に取り組んでいきます。 事業計画 ・ 区のホームページが誰にとっても見やすくわかりやすくなるようにすると共に、情報の充実を図ります。	着手	完了 平成 29 年 (2017)	見やすい・分かりやすいホームページ作成に関する研修を毎年実施
【個別施策 13】 マイナポータルへのアクセ スサポート	マイナポータル利用の専用パソコンを本庁舎各課の窓口を設定しているほか、保健所・保健相談所にも設置し、デジタル・ディバイドの是正に取り組めます。 事業計画 ・ マイナポータル端末の利用率向上のため、マイナポータルで利用可能なサービスや端末設置場所、利用方法等について区報、ホームページで周知を図っていきます。	着手	令和 5 年 3 月	5 年間の期限で政府より貸出の端末をマイナポータルアクセス用に本庁舎、各出先機関に設置
【個別施策 14】 ICT ガバナンスの強化	システムライフサイクル・ガイドラインを全庁的に適用し、庁内 LAN、基幹系各システムだけでなく各課が独自に調達するシステムにおいても、設計、見積り段階からセキュリティ確保の視点で情報システム課がチェックを行う仕組みを構築し、セキュリティ、テクノロジーが得意でないセクションをサポートします。 本区の業務に係る情報資産(情報システムおよび情報システムで取り扱うすべての情報をいいます。例: 基幹系システム、庁内 LAN、独自システムの機器および各システムで取り扱う個人情報等のデータ)の情報セキュリティ対策が適切に整備および運用されているかを確認し、問題点の確認、改善方法についての検討、助言および指導を行う監査(情報セキュリティ監査、PIA 監査)の機能を強化することによって、本区の情報セキュリティレベル向上を図ります。 事業計画 ・ 調達仕様や要件定義、設計、構築、試験、運用および資産廃棄まで、一連の ICT 調達における統一化、標準化を図ります。 ・ 情報セキュリティ監査、PIA 監査の監査項目を適宜見直し、セキュリティの脅威や周囲の状況に対応し監査内容をブラッシュアップします。	未着手	令和 4 年 (2022)	未着手

第4 監査の結果及び意見

【個別施策 15】 ICT 人材の育成	本区では、平成 22 年 10 月に「江東区人材育成基本方針」を策定しましたが、約 10 年が経過したため、令和 2 年 3 月に今後の 10 年を見据えた新たな方針を策定しました。 今後 10 年を見据えたとき、人口減少社会の到来に伴う労働力不足、人材確保の困難といった厳しい環境下でも持続可能な行政サービスが提供できるよう、AI や RPA を利活用し、定型業務の自動化や事務の効率化を推進することが必要となります。 そこで、新たな方針では ICT などの専門性を有する人材を育成していくことを盛り込みました。方針に基づいて AI や RPA を利活用できる職員の能力開発と体制の整備を進めていきます。 事業計画 ・ ICT を利活用し、業務の効率化や区民サービス向上のために、ICT 利活用能力が高い人材の育成に取り組んでいきます。	着手	未定	令和 2 年度職員研修実施計画を作成(職員課)
個別施策 16】 情報セキュリティの確保	都区市町村情報セキュリティクラウド(以下「都 SC」といいます。))は、平成 29 年 3 月の東京都における先行接続を皮切りに、同年 4 月より関係する全ての都内区市町村が順次接続し、本区は同年 6 月 3 日に接続を完了しました。 また、庁内 LAN のほか、教職員用校務 LAN および公式 HP システムを都 SC に接続し、SOC (※)監視チームにより不正サイト接続防止、攻撃メール添付ファイル接続先の IP ブロック、Web サーバに対する DDoS 攻撃の検知およびブロック等一定の成果を上げています。 事業計画 平成 29 年 5 月に立ち上がった都区市町村 CSIRT 連携体制検討部会において、脅威情報やインシデントに関する情報の共有、訓練などを通して、インシデント発生時に速やかに対応できるように取り組みを推進するとし、令和元年以降もこの取り組みが継続されています。本区もこの取り組みに参加し、全体としてセキュリティが確保されるよう連携を図っていきます。	着手	完了	完了

②実施した監査手続

- (1) 電子自治体推進委員会の議事録閲覧
- (2) 関連事項等について質問

③監査の結果および意見

<指摘事項 3> 江東区情報化推進プランの進捗スケジュールの明確化(情報システム課)

江東区情報化推進プランの個別施策について、策定時に承認されたスケジュールはなく、毎年の個別予算承認時まで実際のスケジュールが決まらない状態である。

計画がないままプランを実行していくのは、場当たりの施策になる可能性もある。江東区情報化推進プランにおいて区は「PDCA サイクルの考え方に則り、必要に応じ見直しを

行い整合性を確保する」、と公表している。PDCA サイクルの基本となる計画がないことにはPDCA サイクルをまわすこともできない。

江東区情報化推進プランは、区が正式に発表したプランであり、5 年という時限が決まっているプランである。区の施策として決定した以上は予定スケジュールを引き、電子自治体推進委員会では、その予定スケジュールに従い定期的に進捗の報告を受け、実施に問題がないかを確認を行う必要がある。

＜意見事項 3＞電子自治体推進委員会における報告事項、協議事項等の明確化(情報システム課)

電子自治体推進委員会の開催頻度は、年に 2~3 回程度(平成 30 年度 2 回、令和元年度 3 回、令和 2 年度 2 回)であり、議事録を確認すると主として各年度の第 1 回目はその年度のシステムスケジュールが議論されているものの、その後、情報システムプロジェクトの進捗状況などの報告はほとんど見受けられず、周知事項に留まっているように見受けられる。

設置要領には委員会の開催の頻度については制定されていないものの、電子自治体推進委員会をより機能させるため、開催頻度を増やすと共に、庁全体の情報システムに関する導入計画や進捗状況を始めとした報告事項・協議事項を明確に定める必要がある。

＜意見事項 4＞江東区情報化推進プランの推進体制の強化(情報システム課)

電子自治体推進委員会は年 2 回程度の会議のみでの開催であり、専門部会も現在は設置されていない。江東区情報化推進プランの個別施策については、各担当部署で進められており、情報システム課では事務局として進捗を把握するようにしているものの、進捗上の課題を議論するような定期的な会議体を設けているわけではない。

また政策経営部企画課が管轄する行革メニューとして推進プランの個別施策も含まれて管理されているが、こちらも半期に 1 回程度の進捗確認となっており、推進プランの個別施策についての進捗管理が十分とは言えない。

情報システム課は全体調整を図る部署でもあり、電子自治体委員会本体ないしは専門部会などで個別施策の状況を定期的に確認、他の関連部署にも共有する仕組みを持つ必要がある。

＜意見事項 5＞江東区情報化推進プランの進捗スケジュールの公表(情報システム課)

江東区情報化推進プランの受益者にもなる区民に対しても具体的な進捗スケジュールを公表する必要がある。スケジュールを公表することにより透明性も向上し、プランの進捗具合を区民と共有することができる。区は、「PDCA サイクルの考え方に則り、必要に応じ見直しを行い整合性を確保する」、とすでに公表しているわけであり、区民に対しても進捗スケジュールを公表するべきである。

＜意見事項 6＞各課個別システムの統一の方針化(情報システム課)

情報システム課所管システムについて共通仮想基盤と呼ばれる機器類を共通化したものがある。各課所管のシステムで一部のものは共通仮想基盤に集約されている。共通仮想基盤の機器は情報システム課の管理するマシンルームにあるため、機器の設置・運用は情報

システム課の下に行われることとなる。

情報システム課によると、各課所管の個別システムを共通仮想基盤に搭載していくことについて、IT 推進係としての方針は決まっているが、管理係としては次期機器更改に向けて今年度各課に調査を実施し、その結果を受け方針を決定するため、現段階では定まっていないとのことであった。今後、課としての方針を定め、文書化するべきである。

＜意見事項 7＞各課個別システムの統一の方針の公表(情報システム課)

現在、各課への個別システムについてのアンケートの際に、アンケート項目の一つとして情報システム課に共通仮想基盤があり、個別システムを共通基盤に搭載できる可能性があることを記載している。しかしこれ以外の方法では各課へ共通基盤に個別システムを搭載出来る可能性があることが周知されていない。各課へ周知することにより個別システムの共通仮想基盤への統一が進むと思われるため、現在の方法以外で＜意見事項6＞各課個別システムの統一の方針化(情報システム課)の方針を各課に公表するよう検討されたい。

3. 情報システムのライフサイクル管理

①監査対象の概要

江東区では、情報システムに関するマネジメントについては、統一的な方針や手法が存在しておらず、調達コストの高止まりや安易な随意契約など様々な問題が生じていると認識している。

そのため、情報システムに関するマネジメントの仕組みを確立する為、情報システムのライフサイクルに沿ってマネジメント手法を定めたシステムライフサイクルマネジメントガイドラインを平成29年3月に策定している。

システムライフサイクルとは、情報システムを企画、調達、開発、運用・保守、評価の5つのプロセスからなるサイクルとして定義するものである。

プロセス	概要
企画	現状分析、企画書作成、実施判断、予算化
調達	調達仕様書作成、事業者選定、契約
開発	要件定義、設計、製造、試験、移行
運用・保守	業務の円滑な遂行、保全
評価	評価検証、改善実施、システムの廃止

システムライフサイクル・ガイドラインの「1. 2本書の位置づけ」において、「本ガイドラインの読者は、情報システム課職員を想定しているが、他課がシステム化を検討する際のガイドラインとしても参考にされたい。」と規定されている。

他方、江東区情報セキュリティ対策基準において、情報システムの開発(第76条)・情報システムの導入(第77条)・情報システムにおける入出力データの正確性の確保(第79条)・開発及び保守用のソフトウェアの更新等(第81条)・システム更新又は統合時の検証等(第82条)の規程がある。

情報システム課以外の所管課における個別システムの導入、更新においてこれらの項目を順守させるための規程や手続書、システム監査などの仕組みはなく、個別システムの導入、更新について情報システム課が関与するスキームは現在ない状態である。区では、「江東区情報化推進プラン」における「施策 9:ガバナンスを強化する」の中で ICT 調達におけるシステムライフサイクル・ガイドライン全庁版を策定し、サイジング、セキュリティ水準、要件定義の明確化など調達における基本事項を標準化しようとしている。

②実施した監査手続

- (1) 所管課における独自システムの導入管理体制について質問
- (2) 関連書類の閲覧

③監査の結果および意見

＜意見事項 8＞各課へのシステムライフサイクル・ガイドラインのアナウンスの徹底(情報システム課)

個別システム所管課へシステムライフサイクル・ガイドラインの周知徹底を行うべきである。現在は各所管課が各自の判断で情報システムの更改が行われており、統一されたシステム管理がなされているとはいえない。江東区情報化推進プランの個別施策でも掲げている目標でもあるため、個別システム所管課へ周知徹底するべきである。

4. 情報システム課所管システム

①監査対象の概要

情報システム課所管のシステムについては、情報システム課の予算に応じ、監査を実施した。

1. 電子計算事務の概要

1) 電子計算事務の目的、内容及び成果

施策・事業の効率性の向上と行政資源の有効活用のため、各種の電子計算に関して歳出している。

●システム保守費 決算額 223,180,719 円

内訳	所属別事業別歳出一覧表における科目	金額(円)	主な内容
住記系システム保守	一般委託費	94,968,273	住民記録システム等の保守費
福祉系システム保守	一般委託費	42,052,200	医療助成システム等の保守費
教育系システム保守	一般委託費	8,937,018	学齢簿システム等の保守費

第4 監査の結果及び意見

戸籍システム保守	一般委託費	15,353,348	戸籍システムの保守費
基盤システム保守	一般委託費	23,020,800	基盤システムの保守費
住基ネット保守	一般委託費	15,510,000	交付システムの保守費
基幹系ポータルシステム保守	一般委託費	6,147,600	基幹系ポータルシステム保守費
二要素システム保守	一般委託費	10,651,480	二要素システム(指紋認証)の保守費
シンククライアントシステム保守	一般委託費	6,540,000	シンククライアントシステムの保守費

●機器保守費 決算額 202,158,328 円

内訳	所属別事業別歳出一覧表における科目	金額(円)	主な内容
基幹系機器保守	一般委託費	108,329,556	サーバ等の保守費
電子計算機保守	一般委託費	41,631,557	端末、プリンタ等の保守費
電子計算機付帯設備保守	一般委託費	10,164,000	マシン室内の空調機や集中制御盤の保守費
ネットワーク機器保守	一般委託費	27,448,656	認証スイッチ等ネットワーク機器の保守費
出張所・保健所等ルータ機器保守	一般委託費	2,689,309	出張所ルータ等の保守費
データベースサーバ保守	一般委託費	7,062,000	データベースサーバの保守費
番号制度ネットワーク機器保守	一般委託費	1,398,068	番号制度に係わるネットワーク機器の保守費
高速ページプリンタ保守	一般委託費	2,105,880	高速プリンタの保守費
連続自動裁断機保守	一般委託費	375,840	連続帳票の裁断機の保守費

第4 監査の結果及び意見

認証装置保守	一般委託費	953,462	セキュリティエリア に入室する際の静脈 認証装置の保守費
--------	-------	---------	------------------------------------

●システム運用費 決算額 204,554,280 円

内訳	所属別事業別歳出 一覧表における科目	金額(円)	主な内容
システム運用管理業 務委託	一般委託費	168,470,400	マシン室内の運用 業務を委託
住記系システム運用 支援業務委託	一般委託費	15,696,000	住記系システムの 常駐サポートを委託
データ入力業務委 託	一般委託費	11,510,400	パンチ入力を委託
ネットワークセキュリ ティ運用監視作業委託	一般委託費	8,502,000	番号制度ネットワ ークの監視を委託
全国町・字ファイル データ委託	一般委託費	297,000	全国の最新の地名 等のファイル購入費
金融機関ファイルデ ータ委託	一般委託費	78,480	最新金融機関情 報のファイル購入費

●システム改修費 決算額 273,067,300 円

内訳	所属別事業別歳出 一覧表における科目	金額(円)	主な内容
社会保障・税番号制 度対応改修	一般委託費	242,000	住記系システム改 修分
	資産新設改良費	7,306,200	福祉系システム改 修分
マイナンバーカード の記載事項の充実に 係る改修	資産新設改良費	11,162,250	マイナンバーカー ドに旧氏を併記する
印鑑証明書旧氏記 載対応	一般委託費	7,477,800	
子ども子育て支援制 度対応	資産新設改良費	6,957,500	平成 27 年 4 月か ら実施された新制度 への追加対応
生活保護法改正対応	資産新設改良費	9,009,000	金融機関調査依頼様 式変更等
児童扶養手当法改 正対応	資産新設改良費	21,175,000	児童扶養手当支給 回数変更

第4 監査の結果及び意見

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金対応	資産新設改良費	2,420,000	
税制度改正対応	資産新設改良費	11,078,100	同一生計配偶者控除対応
介護保険法改正対応	一般委託費	1,782,000	高額介護合算(予防)サービス費の改定等
国民年金法改正対応	一般委託費	720,720	年金生活者支援給付金対応等
元号改正対応	資産新設改良費	12,073,050	
幼児無償化対応	一般委託費	9,619,500	住記系システム改修分
	資産新設改良費	63,042,100	福祉系システム改修分
区立幼稚園預かり保育対応	資産新設改良費	32,670,000	
区組織改正対応	資産新設改良費	3,448,500	
その他制度改正対応	一般委託費	18,491,000	住記系システム改修分
	資産新設改良費	7,623,000	福祉系システム改修分
仕様変更による改修	一般委託費	21,285,880	住記・教育系システム改修分
	資産新設改良費	25,483,700	福祉系システム改修分

●ソフトウェア更新費 決算額 94,667,860 円

内訳	所属別事業別歳出一覧表における科目	金額(円)	主な内容
Windows10 対応作業費	一般委託費	54,680,148	住記系システム対応分・展開作業分
	資産新設改良費	39,987,712	福祉系システム対応分

第4 監査の結果及び意見

●機器移設・LAN 配線費 決算額 6,166,439 円

内訳	所属別事業別歳出 一覧表における科目	金額(円)	主な内容
レイアウト変更に伴う 機器移設作業	一般委託費	6,166,439	組織改正等レイ アウト変更に伴う機器移 設

●その他委託費 決算額 3,340,440 円

内訳	所属別事業別歳出 一覧表における科目	金額(円)	主な内容
ICT アドバイザー委 託	一般委託費	2,550,600	経費適正化、番号 制度運用支援等。令 和元年度 36 回実施
子育てワンストップサ ービス民間送達サービ ス利用委託	一般委託費	235,440	マイナポータルで 受付した申請書を JP が印刷して区へ提出
レコードリンク帳票設 計業務委託	一般委託費	554,400	RPA 対象帳票の 読み取り精度向上設 計委託

●機器賃貸借料 決算額 277,289,153 円

内訳	所属別事業別歳出 一覧表における科目	金額(円)	主な内容
電子計算機賃貸借	機器・物品借料	88,931,576	基幹系用の端末・ プリンタ等のリース料
電子計算機付帯設 備賃貸借	機器・物品借料	670,291	マシン室内の空調 機や集中制御盤のリ ース料
基幹系システム機 器等賃貸借	機器・物品借料	151,658,412	基幹系用のサー バ等のリース料
基幹系ポータルシ ステム賃貸借	機器・物品借料	2,888,784	ポータルシステム 用機器のリース料
戸籍総合システム 機器等賃貸借	機器・物品借料	6,579,787	戸籍システム機器 のリース料
基幹系ネットワーク 機器等賃貸借	機器・物品借料	15,439,872	認証スイッチ等ネ ットワーク機器のリ ース料
出先施設ルータ賃 貸借	機器・物品借料	352,619	出張所ルータ等の リース料

第4 監査の結果及び意見

認証装置賃貸借	機器・物品借料	810,644	マシン室静脈認証装置のリース料
連続自動裁断機賃貸借	機器・物品借料	1,061,424	連続帳票裁断機のリース料
高速ページプリンタ賃貸借	機器・物品借料	5,559,840	高速プリンタのリース料
番号制度ネットワーク機器賃貸借	機器・物品借料	3,335,904	番号制度に係るネットワーク機器のリース料

●システム使用料 決算額 91,054,086 円

内訳	所属別事業別歳出一覧表における科目	金額(円)	主な内容
住記系システムソフトウェア使用料	知的財産権料	72,446,400	「総合行政システム(RKK)」使用料
情報共有サービス使用料	知的財産権料	353,160	SharePoint 使用料
漢字検索ソフト使用料	知的財産権料	784,800	「パーフェクト字テン」(日本加除出版)使用料
ライセンス使用料	機器・物品借料	12,106,800	Windows10、Office ライセンス料
	知的財産権料	5,362,926	ウイルスバスター、滞納管理システム等ライセンス料

●その他経費 決算額 38,781,134 円

内訳	所属別事業別歳出一覧表における科目	金額(円)	主な内容
消耗品購入費	消耗品費	6,144,911	主にプリンタ、機器の消耗品、用紙の購入
修繕費	修繕料	2,574,219	空調機修理等
通信費	通信費	11,276,080	回線(出先・収納システム)、pufure利用料等
郵送料	郵便料	7,386	
磁気テープ等保管費	手数料	833,422	バックアップ用テープ及び予備端末の遠

			隔地保管(週1回)
データ消去費用	手数料	49,680	サーバ・端末機器等のデータ消去費用
毛布クリーニング代	手数料	7,700	宿泊作業時の仮眠用毛布のクリーニング代
緊急連絡交通費	自動車・駐車場使用料	2,500	出先職場のシステム障害時のタクシー代
研修参加負担金	研修参加費負担金	335,236	外部研修受講費
地方公共団体情報システム機構負担金	地方公共団体情報システム機構負担金	360,000	
地方公共団体情報システム機構交付金	地方公共団体情報システム機構交付金	17,190,000	

②実施した監査手続

(1)業務の概要を把握した上で、以下の資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

- ・令和2年度監査資料
- ・所属別事業別歳出一覧表(平成31年度)
- ・資産状況調査票記入要領

(2)ソフトウェア更新費、機器賃貸借料、システム使用料の内訳金額のうち10百万円を超える取引をサンプルとして抽出し、契約書・完了届・支出命令書・請求書等の支出決裁書類を入手して金額の検証を行った。

③監査の結果及び意見

(1)令和2年度監査資料と所属別事業別歳出一覧表の金額は一致した。

(2)サンプルとして抽出した取引は実在しており、金額も各種証憑と検証が図れた。

<指摘事項 4>情報システム課が全庁的なシステムを把握する仕組みをつくるべきである(情報システム課)

情報システム課は既存の個別システムは既に把握しているが、各課が新規に導入を検討している情報システムについては事前に知るための公式な仕組みが現段階では存在しないため、事前に完全には把握できない。

各所管課が個別で情報システムを導入することに関し、各課においてITに精通した担当者がいるとは限らないため、情報システム課が関与すべきであり、例えば予算要求前に情報システム課に照会することを制度化するなど、何かしら情報システム課がシステムを把握する仕組みを早急につくるべきである。

＜意見事項 9＞システム台帳を作成すべき(情報システム課)

現状情報システム課において基幹系システムについて、バージョン管理や機器管理も含め、システム台帳が作成されていない。将来的には全庁的なシステム台帳を作成し、情報システム課において一元管理できるようにするためにも、まずは情報システム課としてシステム台帳を作成管理するべきである。

＜意見事項 10＞リース物件台帳を整備すべき(情報システム課)

システム機器に関する賃貸借契約は通常リース契約に該当するが、財政課から台帳の役割を果たす資産状況調査票の作成及び提出が求められているリース資産は「資産状況調査票記入要領」において、以下の3点全てを満たすものに限られている。

- (1)リース期間終了後、所有権が本区に移転されるもの
- (2)リース期間が1か年を超えるもの
- (3)リース料総額が300万円を超えるもの

通常のリース契約はほとんどがリース期間終了後に対象物を事業者に返還するものであるため、上記(1)の要件を満たさない。そのため、リース物件については特に資産状況等を記載する必要がなく、リース物件台帳などの整備も要求されていない。情報システム課内でも特にリース物件台帳は整備されておらず網羅的に資産を管理する体制となっていない。

台帳が未整備の状況では、現在使用しているリース物件の内容を迅速に把握することが困難である。また、システムの更改時期等を検討する場合にも必要な資料として有用であると考えられるため、情報システム課におけるリース物件台帳の整備が必要である。

＜意見事項 11＞機器賃貸借料と機器保守費との契約分離検討の必要性(情報システム課)

現状、情報システム機器の賃貸借契約において賃貸借業者と保守業者が同じとなっている契約が多く見受けられる(賃貸借及び保守委託契約)。

確かに、両者を一括で契約することで契約事務の効率化や開発と保守を同じ業者が行うことでの作業の効率化が図られることは事実である。しかしながら、機器の賃貸借と保守の契約を分離する検討自体はされるべきであり、より経済合理性を図って契約締結を行うことが重要である。

＜意見事項 12＞保守契約における価格低減の取り組みの必要性(情報システム課)

保守契約は、システム導入時より同じ業者との特命随意契約が令和元年度においても継続している。特命随意契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定めるところであり、この随意契約の理由について、区は「システム開発者以外に保守をできる業者がない」としている。地方公共団体の契約は、競争入札(経理契約)の方法により締結することが原則であり、任意の特定の相手方を選択して契約できる随意契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号までに定める9つの場合に限定されている。

随意契約の場合、一般競争入札と比較して業者による価格競争が行われない。システムの保守契約のように、契約が継続的かつ長期にわたる場合には、同業他社の価格も参考にするなどして価格低減の取り組みの必要性が求められる。

＜意見事項 13＞当初の見積り期間を経過した後の価格低減の取り組みの必要性(情報システム課)

江東区では、平成 24 年度より導入している基幹系システムについて、「基幹系システムは、「共通基盤」・「住記系」・「福祉系」・「教育系」と大きく4つの調達単位に分け、それぞれのシステムを順次、プロポーザル方式により調達し構築することとした。」とされている。これらのシステムは、令和 2 年度現在でも使用している。平成 21 年 7 月に行われた基幹系システムのシステム導入においては、イニシャルコストとランニングコスト双方が価格点に反映されている。

平成 21 年 7 月の評価において、検討対象としていたランニングコスト(保守費用)の期間は、システム導入より 5 年間としており、平成 28 年度までであった。保守費用額は、導入業者の選定にあたって重要な根拠となっている。しかし、平成 28 年以降令和元年度においてもシステムは継続して使用しており、保守契約が継続している。そこで、当初の見積り期間を経過した後における保守費用額について、同業他社の価格も参考にするなどして価格低減の取り組みの必要性が求められる。

＜意見事項 14＞価格や契約内容に関する検討経緯の文書を保存すべき(情報システム課)

保守契約を継続する際における契約価格の検討過程を示した書類について質問したところ、「各業務システム既存の改修や新規追加に伴う増額は過去にあり、その都度金額の精査をしておりましたが、当該検討過程にかかる資料は、特にございません。」とのことであった。金額の精査をしているのであれば、検討過程にかかる資料が第三者にも理解可能な形で作成・保持されているべきである。

＜意見事項 15＞入札時におけるカスタマイズ費用等の仕様の明確化の必要性(情報システム課)

業者間でカスタマイズ費用の見積りに大きな差異が生じた場合は、費用の積算根拠となるカスタマイズの定義や、費用積算の前提に業者間で差異が生じていることが考えられる。こうした場合には、業者への聞き取り等を行い、仕様書等でカスタマイズの範囲や定義をできるだけ明確にしておくことが望ましい。またカスタマイズに伴うランニング費用の規模についても併せて確認することで、業者間比較が可能となる。

＜意見事項 16＞システム導入検討時におけるカスタマイズ費用の考慮の必要性(情報システム課)

システム導入時において、カスタマイズ費用が考慮対象外とされているが、完全に考慮対象外とするのではなく、一定の条件の下でのカスタマイズ単価の検討やシステム導入評価における価格点への反映などの方策を検討されたい。

＜意見事項 17＞システム調達・保守全般における他自治体との価格比較の必要性(情報システム課)

地方自治体においては、情報システムにかかわらず多くの分野で他自治体と類似のシステムを導入していることが多い。そこで、他団体との価格や性能の比較が求められる。

江東区でもシステムの導入にあたって他自治体との価格比較等が行われているかどうかにつき、区に質問したところ、「自治体により、環境や保守の形態等が異なるため、コスト比較等は行っておりません。」とのことであった。区は、システム導入においては他の特別区や一定以上の人口の自治体での導入実績を求め、また導入実績を選定において評価していることも事実である。このように他自治体での導入実績を重視する以上、他自治体における性能や価格等もあわせて検討できるはずである。

他自治体との比較を難しくする要因として、「環境が異なること」がよく挙げられるが、そもそも全く同じ環境というのは存在せず、比較には一定の制約があることを前提としたうえで価格比較を行うことは有用である。

さまざまな目的や環境の違いがあることは考慮しつつ、システムに対して求める価格や性能の要件について他自治体との比較を行うことは、適切なシステムの調達及び運用に際して不可欠なものと考えられる。

＜意見事項 18＞情報システムの入札により多くの業者を参加させる仕組みの必要性(情報システム課)

情報システムは、システム導入後の保守も含めると多額の調達となる。また、一度調達するとその保守は特定の業者による随意契約となることが多い。よって、システムのライフサイクル全体を通じたコストの評価、継続的な価格低減の取り組みが求められる。その意味で、入札においては多くの業者の参加が求められ、また仕様書の明確化や契約方法の工夫を推進すべきである。

情報システム関連の入札は、金額は多額となり、その後の保守や運用も長期間にわたるものとなるが、一部のシステムの入札においては、2 者のみの参加となっているケースがあった。入札業者が少ない場合には、価格が高止まりしたり、性能面での要望等が限定されてしまうリスクがある。

区においても、入札の仕様の明確化・周知期間の確保等を通じ、より多くの業者を入札に参加させる取組みが求められる。

また、多くの業者が入札に至らなかった理由については原因を究明し、今後の調達先多様化の取り組みを進めるべきである。

＜意見事項 19＞情報システムの入札に際する価格点の妥当性について(情報システム課)

情報システムの導入の評価について、価格点の設定根拠や首尾一貫した運用が求められる。

情報システムの契約にあたっては、価格、性能双方を考慮した総合的な検討が必要である。江東区における情報システムの導入においても、価格、性能等を点数付けすることにより、評価が行われている。一度システムを導入すると、システムの使用期間全般にわたって保守もシステム導入時の契約業者に継続的に依頼せざるを得ない実情を考慮して、イニシャルコストだけではなくランニングコストも含めたライフサイクル全体でのコストを評価する取り組みが必要となる。情報システムにおける価格点の算定では、ライフサイクル全体の価格が重要であることを鑑み、イニシャルコストだけを取り上げるのではなく、ランニングコストも含めたライフサイクル全体で点数化することが望ましい。江東区では、契約の評価にあたって価格点を算出している。

価格点について、参照した4システム(「基盤系」・「住記系」・「福祉系」・「教育系」)の評価のうち3システムの評価においては、ライフサイクル全体の価格点を基に評価が行われていた。1システム(基盤系システム)においてはイニシャル価格点とランニング価格点とが区分して算出されていた。

システムによってはイニシャルとランニングの合計で価格点を算出し、別のシステムではイニシャルとランニングとを区分して別々に価格点を算出することは、恣意的な価格点を用いたと疑義を持たれてしまうリスクがある。このような価格点の運用のシステムごとの相違についての理由を区に確認したところ、「その理由が示された資料はない」とのことであった。

そこで、価格点については特段の理由のない限り算出方法をシステム間でライフサイクルコスト全体にて検討するように統一し、首尾一貫したルール運用を図るべきである。また、一部のシステムにおいて他とは異なる価格点の運用を行うことが必要な場合には、その理由が明示される必要がある。

5. 更改事業

①監査対象の概要

●システム更改費 決算額 198,784,350 円

内訳	所属別事業別歳出一覧表における科目	金額(円)	主な内容
教育系システム構築委託	一般委託費	59,714,050	NECからRKKへ変更(令和元年9月稼働)
	資産新設改良費	1,857,600	
生活保護システム構築委託	一般委託費	120,008,900	NEC から日立へ変更(令和3年1月稼働予定)
	資産新設改良費	2,904,000	
教育システム・生活	一般委託費	14,229,800	次期教育系システ

第4 監査の結果及び意見

保護システム更改支援 委託			ム・生活保護システムの調達・構築支援
財務状況診断委託	一般委託費	70,000	プロポーザル参加 企業の財務状況診断 料

●機器更改費 決算額 143,269,980 円

内訳	所属別事業別歳出 一覧表における科目	金額(円)	主な内容
CS システム更改作 業委託	手数料	442,800	住基ネット旧サー バ解体、旧サーバ・ 端末データ消去作業
	一般委託費	12,783,640	住基ネットサーバ 更改作業費
Seriola システム更 改作業委託	一般委託費	44,599,830	交付系サーバ更改 作業費
戸籍サーバ・戸籍専 用端末更改作業委託	一般委託費	41,718,710	戸籍サーバ・戸籍 係使用端末更改作業 費
シンククライアントサー バ更改作業委託	一般委託費	34,258,400	シンククライアント端 末のサーバ更改作業 費
認証装置更改作業 委託	一般委託費	6,883,800	セキュリティエリア 静脈認証装置更改作 業費
ファイアウォール更 改作業委託	一般委託費	2,582,800	後期高齢者医療 NW との FW 更改作 業費

(1)教育系システム更改事業 概要

(a)システム導入の目的

- ・効率化された業務ノウハウが反映された導入実績が豊富なパッケージシステムを導入する。
- ・パッケージシステムが想定する業務運用に業務やシステム運用を活かし、本区独自のカスタマイズを抑える。
- ・長期間利用可能な柔軟性、拡張性、安定性の高いシステムを導入する。

(b)当事業の概要・システムコンセプト

従前の教育系システムは、平成 24 年 1 月の教育系システム再構築時に導入したものであるが、サポートが終了することに伴い、システムを更改することとした。

江東区は、臨海部におけるマンションの建設により、児童、生徒の人数が増加しており、より一層効率的な事務処理が必要となっている。また、区で初の義務教育学校が開校するなど、学校教育を取り巻く環境は変化し続けている。そこで、教育系システムについて、ユーザビリティが高く、今後の制度改正にも柔軟に対応できるシステムの調達を行うこととなった。

教育系システムは以下、4つのシステムから構成される。

- ア) 奨学資金システム：奨学資金の貸付・返還事務に関するシステム
- イ) 学齢簿システム：小・中学生の学籍事務に関するシステム
- ウ) 就学援助システム：小・中学生の就学援助費支給事務に関するシステム
- エ) 私立幼稚園システム：私立幼稚園の就園奨励費支給事務に関するシステム

備えている具体的な機能は以下の通りである。

ア) 奨学資金システムの主な機能

機能分類	機能概要
全般	- 貸付業務から償還業務への連動。 - 総貸付額と総償還額に差が発生した場合、随時調定額の変更が可能。 - 保護者情報と送付先情報を別に管理。 - 変則的に貸付額が変更される場合、年度毎に貸付月数を登録。 - 複数の奨学育英資金が存在する場合、各名称・金額の登録により対象の基金を選択する事が可能。
台帳管理	- 奨学生の内容が即時に照会可能。 - 住民記録と連動、奨学生・保護者等の異動を随時確認が可能。 - 貸付・償還の詳細情報をそれぞれ一画面で照会可能。 - 一人の奨学生が複数の奨学資金を受けている場合への対応。 - 年賦・半年賦・月指定等の償還方式に対応。
異動処理	- 償還・貸付の停止が発生した場合、償還・貸付の対象から外す事が可能。 - 個人毎に調定額の変更が随時可能。
収納管理	- 収納消込のエラー情報の随時把握が可能。 - 重複納入及び更正減による過納分について即時に還付充当処理が可能。 - 収納実績及び滞納繰越に関する帳票及び、日計表、月計表の作成が可能。 - 各個人毎の収納状況の確認を随時行う事が可能。
一括処理	- 各種帳票（納付書、未納通知書等）を送付先宛に作成することが可能。 - 各通知書及び、納付書の作成と同時に発送者の一覧の作成が可能。

イ) 学齢簿システムの主な機能

機能全般	- 学齢簿情報の履歴管理が可能。 - 保護者の判定が自動判定（住民記録の情報により）で可能。 - 自動判定出来ない場合は保護者設定を行うことが可能。
------	--

第4 監査の結果及び意見

	・学齢年度単位での児童・生徒の把握が可能。
児童生徒・保護者管理	・市区町村立学校、特別支援学校に通学している児童生徒の管理が可能。 ・区域外就学、指定外就学の管理が可能。 ・就学督促の情報の登録、猶予・免除情報の登録を行うことができます。 ・住民記録システムと連携して転入学通知書の作成が可能。
一括処理	・入学通知書を児童生徒の入学予定学校ごとに作成が可能。 ・外国人、住登外について住民と同様に各帳票の作成が可能。 ・選択した児童生徒のみの通知書の随時作成が可能。 ・一括処理の即時処理及び夜間処理が可能。
その他	・操作履歴、個人情報についての照会・異動のログ情報が管理可能。 ・メモ情報の管理が可能です

ウ) 就学援助システムの主な機能

機能全般	・就学援助費、特別支援就学奨励費・給食費の管理・支給が可能。 ・学齢簿情報を参照して判定・各種帳票の作成が可能。 ・申請年度毎に申請、支給情報を管理することが可能。
就学援助費 特別支援就学奨励費	・住民記録システム、住民税システムと連携が可能。 ・各自治体の判定基準に応じて、認定・却下のシステム自動判定が可能。 ・補助区分、認定区分、支給品目ごとに支給額を自動計算することが可能。 ・児童単位に全援助・補助内容の申請・認定状況の確認が可能。 ・需要額の直接入力、認定判定、支給額の直接入力を行うことが可能。 ・定期支給、転入・転出者に対する随時支給の処理が可能。 ・特別支援就学奨励費を就学援助費と重複して登録・判定が可能。
一括処理	・世帯員情報の取込、需要額の算出、認定可否判定処理の一括処理が可能。 ・認定者に対する認定通知書、振込通知書の一括作成が可能。 ・即時処理および夜間処理で一括処理を実行することが可能。
その他	・世帯員ごとに備考の管理が可能。 ・操作履歴、個人情報についての照会・異動のログ情報が管理可能。 ・メモ情報の管理が可能。

エ) 私立幼稚園システムの主な機能

機能全般	・就園奨励費補助金事業の申請情報を管理可能。 ・入園料、保育料（授業料）を設定し、入園登録時に自動表示。 ・弊社住民税システムから均等割、所得割情報を即時取得。 ・二子区分、認定階層を世帯構成と税情報から自動計算。 ・補助金振込先を保護者口座と幼稚園口座から選択可能。
就園奨励費補助金	・奨励費の階層設定（認定条件、名称、補助限度額）を画面から変更。 ・報告用の統計資料を作成可能。
一括処理	・前年の補助金対象者の申請台帳を一括複写（進級）することが可能。

第4 監査の結果及び意見

	・世帯構成、税情報を一括で取り込むことが可能。 ・税額の変更が存在する世帯員を一覧表示。 ・認定階層を取り込み済の税情報から一括判定。 ・入園料、保育料を入園後に一括修正可能。
その他	・施設毎、年齢毎の入園料と保育料を設定可能。

(c)所管部署
教育委員会事務局

(d)開発スケジュール

平成30年5月～7月	要件定義
平成30年6月～平成31年2月	設計/単体・結合試験
平成30年5月～令和元年8月	データ移行・検証
平成30年5月～10月	インフラ構築
平成30年9月～令和元年9月	システム運用 設定/準備
平成31年3月～5月	総合テスト/受入テスト
令和元年6月～8月	試行運用

(e)供用開始
令和元年9月

(f)当該更改事業にかかる支出
186,185,000 円

年度ごとの内訳は以下の通り。

単位：円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開発費	82,500,000	81,575,000	-	-	-	-
保守費	-	2,310,000	3,960,000	3,960,000	3,960,000	3,960,000
合計	82,500,000	83,885,000	3,960,000	3,960,000	3,960,000	3,960,000

(g)システムの調達方式
公募型プロポーザル方式

(h)運用保守の契約方式
随意契約

(i)システム形態
クライアント・サーバ方式

(2)生活保護システム更改事業 概要

(a)システム導入の目的

- ・効率化された業務ノウハウが反映された導入実績が豊富なパッケージシステムを導入する。
- ・パッケージシステムが想定する業務運用に業務やシステム運用を活かし、本区独自のカスタマイズを抑える。
- ・長期間利用可能な柔軟性、拡張性、安定性の高いシステムを導入する。

(b)当事業の概要・システムコンセプト

従前の生活保護システムは、平成24年1月の基幹系システム再構築時に導入したものであるが、サポートが終了することに伴い、システムを更改することとした。

江東区の生活保護受給者数は、一時期は増加傾向にあったが、景気や雇用情勢の改善に伴い、当更改事業の計画時はその傾向は鈍化した。しかし、区の生活保護受給者は在住者の約2%にあたる9,793人（平成30年8月時点）が該当し、より一層効率的な処理が必要である。そこで、生活保護システムについて、ユーザビリティが高く、今後の制度改正にも柔軟に対応できるシステムの調達を行うこととなった。

生活保護システムは以下の機能を備えている。

生活保護システムの主な機能

機能分類	機能概要
現業業務	・保護決定調書作成事務（入力エラーチェック機能） ・保護基準変更における追給・収入充当を考慮した支払額を確認可能 ・同月内で複数回の保護基準の変更処理が発生した場合、変更日時点の基準額や加算率等でシステム内部で自動計算
経理業務	・督促状一括更新処理 ・各扶助毎の世帯人数を把握可能 ・未納債権がある廃止済みケースの住所管理
介護業務	・介護券の差し替えが可能 ・介護事業所への支払データをシステムに取り込むことが可能 ・医療機関及び介護機関の登録
医療業務	・電子レセプトシステムから出力したレセプト情報（CSV ファイル）をシステムに取り込むことが可能 ・電子レセプト用データを条件指定し、対象期間の被保護者、医療券、調剤券のデータ出力を行うことが可能
返還徴収業務	・法第77条の2の法改正に対応
法外援護業務	・先付け日付の起案および承認が可能
統計業務	・「世帯類型」と世帯主の「障害傷病状況」や世帯構成の整合性チェック

(c)所管部署
生活支援部

(d)開発スケジュール

令和元年 8 月～11 月	要件定義
令和元年 12 月～令和 2 年 8 月	設計/単体・結合試験
令和元年 12 月～令和 2 年 8 月	データ移行・検証
令和 2 年 2 月～11 月	インフラ構築
令和 2 年 1 月～9 月	文字環境構築
令和 2 年 9 月～11 月	総合テスト/受入テスト
令和 2 年 12 月	試行運用

(e)供用開始予定

令和 3 年 1 月

(f)当該更改事業にかかる支出

459,100,000 円

年度ごとの内訳は以下の通り。

(単位：円)

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
開発費	94,461,000	211,559,000	-	-	-	-	-
保守費	-	5,104,609	30,615,600	30,615,600	30,615,600	30,615,600	30,615,600
合計	94,461,000	216,663,609	30,615,600	30,615,600	30,615,600	30,615,600	30,615,600

(g)システムの調達方式

公募型プロポーザル方式

(h)運用保守の契約方式

随意契約

(i)システム形態

クライアント・サーバ方式

プロポーザル方式の概要

プロポーザル方式とは、複数の事業者から企画提案を提出させ、提案内容を審査し、企画内容や業務遂行能力が最も優れた者を随意契約の候補者として選定する方式である。

経理課契約係では、各所管の調達業務に関して、プロポーザル方式の透明性・公平性を確保するために遵守すべき基本事項や事務手続をまとめた「プロポーザル方式事務マニュアル」(以下、「事務マニュアル」)を作成しており、これは情報システムの調達についても適用される。

プロポーザル方式には2つの種類がある。事務マニュアルから引用した説明は次のとおりである。

(a) 公募型プロポーザル方式

公募により広く提案事業者を募って選定するもの。

＜例＞ホームページで事業内容を公開

区報に事業内容を公開

(b) 指名型プロポーザル方式

提案事業者を指定して選定するもの。

※発注する業務内容が特殊なものである等の場合に例外的に採用する。例えば、特定の資格と実績が必要な場合、特定の団体に登録している事業者と契約する必要がある場合等

※指名にあたっては、江東区契約事務規則第 36 条に準じ、なるべく 4 社以上を指名すること。

また、プロポーザル方式の競争性及び公平性を一層高める観点から、公募型プロポーザル方式が原則となっている。

②実施した監査手続

(1) 情報システム課管理係に関連する業務についてヒアリング

(2) システム更改事業の関連資料の受領および確認

(3) 同資料をもとに同システムの機能および業務との関連性をヒアリング

③監査の結果及び意見

＜指摘事項 5＞十分なプロポーザルの公募期間を設け、幅広く事業者を募集すべき(情報システム課)

事務マニュアルによれば、プロポーザル方式の採用にあたっては、実施要領は「公表から説明会・質疑の締切までの期間は、業務内容に応じて、より多くの事業者が参加できるような適切な日数を確保すること」と強調された記載がある。

ここで、令和元年度に作業が開始された生活保護システム及び平成29年度に作業が開始された教育系システムの2つの更改事業について、システム選定スケジュールを確認したい。両事業はいずれも公募型プロポーザル方式にて選定がされている。以下は、それぞれの公募実施要領からスケジュールの部分を抜粋したものである。

生活保護システム公募スケジュール

1	実施要領の公表期間	令和元年 6 月 24 日～令和元年 6 月 28 日
2	参加意向表明書提出期限	令和元年 6 月 28 日
3	参加資格確認通知	令和元年 7 月 5 日
4	質問受付期間	令和元年 6 月 24 日～令和元年 7 月 5 日
5	仕様書等の閲覧期間	令和元年 6 月 27 日～令和元年 7 月 3 日
6	質問回答期限	令和元年 7 月 10 日

7	提案書提出期限	令和元年 7 月 24 日
8	プレゼンテーション実施	令和元年 7 月 29 日週または令和元年 8 月 5 日週
9	選定結果通知	令和元年 8 月中旬

教育系システム公募スケジュール

1	ホームページ掲載	平成 29 年 12 月 4 日
2	提案招請説明会	平成 29 年 12 月 11 日
3	参加意向表明書提出期限	平成 29 年 12 月 11 日～12 月 15 日
4	質問受付期間	平成 29 年 12 月 11 日～12 月 22 日
5	仕様書等の閲覧期間	平成 29 年 12 月 13 日～12 月 19 日
6	プレゼンテーション日時通知	平成 29 年 12 月 19 日
7	質問回答期限	平成 29 年 12 月 26 日
8	提案書提出期限	平成 30 年 1 月 12 日
9	プレゼンテーション実施	平成 30 年 1 月 22 日週または 29 日週
10	構築事業者決定、通知	平成 30 年 2 月上旬

実施要領の公表から参加意向表明書までの期間について、生活保護システムは 5 日間(5 営業日)、教育系システムは 12 日(10 営業日)である。ただ、教育系システムは提案招請説明会が公表から 6 営業日目に行われていることから、実質は 5 日間(5 営業日)であるといえる。これは、客観的にみて、十分な期間とはいえない。

特に東京でビジネスを営むベンダーの場合、特別区 23 区は少なくともその商業圏となり、各区のプロポーザル情報に気を配る必要があるが、募集が 5 日しかないのであれば、週に 1 回以上、江東区のホームページをチェックする必要がある。

また、「公募により広く提案事業者を募って選定する」という公募型プロポーザル方式の目的に照らせば、東京に隣接する埼玉、神奈川、千葉のベンダーからも応募があることが望ましいが、その点を考慮すると 5 日間という期限設定は、十分とはいえない。

なお、他の都道府県(東京特別区含む)と同じであれば何でも正しいということではないが、参考までにプロポーザル実施要領を確認したところ、バラつきはあるが、公募期間はおおよそ 2 週間～1 ヶ月ほどであったことを付け加える。

公募型プロポーザル方式を行う場合は、その趣旨に沿うように十分な公募期間を設けるべきである。

＜指摘事項 6＞提案書の提出期限を十分に設定すべき(情報システム課)

＜指摘事項 5＞十分なプロポーザルの公募期間を設け、幅広く事業者を募集すべき(情報システム課)と関連して、提案書の提出期限にも注目すると、公募の公表から提案書の提出期日までの日数は、生活保護システムでは、31 日間、教育系システムは 40 日間(年末年始を含む)である。日数だけでは十分かどうかは判断できないため、提案依頼書と提案書の量から比較する。

提案依頼書とは、ベンダーに提案してほしいシステム仕様、見積金額、構築スケジュール

や体制等のプロジェクトに関する要望を示す資料である。

生活保護システムの提案依頼書は、図表3のとおり、非常に分量が多く、様式を除いて19ファイル、PDFの文章はA4サイズで255ページ分である。ベンダーは、これらの資料に全て目を通し、機能要件、プロジェクト要件を満たすプロジェクト計画を立てた上で、様式に併せた提案書を作成しなければならない。

採用されたベンダー（以下、H社と呼称する）の作成した提案書は、162ページの本文と10個のExcelファイルからなる要件一覧表であった。

このような膨大な量の提案依頼書に基づいて提案を作成するには現状の期間では十分とは言えず、またそのような短い期間で作成された提案が必ずしも質の高いものとも限らない。

ベンダーの負担を軽減しより優れた提案を受けるためにも、提案書の作成期間は十分に設定すべきである。

第4 監査の結果及び意見

図表3 生活保護システムの提案依頼資料

分類	資料名		ファイル形式	資料説明
提案手続に関する資料	提案依頼書		PDF	本調達に係る手続を示した資料
	別添資料①	提案要求関連資料一覧	PDF	本資料
	様式①	提案参加意向表明書	Word	提案手続に必要な様式
	様式②	提案辞退届	Word	
	様式③	質問表	Excel	
次期システムに求める要件等を示した資料	提案要求仕様書		PDF	本調達に係るシステムや作業等の要件を示した資料
	別添資料②	要件一覧表(共通機能要件)	PDF	生活保護システム全体に求める業務共通機能要件を示した資料
	別添資料③	要件一覧表(生活保護システム_業務共通)	PDF	生活保護システムの各業務で共通的に求める機能要件等を示した資料
	別添資料④	要件一覧表(生活保護システム_現業)	PDF	生活保護システムの左記業務に求める機能要件等を示した資料
	別添資料⑤	要件一覧表(生活保護システム_経理)	PDF	生活保護システムの左記業務に求める機能要件等を示した資料
	別添資料⑥	要件一覧表(生活保護システム_介護)	PDF	生活保護システムの左記業務に求める機能要件等を示した資料
	別添資料⑦	要件一覧表(生活保護システム_医療)	PDF	生活保護システムの左記業務に求める機能要件等を示した資料
	別添資料⑧	要件一覧表(生活保護システム_返還徴収)	PDF	生活保護システムの左記業務に求める機能要件等を示した資料
	別添資料⑨	要件一覧表(生活保護システム_法外援護)	PDF	生活保護システムの左記業務に求める機能要件等を示した資料
	別添資料⑩	要件一覧表(生活保護システム_統計)	PDF	生活保護システムの左記業務に求める機能要件等を示した資料
	別添資料⑪	環境構築作業範囲	PDF	環境構築作業における役割分担を示した資料
	別添資料⑫	要件一覧表(システム要件)	PDF	システムに求める要件を示した資料
	別添資料⑬	データ連携一覧	PDF	次期生活保護システムで必要なるデータ連携を示した資料
提案書・見積書に関する資料	提案書作成要領		PDF	提案書の作成方法を示した資料
	別添資料⑭	提案書記載事項	PDF	提案書の記載内容を示した資料
	様式④	要件一覧表(生活保護システム_業務共通)への対応	Excel	別添資料③に示した要件への回答を記載する様式また、各要件へのカスタマイズ費用を記載する様式
	様式⑤	要件一覧表(生活保護システム_現業)への対応	Excel	別添資料④に示した要件への回答を記載する様式また、各要件へのカスタマイズ費用を記載する様式
	様式⑥	要件一覧表(生活保護システム_経理)への対応	Excel	別添資料⑤に示した要件への回答を記載する様式また、各要件へのカスタマイズ費用を記載する様式
	様式⑦	要件一覧表(生活保護システム_介護)への対応	Excel	別添資料⑥に示した要件への回答を記載する様式また、各要件へのカスタマイズ費用を記載する様式
	様式⑧	要件一覧表(生活保護システム_医療)への対応	Excel	別添資料⑦に示した要件への回答を記載する様式また、各要件へのカスタマイズ費用を記載する様式
	様式⑨	要件一覧表(生活保護システム_返還徴収)への対応	Excel	別添資料⑧に示した要件への回答を記載する様式また、各要件へのカスタマイズ費用を記載する様式
	様式⑩	要件一覧表(生活保護システム_法外援護)への対応	Excel	別添資料⑨に示した要件への回答を記載する様式また、各要件へのカスタマイズ費用を記載する様式
	様式⑪	要件一覧表(生活保護システム_統計)への対応	Excel	別添資料⑩に示した要件への回答を記載する様式また、各要件へのカスタマイズ費用を記載する様式
	様式⑫	要件一覧表(共通機能要件)への対応	Excel	別添資料⑫に示した要件への回答を記載する様式
	様式⑬	要件一覧表(システム要件)への対応	Excel	別添資料⑬に示した要件への回答を記載する様式
	見積書作成要領		PDF	見積書の作成方法や見積条件を示した資料
	様式⑭	費用見積書	Excel	費用の合計を記載する様式
	様式⑮	見積内訳書	Excel	費用の内訳を記載する様式
	様式⑯	ハードウェア・ソフトウェア明細	Excel	ハードウェア、ソフトウェアに係る明細を記載する様式
プレゼンテーションに関する資料	プレゼンテーション実施要領		PDF	プレゼンテーションの実施方法等を示した資料

＜意見事項 20＞システム改修の完了時に、工数の予実比較を行うことが望ましい(情報システム課)

システム改修の際には、ベンダーが作業にかかる工数を見積もり、これに作業者の単価を乗じて、見積金額を算定する。区では、その見積もりの内容を了承した上で発注を行っているが、作業の完了後、実績の工数についてベンダーから報告を受けて、見積もりとの差異比較を行う業務が存在していない。

不要な歳出を抑制するためには、見積りとの差異比較を行う必要がある。システムに限らず、一般に作業を請け負う事業者は、保守的に、すなわち余剰分を含んだ見積もりを作成する誘引が働くと考えられる。報酬は実績作業時間に基づくものではなく、見積もりに基づく金額となるからである。

本来は見積もりの時点で、そういった保守的な部分を適切な範囲に収めるのが望ましいが、システムという専門性の高い分野においては、発注側が見積もりの段階でその工数の妥当性を評価することは容易なことではない。

また、システムの改修作業の現場は分散されているか遠隔であることが多く、通常の建築工事とは異なり、作業を目視で確認をすることはできない。

つまり、実際の作業にどの程度の時間がかかったかどうかは、ベンダーから報告を受けることでのみ確認が可能である。見積もり時の工数と、作業後の報告された工数の差異比較を行えば、ベンダーの見積もりの精度が適切かどうかを判断できる。その上、ベンダー側に対しても、報告することがわかっていれば、過度に保守的な見積もりを抑制する効果が期待できる。

したがって、今後のシステム改修の完了時には、工数の予実比較を行っていくことが望ましい。

＜意見事項 21＞システムの稼働判定の確認項目を増やすことが望ましい(情報システム課)

稼働判定(移行判定とも言う)とは、開発作業完了後、システムが確実に本番移行できるレベルに達しているかを一定の基準を設け、それを満たしているか確認・判定することであり、システム導入における重要なプロセスの一つである。

この基準には、システムが本番稼働後に安定して稼働できるかどうかを確認する多数の基準項目が体系的・網羅的に構成されていなければならない。

例えば、システムの品質、バグの収束状況、システムの利用者に対する操作教育や環境整備、本番稼働後の運用体制、保守体制などが確認基準項目になる。

現状、システムの稼働判定の確認項目は不足していると考えられるため、システムの稼働判定のための確認項目を増やすべきである。

＜指摘事項 7＞見積内訳書は詳細な項目が分かる様式とすべき(情報システム課)

区がシステム更改の事業者選定を行う際に、ベンダーに依頼する提案書の中に様式「見積内訳書」があるが、当資料の項目粒度が荒い傾向にある。

例えば、教育系システムの更改事業の場合、イニシャルコストの見積もり内訳が、

- (1) 要件定義 11.5 人月
- (2) 適用費用 22.5 人月
- (3) データ移行費用 30 人月
- (4) 試験費用 5 人月

と記載されているのみである。これでは、要件定義といっても、何人の担当者が、どのような作業によって 11.5 人月かかるのかが分からない。金額が1千万円、2千万円するような事業において、このような見積様式は適切ではない。

＜意見事項20＞システム改修の完了時に、工数の予実比較を行うことが望ましい(情報システム課)で、「システムという専門性の高い分野においては、発注側が見積りの段階でその工数の妥当性を評価することは容易なことではない。」と述べたが、そもそも工数情報を入手していないというのは好ましくない。

要件定義の場合、その内訳として、最低でも打ち合わせ工数、ドキュメント作成工数の2つには分けられるし、データ移行費用の場合は、移行元データ分析、移行ツール開発、移行作業、検証作業ぐらいの情報は得るべきであろう。

こうした見積りの内訳を確認すれば、見積りの妥当性だけでなく、ベンダーの計画に対する実現性の検証にも有用である。

よって、見積内訳書はより詳細な内訳が分かるような様式とすべきである。

6. 機器等

①監査対象の概要

(1) 全体予算

●事務用パソコン・プリンタ等の配備

事業名	システム/サービス名	予算額	実績額	執行率
HDI 端末賃貸借	HDI システム	49,175,424	49,175,424	100.0%
HDI 基盤賃貸借	共通仮想基盤	194,270,038	155,590,416	80.1%
貸出用・検証用端末購入	貸出し用 PC	1,963,699	866,800	44.1%
複合機賃貸借	複合機	6,551,280	7,084,320	108.1%
複合機管理システム	複合機管理システム	7,034,760	7,257,598	103.2%
複合機消耗品	複合機	250,560	316,010	126.1%
パソコン等修理	機器修繕	2,452,500	74,088	3.0%
機器移設レイアウト変更対応	レイアウト変更対応	9,101,000	6,470,981	71.1%
合計		270,799,261	226,835,637	83.8%

●ファイルサーバ構築運用

事業名	システム/サービス名	予算額	実績額	執行率
ファイルサーバシステム機器賃貸借	ファイルサーバ	6,841,584	6,841,584	100.0%

第4 監査の結果及び意見

●シンククライアントシステム構築運用

事業名	システム/サービス名	予算額	実績額	執行率
シンククライアントシステム撤去	シンククライアント	269,568	326,160	121.0%

●WEBメール、職員ポータルマスタ情報連携

事業名	システム/サービス名	予算額	実績額	執行率
マスタ情報連携システム保守委託	マスタ情報連携システム	25,632,140	25,632,140	100.0%
マスタ情報連携システム機器賃貸借		254,016	234,808	92.4%
Web メール、職員ポータルシステム保守委託	公開羅針盤	10,552,944	10,552,944	100.0%
合計		36,439,100	36,419,892	99.9%

●総合行政ネットワーク(LGWAN)の運用

事業名	システム/サービス名	予算額	実績額	執行率
回線利用料	LGWAN	1,284,456	1,282,492	99.8%
提供装置賃貸借		1,679,616	1,692,576	100.8%
合計		2,964,072	2,975,068	100.4%

●東京電子自治体共同運営協議会

事業名	システム/サービス名	予算額	実績額	執行率
電子調達・電子申請運営委託	東京電子自治体共同運営	13,923,543	13,898,235	99.8%
共同運営協議会分担金		552,602	552,602	100.0%
合計		14,476,145	14,450,837	99.8%

●財務会計システム運用

事業名	システム/サービス名	予算額	実績額	執行率
システム保守委託	FAST	12,059,760	12,059,760	100.0%
システム改修		66,628,200	61,190,640	91.8%
合計		78,687,960	73,250,400	93.1%

●文書管理・電子決裁システム運用

事業名	システム/サービス名	予算額	実績額	執行率
システム保守委託	UNICITY	11,415,579	11,738,704	102.8%
システム改修		10,000,000	486,000	4.9%

第4 監査の結果及び意見

文書廃棄・年度末運用		2,860,000	2,536,875	88.7%
合計		24,275,579	14,761,579	60.8%

●都区市町村情報セキュリティクラウド

事業名	システム/サービス名	予算額	実績額	執行率
運営負担金	都区市町村情報セキュリティクラウド	14,085,324	11,576,280	82.2%
クラウド接続通信費		2,867,659	2,655,240	92.6%
合計		16,952,983	14,231,520	83.9%

●公衆無線 LAN

事業名	サービス名等	予算額	実績額	執行率
公衆無線 LAN 保守	公衆無線 LAN	2,605,536	2,171,280	83.3%

●情報化推進プラン

事業名	システム/サービス名	予算額	実績額	執行率
リモートアクセス	リモートアクセス	15,510,000	15,433,550	99.5%

(2) 各論

今回の包括外部監査で調査対象とした事業について、詳述する。

①HDI端末賃貸借

件名	契約金額	契約日	契約期間 自	契約期間 至	契約先	令和元年度の実績額
仮想デスクトップ端末賃貸借	167,864,400	2017年7月10日	2017年11月1日	2022年10月31日	日通商事株式会社東京支店	33,572,880
仮想デスクトップ端末賃貸借	78,012,720	2018年8月10日	2018年11月1日	2023年10月31日	興銀リース株式会社	15,602,544
						49,175,424

HDI(Hosted Desktop Infrastructure)システムとは、庁内情報系端末のOS及び全てのアプリケーションを含むデスクトップ環境を提供し、集中管理するシステムである。旧来使用していたシンクライアントシステムを撤去して、HDIシステムを導入し、これに合わせて仮想デスクトップ端末をリース契約により調達した。

端末にはノート型とデスクトップ型があり、ハードディスク・CPU・メモリは搭載されており、情報を保存できない仕様で、情報漏洩防止を図っている。

リース契約は指名競争入札によって行われ、上表の2社が落札した。平成29年導入分が 1,826 台、平成30年導入分が 800 台である。なお、上表とは別に、令和元年分導入分が 50 台あるが、こちらの契約は令和元年の共通仮想基盤増設とセットになっている。

なお、デスクトップ端末の保守業務は、日本ヒューレット・パッカーが行っている。

第4 監査の結果及び意見

②HDI基盤賃貸借

件名	契約金額	契約日	契約期間 自	契約期間 至	契約先	令和元年度の実績額
庁内LAN用共通仮想基盤及び仮想デスクトップ基盤増設機器賃貸借	476,474,400	2018年4月1日	2018年11月1日	2023年10月31日	日通商事株式会社東京支店	95,294,880
庁内LAN用共通仮想基盤及び仮想デスクトップ基盤増設機器賃貸借	516,818,880	2019年4月1日	2019年9月1日	2024年8月31日	日通商事株式会社東京支店	60,295,536
						155,590,416

HDI共通仮想基盤とは、財務会計システム、文書管理システム等の業務システム及び仮想デスクトップシステムのハードウェア、ミドルウェアを統合して担い、監視、バックアップも一括して行うシステムである。

共通仮想基盤は情報システム課の管理するマシンルームに上記契約の2台が設置されている。

なお、リース契約は指名競争入札によって行われ、日通商事が落札した。なお、共通仮想基盤の保守業務は、日本ヒューレット・パカードが行っている。

③複合機賃貸借

件名	契約金額	契約日	契約期間 自	契約期間 至	契約先	令和元年度の実績額
デジタル複合機賃貸借	2,818,800	2016年1月21日	2016年2月1日	2021年1月31日	富士ゼロックス株式会社	568,980
デジタル複合機賃貸借	10,463,580	2018年9月20日	2018年10月1日	2023年9月30日	富士ゼロックス株式会社	2,099,340
令和元年度デジタル複合機賃貸借	37,938,500	2019年7月18日	2019年9月1日	2024年8月31日	富士ゼロックス株式会社	4,416,000
						7,084,320

従来は、情報システム課から配布しているプリンタ・スキャナと各課で管理しているプリンタ・複合機が混在している状況であったが、庁内LAN端末用出力機器の配備見直し及び複合機への統合を実施した。

見直しのメリットとしては、①機器統合による機器購入代、消耗品購入代、修繕料の削減、②電力使用量削減ひいてはCO2排出量削減、③保守点検・消耗品供給を含めた管理負担の削減、④連続複写や読取速度の高速化等の機能の充実、が挙げられる。

新たな複合機の調達にあたって区は、事業者選定委員会を設置し、公募型プロポーザルを実施した。3社から提案があったが、その中で評価点が最も高かったXEROX（現・富士ゼロックス）が選定された。

複合機賃貸借はレンタル契約であり、調達台数は、平成27年分が29台、平成30年分が107台、令和元年分が115台である。

④複合機管理システム

件名	契約金額	契約日	契約期間 自	契約期間 至	契約先	令和元年度の実績額
複合機統合管理システム機器賃貸借	3,696,840	2018年5月29日	2018年9月1日	2023年8月31日	日通商事株式会社	739,368
複合機統合管理システム保守委託	2,134,000	2020年3月31日	2019年4月1日	2019年4月1日	富士ゼロックス株式会社	2,134,000
複合機統合管理システム増設業務委託	4,181,760	2019年4月1日	2019年4月1日	2019年9月30日	富士ゼロックス株式会社	4,181,760
複合機統合管理システム法定停電対応	99,360	2019年5月9日			富士ゼロックス株式会社	99,360
複合機撤去及び設置作業	45,360	2019年4月2日			富士ゼロックス株式会社	45,360
複合機撤去及び設置作業	57,750	2020年3月23日			富士ゼロックス株式会社	57,750
						7,257,598

第4 監査の結果及び意見

複合機管理システムとは、庁内情報系出力機器すなわち複合機を集中管理し、操作ログの取得、機器の各種設定、ユーザー管理、監視等を一括して行うシステムである。

複合機統合管理システムのサーバは、リース契約により調達しており、情報システム課の管理するマシンルームに設置されている。

保守契約や増設作業等については、③のプロポーザルで採用した富士ゼロックスに委託している。

⑤機器移設レイアウト変更対応

件名	契約金額	契約日	契約先	令和元年度の実績額
産業会館 庁内LAN工事	98,280	2019年5月29日	神田通信機器株式会社	98,280
レイアウト変更に伴う庁内LAN工事	78,840	2019年6月27日	神田通信機器株式会社	78,840
江東区公衆無線LAN撤去業務委託	432,000	2019年7月8日	東日本電信電話株式会社	432,000
東砂児童館 庁内LAN配線工事	102,600	2019年7月8日	神田通信機器株式会社	102,600
庁内系サーバ導入に伴う作業対応	897,501	2019年4月26日	日本電気株式会社	897,501
扇橋小学校 庁内LAN工事	220,320	2019年8月8日	神田通信機器株式会社	220,320
つばめ幼稚園・深川第四中学校 庁内LAN工事	50,760	2019年7月18日	神田通信機器株式会社	50,760
江東区公衆無線LAN再整備業務委託（3校）	2,046,000	2019年9月10日	東日本電信電話株式会社	2,046,000
東砂幼稚園・東砂第三保育園 庁内LAN配線工事	38,880	2019年9月2日	神田通信機器株式会社	38,880
指導室 庁内LAN配線工事	85,800	2019年12月11日	神田通信機器株式会社	85,800
江東区公衆無線LAN環境整備（香取小学校）	1,320,000	2020年1月14日	東日本電信電話株式会社	1,320,000
年度末組織改正に伴う庁内LAN配線工事	770,000	2020年3月2日	神田通信機器株式会社	770,000
学校及び幼稚園の移設に伴う庁内LAN配線工事	330,000	2020年3月27日	神田通信機器株式会社	330,000
				6,470,981

機器移設レイアウト変更対応とは、人事異動・組織改正などに伴い実施するものである。具体的内容としては、本庁舎及び出先機関のLAN工事、公衆無線LANの再構築(Wi-Fiの撤去及び再設置)などが挙げられる。

⑥ファイルサーバ機器賃貸借

件名	契約金額	契約日	契約期間 自	契約期間 至	契約先	令和元年度の実績額
ファイルサーバ賃貸借	34,207,920	2016年9月27日	2017年1月1日	2021年12月31日	株式会社J E C C	6,841,584

ファイルサーバとは、各種電子ドキュメントを保管し、バックアップを取得、保持するシステムである。

ファイルサーバは、リース契約により調達しており、情報システム課の管理するマシンルームに設置されている。

保守契約については、サーバを構築した日本電気に委託している。

第4 監査の結果及び意見

⑦シンククライアントシステム

件名	契約金額	契約日	契約先	令和元年度の実績額
データ消去作業委託	192,348	2019年4月2日	株式会社大塚商会	192,348
データ消去作業委託（4/24）	133,812	2019年4月24日	株式会社大塚商会	133,812
				326,160

シンククライアントシステムとは、HDIシステムの前世代のシステムであり、サン・マイクロシステムズ社のサンレイ・サーバを採用した。令和元年度には、撤去費用（データ消去作業）のみが発生した。

⑧マスタ情報連携システム保守委託

件名	契約金額	契約日	契約先	令和元年度の実績額
マスタ情報連携システム保守作業委託	3,052,000	2019年4月1日	東日本電信電話株式会社	3,052,000
マスタ情報連携システムバージョン更改作業委託	20,930,140	2019年10月11日	東日本電信電話株式会社	20,930,140
マスタ情報連携システム年度末運用支援委託	1,650,000	2020年1月30日	東日本電信電話株式会社	1,650,000
				25,632,140

マスタ情報連携システムとは、内部情報系を利用する全職員の所属情報を一括管理し、ポータルシステム等に情報を提供するシステムである。

マスタ情報連携システムの保守その他は、当初の導入に携わったNTT東日本に委託している。

⑨マスタ情報連携システム機器賃貸借

件名	契約日	契約金額	契約期間 自	契約期間 至	契約先	令和元年度の実績額
マスタ情報連携システム賃貸借	2019年2月25日	255,976	2019年3月1日	2020年2月29日	富士通リース株式会社	234,808

マスタ情報連携システム機器については、リース契約により調達している。ただし、契約は平成31年2月で終了している。それ以降は、マスタ情報連携システムが共通仮想基盤の中に組み込まれたため、機器の賃貸借はない。

⑩Webメール、職員ポータルシステム保守委託

件名	契約金額	契約日	契約先	令和元年度の実績額
グループウェア保守作業委託	10,552,944	2019年4月1日	株式会社大塚商会	10,552,944

ポータルシステムとは、職員間のコミュニケーション、スケジュール管理、施設予約管理及び上記の内部情報系システムのポータル（入口）となるシステムである。契約書ではグループウェアと呼称しているが、ポータルシステムのことである。

グループウェアの調達にあたっては、グループウェア構築事業者選定会を設置し、公募型プロポーザルを実施した。2社から提案があったが、その中で評価点が高かった大塚商会を採用した。

第4 監査の結果及び意見

グループウェアの名称は、両備システムズが製造している公開羅針盤である。グループウェアに関する保守契約等は、大塚商会に委託しているが、大塚商会は両備システムズに再委託しており、実際の作業は両備システムズの社員が行っている。

⑪総合行政ネットワーク(LGWAN)の運用

件名	契約金額	契約日	契約期間 自	契約期間 至	契約先	令和元年度の実績額
第四次LGWAN接続サービス申込書（回線利用料）	6,363,360	2018年9月13日	2018年10月11日	2023年9月30日	ソフトバンク株式会社	1,282,492
第四次LGWAN接続サービス申込書（提供装置賃借）	8,398,080	2018年9月13日	2018年10月11日	2023年9月30日	ソフトバンク株式会社	1,692,576
						2,975,068

総合行政ネットワーク(Local Government Wide Area Network : LGWAN)とは、地方公共団体の組織内ネットワーク(庁内LAN)を相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とする、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークである。

LGWANの運営は、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)が行っており、LGWANには全国の自治体が参加している。

LGWANはインターネット環境からは隔離された、国と地方公共団体のみが参加しているネットワークである。LGWANシステムによって、接続団体相互間の電子メールの送受信、インターネットから届いたメールを無害化したメールの受信、及び、インターネットアドレス宛てメールの送信が可能となる。

第四次LGWANの回線契約はソフトバンクと交わしており、ソフトバンク回線を利用した冗長構成となっている。付帯設備であるルータ2台は、情報システム課の管理するマシンルームに設置されている。

⑫東京電子自治体共同運営協議会

件名	契約金額	契約日	契約先	令和元年度の実績額
東京電子自治体共同運営電子調達サービス提供委託	11,226,894	2019年4月1日	日本電気株式会社	11,226,894
東京電子自治体共同運営電子申請サービス（第三期サービス）提供委託	2,671,341	2019年4月1日	富士通株式会社	2,671,341
東京電子自治体共同運営協議会 令和元年度負担金の請求について	552,602	2019年8月30日	東京電子自治体共同運営協議会	552,602
				14,450,837

東京電子自治体共同運営協議会は、東京電子自治体共同運営サービスとして、電子申請サービス、及び、電子調達サービスを提供している。

<https://www.e-tokyo.lg.jp/top/index.html>

電子申請サービスとは、自宅や職場などの身近な場所からインターネットを通じて行政手続ができるサービスである。また、電子調達サービスとは、入札情報の入手、入札参加資格審査申請、電子入札などができるサービスである。

東京電子自治体共同運営サービスへの参加は任意であるが、大半の市区町村は参加している。江東区においては、電子申請サービス、電子調達サービスの両者ともに参加している。

東京電子自治体共同運営協議会は、電子調達サービス提供を日本電気に、電子申請サービス提供を富士通に、それぞれ委託している。各自治体は、サービス提供先のベンダーと個別に契約を交わしている。

上記とは別に、参加自治体は東京電子自治体共同運営協議会に年度分の負担金を支払っている。

⑬財務会計システム運用

件名	契約金額	契約日	契約先	令和元年度の実績額
財務会計システム保守委託	12,059,760	2019年4月1日	ジャパンシステム株式会社	12,059,760
財務会計システム更改業務委託	60,114,960	2019年4月1日	ジャパンシステム株式会社	60,114,960
財務会計システムの改修作業（契約管理支援）	1,075,680	2019年4月1日	ジャパンシステム株式会社	1,075,680
				73,250,400

財務会計システムとは、予算編成の支援、契約業務の支援、歳入歳出業務の支援、公有財産管理の支援等を行うシステムである。ジャパンシステムが開発したFASTというシステムを利用している。

財務会計システムの調達にあたっては、財務会計システム選定会を設置し、公募型プロポーザルを実施した。3社から提案があったが、その中からジャパンシステムを採用した。

保守契約や改修作業については、システム提供先であるジャパンシステムに委託している。また、5年に1回システムの大幅な更改業務が発生し、こちらも当社に委託している。

⑭文書管理・電子決裁システム運用

件名	契約金額	契約日	契約先	令和元年度の実績額
文書管理・電子決裁システム保守委託	8,878,704	2019年4月1日	日本ユニシス株式会社	8,878,704
文書管理・電子決裁システム年度末運用支援業務委託	2,860,000	2020年2月25日	日本ユニシス株式会社	2,860,000
文書検索システム用共通基盤試験作業委託	486,000	2019年4月1日	日本ヒューレット・パッカード株式会社	486,000
2019年度文書管理システム一括引継ぎおよび一括廃棄作業委託	2,536,875	2019年12月18日	日本ユニシス株式会社	2,536,875
				14,761,579

文書管理・電子決裁システムとは、文書の収受、起案、施行、保管及び電子決裁等を行うシステムである。日本ユニシスが開発したUNICITYというシステムを利用している。

文書管理・電子決裁システムの調達にあたっては、文書管理システム・電子決裁システム導入に係る事業者選定会を設置し、公募型プロポーザルを実施した。その結果、日本ユニシスを採用した。

保守契約その他については、開発元の日本ユニシスに委託しているが、日本ユニシスは東京コンピュータサービスに下請けに出している。保守等の実作業は、東京コンピュータサービスからの出向社員が行っている。

日本ユニシスは、文書管理・電子決裁システムから撤退し、版權を東京コンピュータサービスに譲渡した。令和2年4月からの契約先は東京コンピュータサービスに変わっている。

第4 監査の結果及び意見

⑮都区市町村情報セキュリティクラウド

件名	請求金額	請求日	契約先	令和元年度の実績額
都区市町村情報セキュリティクラウドの運用保守に係る経費の負担金請求について	11,576,280	2020年3月31日	東京都戦略政策情報推進本部	11,576,280
都区市町村情報セキュリティクラウド回線利用料	2,655,240	各月	KDDI株式会社	2,655,240
				14,231,520

都区市町村情報セキュリティクラウドとは、総務省から全都道府県への要請事項に基づき、都が構築したサービスである。平成29年3月より運用開始し、全63都区市町村が参加している。

都区市町村情報セキュリティクラウドのサービス内容としては、都道府県が各区市町村のインターネット通信を集約し、セキュリティの専門家による高水準な運用監視や高度なセキュリティ機器の共同利用による高度なセキュリティ対策を実施する。つまり、東京都がインターネットの監視業務を行い、不正通信があれば、各区市町村に連絡が入り、各区市町村が対応を行う。

江東区は都区間を閉域網で結ぶIP-VPN回線を敷設しており、回線利用料をKDDIに支払っている。これとは別に、運用保守経費として負担金を東京都に納めている。

⑯公衆無線LAN

件名	契約金額	契約日	契約先	令和元年度の実績額
江東区公衆無線LANサービス提供業務委託	48,395,680	2019年4月1日	東日本電信電話株式会社	48,395,680
(うち、情報システム課負担分)	2,171,280			2,171,280

公衆無線LANとは、住民等及び観光客等に提供すべき情報を配信する目的で、無線LANを利用してインターネットへの接続環境を提供するサービスである。

公衆無線LAN整備方針策定の背景としては、利便性の向上、安全・安心な生活の実現、江東区ブランド向上による観光客誘致等が挙げられる。自治体整備方式を選択し、国庫補助制度の積極的な活用を図っている。

公衆無線LANサービス提供業務は、NTT東日本に委託している。整備箇所は多々あるが、契約は江東区全体で1本である。本件経費は、整備箇所を所管する部門に、設置数等に応じて負担させている。

令和元年分の主な設置場所は、防災課所管の拠点避難所(小中学校69校)、文化観光課所管の観光スポット(5か所)、施設保全課所管の公園(3園)、江東図書館(10館)、地域振興課所管の観光案内版(3か所)などがあり、情報システム課所管分は本庁舎とコールセンターである。

⑰リモートアクセス

件名	契約金額	契約日	契約先	令和元年度の実績額
庁内LANリモートアクセス端末キッティング業務委託	14,077,800	2020年2月4日	日本ヒューレット・パカード株式会社	14,077,800
公開羅針盤用中継サーバ構築作業委託	1,331,100	2019年9月10日	株式会社大塚商会	1,331,100
公開羅針盤用中継サーバ構築作業委託(契約変更分)	24,650	2019年9月30日	株式会社大塚商会	24,650
				15,433,550

江東区情報化推進プランは、令和2～6年度の5ヶ年を対象として策定されている。10の施策の下に16の個別施策を置き、情報化を推進する。リモートアクセスは、情報化推進プランにおける取り組みの一つである。

リモートアクセス推進の背景として、労働力人口の減少が見込まれる中、効果的・効率的な区政運営を実現するためには、柔軟な勤務環境を整備することが求められている。リモートアクセスが実現すれば、Wi-Fi等の一定の環境下において、庁内LANに接続可能となり、柔軟な労働環境の整備に結び付く。

大塚商会との契約における作業委託内容は、携帯端末等のインターネット側から、庁内LAN上のポータルシステムである公開羅針盤にアクセス可能となる中継サーバを構築することである。

また、日本HPとの契約における業務委託内容は、令和2年度に展開する庁内LANリモートアクセスに用いる端末について、令和元年度に構築したHDI仮想デスクトップシステムの環境条件及び都区市町村情報セキュリティクラウドを経由した安全なルーティングを踏襲し接続できるようキッティングを行い、マスタ端末を作成することである。

②実施した監査手続

業務の概要を把握した上で、以下の資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

システムの機器や端末など現物が存在するものについては、現地調査を行い、サンプリングによって、その実在性や運用状況を確認した。また、必要に応じて、担当者に追加的な聴き取り調査を行った。事業名と具体的な調査対象物及び場所は、以下の通りである。

HDI端末賃貸借

- HDI端末 情報システム課・総務課

HDI基盤賃貸借

- HDI基盤 情報システム課

複合機賃貸借

- 複合機 情報システム課・総務課

複合機管理システム

- 複合機統合管理システム 情報システム課

ファイルサーバシステム機器賃貸借

- ファイルサーバシステム 情報システム課

総合行政ネットワーク(LGWAN)の運用

- LGWANルータ 情報システム課

公衆無線LAN

- AP設置場所
- 新設ONU

本庁舎2階
本庁舎3階

③監査の結果及び意見

(1)HDI端末

HDI端末については、その利用状況を明らかにするため、ステータス管理をしている。ステータスには、「予備」と「利用中」がある。予備機を利用に供すると、ステータスを「予備」から「利用中」に変更し、利用する「部署・出先拠点名」を入力する手順を行う。

<指摘事項 8>HDI 端末のステータス管理の不備(情報システム課)

今回のHDI端末のサンプル調査で、ステータス管理の不備が数多く検出された。

1つ目は、「予備」と「利用中」の不一致である。予備機が貸し出されて利用中になれば、「利用中」と変更すべきところを「予備」のままである場合、貸し出した端末が戻ってくれば、「予備」と変更すべきところを「利用中」のままである場合、が挙げられる。

2つ目は、登録された「部署・出先拠点名」が実際利用されている先と異なっている場合である。情報システム課は、課外に端末を貸し出すことがある。具体的には、職員課の研修用であったり、統計調査の作業用であったり、外部業者(例. 富士通の勤怠管理システム)の作業用など。貸出先が未入力・未更新のケースがあった。また、総務課は本庁舎4階にあるが、秘書・文書・宿直などは離れた別の場所にある。課内で入り絡りが起こっているケースも見られた。宿直で登録されている端末は1台のみであったが、現場には2台の端末があった。

サンプル調査を行った中で、特定の職員が固定的に使っている端末はすぐに確認できたが、貸出中または故障中などの端末は、実在性の確認が容易ではなかった。端末がどこにあるかすぐには分からず、後日追跡調査をしてようやく判明したものもあった。サンプル調査した中では、所在不明のままの端末はなかったものの、かなり心もとない状況である。

この状態で放置しておく、と端末の紛失につながりかねず、さらには不正利用などの懸念もある。早急に改善すべきである。

具体的な改善策としては、ステータス管理の業務フローを確立すべきである。現状では、明確な業務フローがないため、どうしても漏れ等が出てしまう。また、担当者が変わると、ステータス管理の処理方法まで変わる恐れがある。業務フローをしっかりと作成して、ルーチン化すれば、ミス等も防げると考えられる。

(2)HDI 端末及び複合機

HDI端末はリース契約によって、複合機はレンタル契約によって調達しているが、占有して使用している点において、経済的実質は買取物品となんら大差はない。買取物品については台帳管理をしているが、リース・レンタル物品については、台帳管理がなされていない。

＜意見事項 22＞リース・レンタル物品の台帳管理および実地棚卸(情報システム課)

複合機は、複合機管理システムからネットワークを通じてステータス管理が可能であるが、個々の機器に割り当てられた機械番号は知ることができない。

台帳管理の目的としては、①税務処理目的、②会計処理目的、③資産管理目的、があると言われているが、資産管理目的で作成することを検討されたい。

リース・レンタル物品がどこにあるか、それらを適正に利用しているかを、現物と照合して、毎年実地棚卸を行うことが望ましい。管理台帳の作成により、使っていない物品等の把握や、数量の調整などより効率的な運用ができると考えられる。

(3) 複合機管理システム

複合機管理システムについては、現地調査により、現物を目視し、その運用状況を確認した。

＜意見事項 23＞契約書のバージョンとシステム現物のバージョンの相違(情報システム課)

契約書におけるサーバのバージョンは「Gen9」であったが、システム現物のバージョンは「Gen10」であった。導入時には、バージョンアップされたものが設置されたようである。トラブル等を回避する意味においても、システム内容の見直しがあれば、契約内容も差し替えることが望ましい。

(4) シンククライアントシステム

シンククライアントシステムは、HDIシステムの前世代のシステムであり、サン・マイクロシステムズ社の提供するサンレイである。平成17年に 20 台導入でのスモールスタート、以後12年を経過し、795台まで増えたが、限界に来てしまった。初代・2代目・3代目の端末が併存し、端末は平成25年2月に製造停止、故障対応も既存リソースで何とかやりくりしている状況であった。

当初の計画では、一定の割合でファット端末をシンククライアント端末に置き換えていき、全台シンククライアント化も視野にあったが、半数もいかないうちに結局断念しシステム撤去となったものである。

平成19年度から令和元年度までのシンククライアントシステムへの投資額は、およそ 215 百万円にも上り、期待されたパフォーマンスが発揮されていないことなど、コスト削減につながったかは疑問が残る。なお、この件については、電子自治体推進委員会でも報告されている。

当システムの根源的な弱点は、一般職の幅広いニーズに応えられないことにあった。つまり、①アプリケーション個別インストールに対応不可、②リソース共有型なので、ランダムなユーザに障害が伝播する、③外部接続機器(USBメモリ、デジタルカメラ、ICレコーダ等)が接続不可、という点が挙げられる。

現在は HDI(Hosted Desktop Infrastructure)に機器更改しており、シンククライアントシステムの潜在的な欠点を克服し、更改のタイミングを逸したまま使い続けてきたが、遂に限界に達し、HDIシステムへの入替となった。

(5) 電子申請サービス

江東区は、東京電子自治体共同運営協議会が提供する電子申請サービスに参加している。協議会は、月別・自治体別の電子申請の件数を集計し、統計情報として供している。

＜意見事項 24＞電子申請サービスの普及のための目標値設定をする(情報システム課)

統計情報(下記参照)を見ると、江東区の電子申請件数は、他の自治体に比べてかなり低く、23区においては最下位クラスである。

令和元年度 申請件数

自治体名	平成31年4月 ～令和2年1月	令和2年2月	令和2年3月	合計
江東区	405	40	44	489

江東区情報化推進プランでは、16の個別施策の一つとして『電子申請の拡充』を掲げている。取り組みの方向性として、『電子申請の手続きメニューを増やし、区民サービスの拡充を図ります。また、電子申請の利用促進に向けた自治体間の情報交換、申請手続きを作成できる職員の育成と研修参加の促進を通して、サービスのクオリティが向上するための取り組みを継続して行います。』としている。

情報化推進プランで宣言しているからには、電子申請件数の目標値を定めて取り組むことを検討されたい。

(6) 財務会計システム

平成15年に、江東区は財務会計システム選定会を開催し、3社の応募があったが、最終的にジャパンシステムが選ばれた。システムの保守委託は年間12百万円であるが、5年に1回システムを更改し、その費用は60百万円である

システム更改業務委託の費用60百万円の内訳は、①ライセンス費用9百万円、②システム再構築費用51百万円である。

区によると、他区の平成30年度における保守経費を実費で確認したところ、

A区 21,287 千円

B区 25,665 千円

C区 20,649 千円

D区 23,821 千円

E区 24,176 千円

となっており、江東区が他区に比して財務会計システムの保守費用が突出して過大にはなっている訳ではない、とのことであった。

＜指摘事項 9＞財務会計システム事業者選定の評価プロセスについての書類が保存されていない(情報システム課)

財務会計システムの導入を目指して、区は平成15年にプロポーザルを実施した。しかし、今回の包括外部監査において情報システム課から提供された業者選定に関する資料は、文書管理システムが導入される前の紙による起案で紙による決裁の時代に作成されたドキュメントの断片であり、正式な区としての資料なのかメモなのかも判別がつかないとのことであった。

財務会計システムは現に使用しているシステムであり、その導入に関する資料は保管しておくべきである。外部の第三者からすると、選考プロセスを後日評価しようとしても資料が存在していないため、公正な評価がされたかどうかの検証もできない。

文書の保存期間について江東区文書管理規則第 36 条では、重要な契約に関するものの保存期限を 10 年とし、その他契約に関するものを 5 年、公有財産の取得及び処分に関するものについては長期の保存が必要とされている。区によると当案件は、5 年の保存期間としているとのことであった。しかし、システムの使用期間とそのシステムに関する文書の保存期間は同じであるべきであり、プロポーザルに関する文書もシステムが稼働している間は保存するべきである。

説明責任の観点からも、関連資料はシステムの使用期間とともに保存しておくべきである。

(7) 文書管理・電子決裁システム

平成16年に、江東区は文書管理・電子決裁システム選定会を開催し、最終的に日本ユニシスが選ばれた。日本ユニシスは当該システムから撤退し、下請け的存在であった東京コンピュータサービスがこれを引き継いだ。

＜指摘事項 10＞文書管理・電子決裁システム事業者選定の評価プロセスの書類が保存されていない(情報システム課)

文書管理・電子決裁システムの事業者選定について、提供された資料によれば、第一次審査と第二次審査があり、第一次では7社中3社が審査通過、2社が落選、2社が辞退、第二次では3社の中から日本ユニシスが選ばれたことが分かる。

しかし、評価結果についての資料がないため、評価プロセスが適正であったかどうかの判断はできなかった。説明責任の観点からも、関連資料は調達したシステムが稼働している間は保存しておくべきである。

＜意見事項 25＞事業者撤退のリスクについて(情報システム課)

日本ユニシスが当システムから撤退の意思表示をした際のユーザは、江東区の他に2区あった。日本ユニシスの撤退は既定路線であったため、東京コンピュータサービスが引き継ぐかどうかについて、江東区を含む3区と日本ユニシス及び東京コンピュータサービスの間で打合せが行われた。東京コンピュータサービスの主張は、3区のうちひとつでも欠けるならば、採算が合わなくなるので、引き継がないとのことであった。これを受けて、3区はそろって継続を表明したため、東京コンピュータサービスの引き継ぎが決まった。

このような経緯があるため、ユーザである区側はベンダーに対して若干弱い立場にあると考えられる。そもそも日本ユニシスが撤退したのは、事業として成り立たない等の理由と推察され、業者が変わっても撤退リスクは依然として残っている。

これらシステムの将来展開においては、事業者撤退のリスクについても評価基準として盛り込むことを検討されたい。

(8)リモートアクセス

テレワーク等への対応に向けて、環境整備を進めており、HDI端末の一部にキッティングを施してリモートアクセス用のマスタ端末を作成するなどしている。

<指摘事項 11>リモートアクセス端末の持出(情報システム課)

江東区情報化推進プランでは、個別施策の一つとして『ICTを活用した業務改善、業務の効率化及び生産性の向上』を掲げており、取り組みの方向性としては、『テレワーク、モバイルワーク、ペーパーレス会議システム、バーチャル会議システムの導入を検討し、コミュニティの円滑化と情報共有の促進、即時性の向上、意思決定のスピードアップを図ります。』としている。

新型コロナウイルス感染症対策の緊急措置として、個別施策であるテレワークのテスト等のためリモートアクセス端末の持出があったが、リモートアクセスの運用やテレワークの実施についての内部規定は存在しない。

緊急事態の下、やむを得ない措置とも思えるが、持出許可についての承認プロセスについては何かしらの証憑を残しておくべきである。また、早々に持出についての内部規定を整備するべきである。

7. 庁内 LAN

①監査対象の概要

(1)庁内 LAN システムの目的、内容及び成果

庁内 LAN とは、江東区電子計算組織管理運営に関する規則(平成 10 年 12 月江東区規則第 59 号)第 2 条第 5 号に規定する中央電子計算組織のうち、区の庁舎内及び出先施設に敷設された庁内情報系ネットワークをいい、これに接続する情報機器、通信機器、ソフトウェア及び記録媒体を含むものであり、庁内業務の効率化及びコスト削減を目的としている。

「江東区庁内 LAN 運用要綱」第 4 条によると庁内 LAN における主要機能は、①電子メール、②ファイルサーバ、③掲示板、④スケジュール、⑤設備予約、⑥前各号に掲げるもののほか、庁内 LAN 管理者が必要と認める機能、と規定されている。

また、令和 2 年(2020 年)3 月に策定された「江東区情報化推進プラン令和 2 年度～令和 6 年度」の「6.用語の解説」において庁内 LAN は「江東区で全職員が用いる庁内情報系ネットワークシステムの閉域 LAN(Local Area Network)を組み合わせた造語で、全職員

が日々の業務で利用する仮想デスクトップ PC、ファイルを共有管理する NAS(Network Attached Storage)、グループウェアや業務効率化アプリケーション、これらを繋ぐネットワーク機器、セキュリティ機器等の総体を表す用語です。」と定義されている。

用語定義

用語	説明	備考
庁内 LAN	江東区で全職員が用いる庁内情報系ネットワークシステムの閉域 LAN(Local Area Network)を組み合わせた造語で、全職員が日々の業務で利用するデスクトップ PC、ファイルを共有管理する NAS、グループウェアや業務効率化アプリケーション、これらを繋ぐネットワーク機器、セキュリティ機器等の総体を表す用語。 いわゆる基幹系ネットワーク、校務系ネットワークとは独立している。	「江東区情報化推進プラン令和2年度～令和6年度」、 庁内 LAN システム関連契約の仕様書等
庁内 LAN 系システム共通基盤	庁内の情報化推進を支えている庁内 LAN 系システムの基盤となる仮想化共通基盤	庁内 LAN システム関連契約の仕様書等
共通基盤	庁内 LAN 系システム共通基盤の略称	庁内 LAN システム関連契約の仕様書等
庁内 LAN 系ネットワーク	文書管理システムやグループウェアなど、いわゆる内部情報系システムが稼働しているネットワーク	庁内 LAN システム関連契約の仕様書等
基幹系ネットワーク	住民基本台帳ネットワークや福祉系ネットワーク等、住民情報を取り扱う基幹系システムが稼働しているネットワーク	庁内 LAN システム関連契約の仕様書等
校務 LAN	小中学校、教育センター等で利用するシステムが稼働しているネットワーク	庁内 LAN システム関連契約の仕様書等
HDI	仮想デスクトップ基盤(Hosted Desktop Infrastructure)の略称	庁内 LAN システム関連契約の仕様書等

(2)事業費(電子自治体構築経費)

過去3年間の推移

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額(千円)	861,760	1,050,991	1,365,830
決算額(千円)	843,991	1,014,045	1,353,120
執行率(%)	97.9	96.5	99.1

第4 監査の結果及び意見

庁内 LAN 構築運用に係る費用は電子自治体構築経費の一部として予算が確保されている。平成 29 年度～令和元年度における庁内 LAN 構築運用の内訳および推移は以下の通りである。

(単位:千円)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
消耗品購入	2,579	-	2,026
庁内 LAN ネットワーク機器更改	68,128	-	-
庁内 LAN ネットワーク機器 契約解除違約金	3,315	-	-
庁内 LAN ネットワーク機器保守	-	10,244	2,356
庁内 LAN ネットワーク機器賃貸借	11,952	21,392	22,094
庁内 LAN ネットワーク アプリケーション賃貸借	3,832	3,832	4,458
庁内 LAN 共通基盤保守等委託	9,007	236,656	92,431
庁内 LAN 共通基盤賃貸借	8,233	6,160	3,715
庁内 LAN 共通基盤増設賃貸借	65,540	123,298	109,838
庁内 LAN 共通基盤暗号化賃貸借	3,554	3,554	1,660
庁内 LAN 共通基盤脆弱性対応	5,119	-	-
庁内 LAN 共通基盤・HDI 増設	146,445	-	-
庁内 LAN 共通基盤拡張	-	950	7,138
庁内 LAN 端末 HDI 更改	28,421	34,560	428,204
庁内 LAN 共通基盤 バックアップテープ集配	600	342	330
庁内 LAN 関連機器保守委託	83,487	95,541	108,465
インターネット通信費	25,696	29,958	29,762
ネットワーク設置・移設作業	1,155	15,746	29
CVCF 拡張	-	42,091	11,297
ヘルプデスク業務委託	18,144	40,953	17,775
ファイル圧縮ソフトウェア	-	-	2,974
合計	485,294	655,284	844,559
電子自治体構築経費決算額に占める割合	57.5%	65.6%	62.4%

(区より提供を受けた資料に基づき監査人が集計)

②実施した監査手続

(1) 業務の概要を把握した上で、詳細な資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

(2) 関連する法令・要綱・契約書等を入手して内容の検討を行った。

(3)プロポーザル方式による契約について、契約先の選定過程に関する資料を入手し内容の検討を行った。

(4)庁内 LAN 構築運用に係る計画を把握し、プロジェクト管理について検討を行った。

庁内 LAN システムの保守運用の実施状況について検討を行った。

③監査の結果及び意見

(1)庁内 LAN 運用

区では、区が運用する庁内 LAN に関し必要な事項を定め、その適切な管理及び円滑な運用を確保することを目的として「江東区庁内 LAN 運用要綱」(以下、「本要綱」という。)を定めている。本要綱は平成 15 年 5 月 23 日に「江東区グループウェア運用要綱」として制定されて以降、改訂を加えながら、現在も庁内 LAN の管理者、ユーザー管理、庁内 LAN 利用の承認及び制限等の内部事務の取扱いについての根拠ルールという位置づけである。

<意見事項 26>職員の在宅勤務に関連し「庁内 LAN 運用要綱」を改訂すべき(情報システム課)

区では現在、テレワーク環境の整備を進めており、令和 2 年度第 1 回江東区電子自治体推進委員会議事録(令和 2 年 6 月 3 日開催)によると、テレワークの運用を令和 2 年度の夏から開始することを想定して、自宅等からインターネットを経由し庁内 LAN 仮想デスクトップに接続するリモートアクセス環境を構築している。

システム環境やセキュリティ等技術面においてはテレワーク運用の準備ができている状況であるが、「庁内 LAN 運用要綱」は区の庁舎内及び出先施設に敷設された庁内情報系ネットワークへのアクセスを想定しているため、本格運用に先立ち自宅等からアクセスする際の規定及び申出書等を別途定めることが望ましい。

(2)庁内 LAN 更改

江東区政策経営部情報システム課 IT 推進係(以下、「IT 推進係」という。)では、庁内業務の効率化及びコスト削減を目的として職員ポータル、電子メール、財務会計、文書管理、電子決裁等のシステムを導入し、業務の電子化を推進するために内部情報系システム(以下「庁内 LAN 系システム」という。)を整備している。従前より、庁内 LAN 系の情報システムとして複数のシステムが存在し、個々のシステムが専用のハードウェア、OS、アプリケーション等で構成されているため、サーバへの負荷が高く、また職員がシステムの管理・運用を行うことによる負担も大きかった。

そこで区では、職員業務端末として利用していた FAT PC の減価償却期間の経過を機に、IT 推進係が主導して平成 25 年度に共通基盤システムを導入し、システム基盤を最適化することで業務・情報システムの合理化・高度化を推進することとした。また、総務省による地方公共団体の情報セキュリティに関わる抜本的な対策の検討が実施され「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化について」(平成 27 年 12 月 25 日総行情第 77 号総務大臣通知)にて、地方公共団体におけるセキュリティ対策の抜本的強化への取り組みが示されたことを受け、平成 29 年度に仮想デスクトップ基盤(以下、「HDI」という。)を構築

し、さらなる情報セキュリティレベルの向上を図ることとした。

共通基盤システム及び HDI の構築、更改については「江東区契約事務規則」、「システムライフサイクルマネジメントガイドライン」に従って開発、運用・保守を行う事業者を選定し、契約している。またハードウェアに関しては主に賃貸借契約により調達している。

＜指摘事項 12＞区内 LAN 系システム構築の事業者選定手続きについての書類が保存されていない(情報システム課)

平成 25 年度に、区では区内 LAN 系システムのサーバ構築のためプロポーザル方式により事業者の選定を実施した。プロポーザル方式とは、選定条件に合致する業者を絞り込んで指名し、業者の技術提案書やプレゼンテーションを評価・検討したうえで、もっとも適切な業者を選定する方式であり、随意契約の一種である。特徴としては、低入札落札者による品質低下を防げ、価格によらず業者の技術力等を評価して選定するため、より質の高い成果を期待できる一方、選定に恣意性が介在する余地があり、選定過程の公平性及び客観性確保に留意する必要がある。

区では、平成 25 年度に実施された区内 LAN 系システムのサーバ構築にあたり、導入やその後の保守も含めたサービスの提供事業者として最もふさわしい事業者を選定するために選定委員会を設置した。選定委員会は、選定を公正かつ厳正に行うため、所管課である情報システム課長およびその他の部署の役職者により構成される。各選定委員は事業者作成の提案書を一定の評価項目及び評価基準に従って評価を行い、各委員作成の採点表を元に集計表が作成され、評価点が最も高い事業者が選定される。

選定手続き適正性の検討にあたり、区より事業者決定に係わる資料を求めたが、その合理性を確認できる文書や相談記録等が残されておらず、事業者選定の公平性と客観性が担保されているか判断することができなかった。

プロポーザル契約においては、事業者の選定過程の公平性、客観性および透明性について説明できる記録を残しておくことが必要である。

＜意見事項 27＞大規模システムの導入検討において外部専門家の支援を受ける必要性(情報システム課)

「システムライフサイクルマネジメントガイドライン」の「2. 企画」にあるとおり、規模の大きなシステム化の検討にあたっては、システムに関する知識を持ったコンサルタント等に依頼し作業支援を受けることも考慮することとされている。平成 25 年度の区内 LAN 系システム構築の業者選定に関して、選定委員会のメンバーは、部長・課長クラスの区職員のみで組織されており、独立の立場からアドバイスができる外部専門家等は含まれていない。平成 25 年度に実施された事業者の選定においては 6 社の業者からプロポーザルを受けているが、各社から提出されたプロポーザルの内容は専門的かつ 100 ページを超えるボリュームの提案書もあり、優劣の比較が容易ではない。IT 分野に知見を有するコンサルタント等の支援を受けることにより、提案書の内容を適切に理解し、より客観的かつ透明性が高い比較検討が期待できたと思われる。

さらに、平成 25 年度に LAN 系システム構築を委託した事業者が、区内 LAN システム

の理解に優位性を有し作業効率が高くかつ費用も抑えられるとの理由から、区は平成 29 年度以降の HDI 構築、増設作業および運用・保守業務について、他の事業者の相見積もりをとることなく、同じ事業者へ委託しており、特定ベンダーの独自技術や製品・サービス等に大きく依存していることが懸念される。

大規模システム導入時には、その後の運用・保守も視野に入れた十分な検討を実施することは極めて重要であり、外部専門家の意見聴取の機会を設けることは事業者のプロポーザルを評価するにあたり、評価の質と客観性を確保するのに有用と考えられる。また、場合によっては保守・運用フェーズにおいても独立の立場の外部専門家からアドバイスを受ける機会を設けることが事業者に対する牽制となり、特定ベンダーの独自技術や製品・サービス等に大きく依存する弊害として徒にサービスの選択肢が狭められ、あるいは調達コストが増大することを回避できる効果が期待できると考えられる。

<意見事項 28>「個人情報の取扱いに関する特記条項」に定める「誓約書」を委託先の従業者個人から徴取する規定見直しの必要性(情報システム課)

江東区個人情報保護条例第 12 条には、「実施機関は、個人情報を取り扱う業務の処理を区の機関以外の者に委託しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くとともに、その委託契約において、個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない」とあり、個人情報の秘密保持に関すること、再委託の禁止又は制限に関することなど 9 項目について必要な条件を付すべきこと(同条例施行規則第 9 条)が義務付けられている。また、個人情報を取り扱う業務を外部へ委託する際の契約書に付される「個人情報の取扱いに関する特記条項」では委託業務にかかわる作業責任者及び作業従事者から、秘密保持に関する誓約書を徴取し、区に提出することを求めている。

上記規定に基づき、区の平成 28 年から令和元年の監査委員監査において、情報システム課の契約書に「個人情報の取扱いに関する特記条項」に定める誓約書や各種届出書(以下「誓約書等」という)が委託先から適切に徴取されていない事例が複数の契約において認められた、という指摘があり、当該指摘に対する措置として情報システム課では、個人情報の取扱いに関する特記条項に定める誓約書や各種届出書等の徴取における管理方法を見直しチェックリストを作成し、ダブルチェックを行うことで管理の徹底を図ることとし、当該対応を継続している。

地方自治体の事務処理では大量の個人情報を処理するため、個人情報の適切な保護に万全を期すことは非常に重要である。しかし、委託先または再委託先の従業者個人の誓約書の提出先を区とすると、委託先等の従業者個人から誓約書等が徴取されたことを確認するためのチェックリスト作成及びダブルチェックの実施など情報システム課の過大な事務負担となることでチェックが形骸化する可能性が懸念される。従業者個人からの誓約書提出先はあくまでも雇用関係のある事業者とすべきである。委託先における従業者監督の義務が履行されていることのエビデンスとして、必要に応じて従業者個人が委託先に提出した誓約書の写しの提示を求めることができる規定を契約書等に設けることで、江東区個人情報保護条例第 12 条の趣旨は達成できると考える。契約書等に適切な規定を設け、委託先の責任を明確にすることで、個人情報の保護が実質的に担保されることが望ましいと思われる。

(3) 庁内 LAN 更改後の運用・保守

平成 29 年度の庁内 LAN サーバ増設及び HDI 構築に伴い、区では庁内 LAN システム更改作業を委託した事業者と、庁内 LAN システムの安定的な運用を担保するための保守及び運用に係る作業を委託する契約を締結している。事業者は区職員の負荷低減に寄与し、区職員が本来業務に集中できるよう、以下の業務について庁内 LAN エンジニアによる支援を実施している。また、定期的に保守定例会が開催され、下記の対応状況について報告が行われている。

- A) 庁内問合せ対応
- B) 環境改変への対応
- C) ベンダー間調整
- D) ライセンス情報管理
- E) 定例会議への出席
- F) HDI システムの安定稼働サポート
- G) HDI セキュリティ確保
- H) HDI 資産管理
- I) 新システムの評価
- J) 運用方法の見直し

＜意見事項 29＞アンケート等によるシステムの評価の必要性(情報システム課)

平成 29 年度の庁内 LAN システムの更改後、ユーザーアンケート等は実施していないとの回答を区より得ているが、庁内 LAN システムのユーザーは区職員であり、職員が効率的かつ効果的に業務を遂行できる業務インフラを提供することで、ひいては住民サービスを向上させることが所轄課である情報システム課の最終的な目的と考えられる。

したがって、ヘルプデスクに寄せられた問合せ以外にも、アンケート形式等でエンドユーザーである区職員から広くフィードバックを得て結果を分析することは、システムおよび委託業務の品質を評価する上で有用と考えられる。

「システムライフサイクルマネジメントガイドライン」の「7.評価 7.2 評価項目」において評価項目として「ユーザー評価:ユーザーの使用感や指標からの合致点では見えてこない評価について、アンケート形式等で評価を行う」との記載があることから、区としてもアンケート実施の有用性を認識しているものと思料する。

また、アンケート形式等によりヘルプデスクに関する満足度調査を実施することで、運用・保守業務を受託している事業者に対する牽制およびサービス向上に対するさらなる意識付けが期待できる。

＜意見事項 30＞システム評価計画の作成を検討する必要性(情報システム課)

「システムライフサイクルマネジメントガイドライン」の「7.評価」において、「新規に開発したシステムが運用段階に入り安定稼働し、システム管理者や運用者、利用者が使用に慣れた段階で、機能要件の達成状況や費用対効果等についてシステムの自己評価を行う。また、

既存のシステムについても、運用環境の変化や技術革新に対応を要することもあるため、継続的に自己評価を行う。」と記載されている。区へ質問をしたところ、＜意見事項 29＞アンケート等によるシステムの評価の必要性(情報システム課)でも述べたユーザーアンケート等含め、システム評価は実施しておらず、またその予定もないとの回答であった。しかし、＜意見事項 27＞大規模システムの導入検討において外部専門家の支援を受ける必要性(情報システム課)でも述べたとおり、区は平成 25 年度の庁内 LAN 系システム構築の事業者選定を端緒として、平成 29 年度以降の HDI 構築、増設作業および運用・保守業務についても、庁内 LAN システムの理解に優位性を有するとして同事業者と随意契約を締結しており、選定手続きに競争性がないため、機能要件の達成状況や費用対効果等について、より厳正に評価を実施すべきである。全体最適化やソフトウェア、ハードウェアの賃貸借期間等との整合性を図りながら、評価計画の作成を検討することが望ましい。

＜意見事項 31＞固定資産台帳へ計上する資産の基準を明確にした上で固定資産台帳を公表すべき(情報システム課)

ソフトウェア等を含む区の固定資産の管理に関して、区では毎年、財政課が「資産状況調査票記入要領」に基づく報告を全庁に求めているが、固定資産台帳へ計上する資産について区としての明確な規程等は定めていないようである。

「資産状況調査票記入要領」は総務省作成の「統一的な基準による地方公会計マニュアル」(平成 28 年 5 月改訂)の「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」(以下「手引き」という。)に準拠して作成していると思われるが、手引きは、固定資産の記載対象範囲や評価方法に関して原則的な取扱いを定める一方で例外を認める場合もあり、また、実務上必要な事項がすべて定められているわけではないため、詳細については、区の状況、実情に応じた対応を自ら定める必要がある。

例えば、リース期間終了後、リース資産の所有権が区に移転しない賃貸借取引について区は、売買取引に係る方法ではなく、賃貸借取引に係る方法で処理しており、賃貸借契約により調達している庁内 LAN システムに関するハードウェア及びソフトウェアは、区の固定資産台帳には計上されていない。

一方で、同様のシステムを採用している他自治体において開示されている固定資産台帳を閲覧したところ、庁内 LAN 共通基盤をソフトウェアとして計上しているケースや器具備品等の有形固定資産として計上するケースなど、自治体ごとに取扱いにばらつきがある状況が認められた。他自治体との比較可能性を確保するために、資産の計上基準、評価要領といった基準の作成を財政課に依頼し、区としての考え方を明確にすることが望ましい。

「手引き」の項目	原則	任意で選択可能な処理
2 有形固定資産 63.リース資産	リース資産のうちファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法(固定資産に該当するものは貸借対照表に計上)に準じて会計	所有権移転外ファイナンス・リース取引及び重要性の乏しい所有権移転ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法(費用として行政コスト

	処理を行う。	計算書に計上)に準じて会計処理を行うことができる。
--	--------	---------------------------

なお、区は現在、固定資産台帳の開示を行っていないが、以下の通り、固定資産台帳は公表を前提とすることと、手引きにおいて明示されていることから、区においても整備した固定資産台帳を積極的に開示することが望まれる。

今後、すべての地方公共団体に適用する統一的な基準による財務書類等の作成にあたっては、自団体の資産の状況を正しく把握することや、他団体との比較可能性を確保することが重要になることから、各地方公共団体の財政状況を表す財務書類の作成に必要な情報を備えた補助簿として固定資産台帳を整備する必要があります。また、将来世代と現世代の負担公平性に関する情報や施設別・事業別等のセグメント別の財務情報をあわせて示すこと等により、個別の行政評価や予算編成、公共施設の老朽化対策等に係る資産管理等といった活用につなげるためにも、同台帳の整備は重要であり、民間事業者によるPPP/PFI事業への参入促進にもつながると考えられます。上記の観点等から、固定資産台帳については、公表を前提とすることとします。

「統一的な基準による地方公会計マニュアル」(平成 28 年 5 月改訂総務省)に定める「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」II 5.より

8. 江東区のシステム監査

①監査対象の概要

江東区で情報システムに関する監査として、情報セキュリティ監査と PIA 監査の二種類の監査を行っている。

「情報セキュリティ監査」は情報セキュリティ対策状況の確認を行うものである。区の業務に係る情報資産に対する情報セキュリティ対策の実施状況を確認し、問題点の把握、改善方法についての検討、助言及び指導を行う助言型監査を実施することによって、区の情報セキュリティレベル向上に資することを目的としている。

「情報セキュリティ監査」の適用基準は、

ア 江東区情報セキュリティ基本方針(平成 23 年 12 月 8 日)

イ 江東区情報セキュリティ対策基準(平成 28 年 2 月 5 日)

ウ 監査対象課の情報セキュリティ実施手順

エ 地方自治体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン
(総務省:平成 27 年 3 月 27 日)

である。

総務省策定の地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン(平成 30 年 9 月版)では、以下のように情報セキュリティに関する内部監査に加え、外部監査を実施するのが望ましいとされている。

“情報セキュリティ監査には、地方公共団体内の職員自らが監査を行う内部監査と外部に委託して監査を行う外部監査がある。なお、内部監査の場合も被監査部門から独立した監査人等が監査を行うことが必要であり、情報システム等を運用する者自らによる検証を行う場合は、監査ではなく自己点検になる。内部監査は、外部に委託する経費を要しないほか、監査の実施を通じて内部職員の情報セキュリティに対する意識を高めることができるという長所がある。他方、外部監査は、第三者の視点による客観性や専門性を確保できるという長所がある。地方公共団体の業務は公共性が高く、住民の権利等を守るという目的があることから、内部監査に加え、外部監査を行うことが望ましい。”

情報システム課は、例年幾つかの監査対象となる課を選定して、循環監査を行うこととしている。被監査課では、情報資産が関わる業務での情報の取り扱いに関する監査に加え、同課において、独自に導入している個別システムの管理状況についても監査の対象とすることとなっている。

「PIA 監査」は特定個人情報を取り扱う組織に対する特定個人情報保護評価書に基づく対策実施・準拠状況の確認を行うものである。

公開している特定個人情報保護評価書に係る業務及びシステムについて、公開時の評価状況や妥当性、公開後のセキュリティ対策の推進・強化状況を確認し、新たなリスクを抽出することにより、特定個人情報保護評価書の内容を見直し、再評価に繋げ、また、特定個人情報を保護する仕組みを維持・強化することを目的としている。

「PIA 監査」の適用基準は、

ア 江東区個人情報等の取扱いに関する基準(平成 28 年 4 月 1 日)

イ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)(個人情報保護委員会:平成 29 年 5 月 30 日最終改正)(平成 30 年 9 月 25 日)』並びに個人情報保護委員会『特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)(平成 30 年 9 月 28 日最終改正)』

である。

PIA 監査では、特定個人情報を扱う部署が対象となっており、該当業務での情報の取り扱いに関する監査が主なポイントとなっている。その際に特定個人情報を管理するシステムについても監査を行うこととなっている。

令和元年度実施分にかかる PIA 監査(システム)の対象となった情報システムは、以下の事務課の該当する事務の分のみである。

福祉部介護保険課 /介護保険に関する事務

生活支援部医療保険課/介護保険に関する事務

具体的には、

①国民健康保険システム ②介護保険システム ③後期高齢者医療保険システム

となっており、これらの情報システムは情報システム課が管理するものとなっている。

ただし PIA 監査は、適用基準にあるように個人情報等の取り扱いが対象であるが、監査項目自体は、特定個人情報保護評価書に必要な事項が記載されているか、また記載が妥当なものかどうかのチェックが主となっている。備考(監査の観点)にそれらに関する業務をチェックするような実証手続的な監査手続が記載されている。

また各課においては、監査計画上も各課で 3 時間程度の監査となっており、システム面をあわせて十分にカバーするには、時間が少ない。

情報セキュリティ監査および PIA 監査の結果については、情報セキュリティ監査が終了した後、被監査対象課を集めて報告会を行っている。報告会では主な指摘事項や良い点の共有などを行い、指摘事項については改善計画書及び改善報告書の提出、また内容によっては改善事項を実際に確認するフォローアップ監査を翌年度に行っている。

また、被監査対象課に対する報告会のみならず、全庁的に全職員にも結果を共有し、同種の事象が他部署でも発生する恐れがないかなど、情報セキュリティに関する検討を全庁的に行うために、庁内 LAN 全ユーザーが閲覧できるファイルサーバーに情報セキュリティ監査報告書とインシデント事例集を掲載し、周知している。

なお、情報セキュリティに関する庁内横断的業務(江東区情報セキュリティ対策基準 100 条~103 条等)を行う常設の情報セキュリティ委員会は現時点では設置されていない。また、インシデント対応組織として、CSIRT(Computer Security Incident Response Team)を常設で組織している。設置の根拠は未だ明文化されていないが、根拠文は固まり、総務課との文言校正も完了しており、年内には根拠規定が制定される予定である。

現在は情報セキュリティに関する報告事項は最高情報セキュリティ責任者である副区長が最終報告対象となる。情報セキュリティに関しては、インシデント対応に加え、セキュリティポリシー作成やセキュリティ監査を行うことが重要である。それらにおいては、組織全体にわたる視野を持つ必要があり、それゆえいわゆる横断的組織の情報セキュリティ委員会を持つことが「情報セキュリティ対策基準」に定められている。この上位規程である「江東区情報セキュリティ基本方針」第6項では、情報セキュリティ委員会の構成、運営は電子自治体推進委員会が行うこととしている。

「情報セキュリティ委員会に関連する規程:(抜粋)」

江東区情報セキュリティ対策基準

第 100 条 情報セキュリティ委員会は、情報セキュリティに関する事故等、情報セキュリティポリシーの違反等により情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止等の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定め、セキュリティ侵害時には当該計画に従って適切に対処しなければならない。

(緊急時対応計画に盛り込むべき内容)

第 101 条 前条の緊急時対応計画には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 関係者の連絡先
- (2) 発生した事案に係る報告すべき事項

- (3) 発生した事案への対応措置
- (4) 再発防止措置の策定

(業務継続計画との整合性確保)

第 102 条 情報セキュリティ委員会は、自然災害、大規模又は広範囲にわたる疾病等に備えて区が別に策定する業務継続計画と情報セキュリティポリシーとの整合性を確保しなければならない。

(緊急時対応計画の見直し)

第 103 条 情報セキュリティ委員会は、情報セキュリティを取り巻く状況の変化、組織体制の変動等を考慮し、必要に応じて緊急時対応計画を見直すものとする。

第 127 条 情報セキュリティ委員会は、情報セキュリティ監査及び自主点検の結果並びに情報セキュリティに関する社会状況の変化等を踏まえ、情報セキュリティポリシー及び関係規程等について毎年度及び重大な変化が発生した場合に評価を行い、必要があると認める場合は、改善を行うものとする。

「江東区情報セキュリティ基本方針: (抜粋)」

6 情報セキュリティ委員会

情報セキュリティ基本方針の遵守を促進するとともに、情報セキュリティに関する事項について調査検討を行うために、情報セキュリティ委員会を設置する。委員会の構成及び運営は、江東区電子自治体推進委員会において行うものとする。

②実施した監査手続

令和元年度に実施された情報セキュリティ監査および PIA 監査資料の閲覧
その他のシステム監査の実施の有無について質問

③監査の結果および意見

情報システム監査の対象について、現在の情報セキュリティ監査は全ての部署を対象に実施し、特に各課が独自に導入したシステムが存在する場合は、監査項目を多く設定している。PIA 監査では、PIA を行っている部署のうち全項目評価及び重点項目評価を行っている部署を対象に実施しており、これ以外の部署は対象外となっている。

また、PIA 監査における監査項目の策定について、情報システム課の同監査担当者に確認したところ、監査項目の策定に関与しておらず、PIA を所管する広報広聴課個人情報保護担当が専任で当たっているとのことである。

情報セキュリティはアプリケーションのレイヤーおよびインフラストラクチャー(基盤)の両方のレイヤーで保持されるものであり、インフラストラクチャーを対象にした情報システム監査の実施も重要である。

情報システム監査は情報セキュリティ監査を包含する幅広い概念であり、情報システムに関わるさまざまなリスクの管理状況を把握するものと言える。現行の情報セキュリティリスクマネジメント体制を踏まえつつ、情報セキュリティリスク以外の情報システムリスクも組み込ん

幅広い情報システム監査の視点が情報セキュリティ監査には組み込まれている。

＜意見事項 32＞情報セキュリティ監査結果の公表(情報システム課)

江東区では情報セキュリティ監査の結果は公表されていないが、地方公共団体における情報セキュリティガイドラインによれば、情報セキュリティ監査の結果については、情報セキュリティ確保に配慮しつつ公開することをすすめている。

情報セキュリティ監査の結果の公表について検討されたい。

「地方公共団体における情報セキュリティガイドライン

2.2.6. 監査結果の公開

情報セキュリティ監査の結果については、行政の透明性確保、住民に対する説明責任遂行の観点からは積極的に公開することが望まれる。特に、行政は住民の個人情報を含め、大量の情報を扱っていること、電子自治体の取組を進めていく上で住民の信頼が必要であることに鑑みれば、情報セキュリティ監査の結果を住民に示すことは重要である。

他方、情報セキュリティ監査の成果物には、情報資産やネットワーク及び情報システム等の脆弱性に関する情報が含まれており、情報セキュリティ確保の観点からは、全てを公開することは適当ではない場合もある。

したがって、一律に公開、非公開とすることはいずれも適当ではなく、各地方公共団体の制定する情報公開条例の「不開示情報」の取扱いなどを踏まえ、適切な範囲で公開していく必要がある。」

9. 情報セキュリティインシデント対応

①監査対象の概要

情報セキュリティインシデント対応について、江東区での事務フローは、内部の報告の場合は情報漏洩報告書等が紙で各課から情報システム課に回付され、IT 推進係で管理を行う。

また外部からの連絡については、情報セキュリティ事故報告専用の窓口(WEB フォームや電話番号など)はない。電話や区 WEB サイトの“区長への手紙”を通じての連絡となる。

「情報セキュリティインシデントに関する規程」(抜粋)

江東区情報セキュリティ対策基準

第42条 職員等は、区が管理するネットワーク及び情報システム等の情報資産に関する情報セキュリティに関する事故等について、区民又は外部から報告を受けた場合は、直ちに情報セキュリティ管理者に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた情報セキュリティ管理者は、速やかに統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者に報告しなければならない。

3 情報セキュリティ管理者は、第1項において報告を受けた情報セキュリティに関する事

故等について、必要に応じ、最高情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ責任者に報告しなければならない。

4 最高情報セキュリティ責任者は、情報システム等の情報資産に関する情報セキュリティに関する事故等について、区民又は外部から報告を受けるための窓口を設置し、当該窓口への連絡手段を公表しなければならない。

(情報セキュリティに関する事故等の原因究明、記録及び再発防止等)

第 43 条 統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティに関する事故等を引き起こした部門の情報セキュリティ管理者及び情報システム課と連携し、情報セキュリティに関する事故等の原因を究明し、記録を保存するとともに、原因究明結果から再発防止策を検討し、最高情報セキュリティ責任者に報告しなければならない。

2 最高情報セキュリティ責任者は、統括情報セキュリティ責任者から情報セキュリティに関する事故等の報告を受けた場合は、その内容を確認し、再発防止策を実施するために必要な措置を指示しなければならない。

②実施した監査手続

(1) セキュリティインシデントが発生した部署での緊急事態対応計画の改定について、28 江政情第 70 号による作成依頼文書:①課情報セキュリティ実施手順 および ②課情報セキュリティ実施手順に基づく緊急時対応計画を確認した。

③監査の結果および意見

情報セキュリティ専用の報告窓口に関し、外部からの連絡窓口が全くないわけではないが、情報セキュリティに関する事故連絡に関しては、統一的に処理が行えるかどうか、また事故の発生時、庁内の部外者に不必要に知らせることも避ける観点で他区の取り組みを参考にするなどし、情報セキュリティ専用の報告窓口を設けるよう検討してきた。

「情報セキュリティ対策基準」の令和2年改定では、この点について情報セキュリティに関する統一的な窓口として CSIRT (Computer Security Incident Response Team) を定義し、組織化するとともに、「CSIRT 管理運営要綱」を新たに制定し、当該要綱において情報システム課を PoC (Point of Contact) に位置付けることとし、電子自治体推進委員会において承認された。

<意見事項 33> 課情報セキュリティ実施手順および課情報セキュリティ実施手順に基づく緊急時対応計画の改定の徹底(情報システム課)

情報セキュリティインシデントが令和元年に2回発生した部署における、28 江政情第 70 号による作成依頼文書:①課情報セキュリティ実施手順 および ②課情報セキュリティ実施手順に基づく緊急時対応計画を確認したが、セキュリティ実施手順では特に同種のインシデント(紙媒体の紛失)発生を抑止するための策を講じた後の手順改定などが行われていない。

情報セキュリティポリシー以下のセキュリティ関連規程は策定後も定期的に更新し、実行性を高めるようにする必要がある。

「31江政情第1830号」より

「本区における情報セキュリティを確保するための方針、対策及び体制等を包括的に定めた規程は、江東区情報セキュリティ基本方針、江東区情報セキュリティ対策基準及び各課単位で策定する情報セキュリティ実施手順により階層的に構成し、体系化しております。これらの規程は、実効性を確保し、セキュリティ水準を向上させるため、定期的な評価及び見直しを行うこととしております。」

＜意見事項 34＞情報セキュリティに関するポリシーの徹底(情報システム課)

31 江政情第 1830 号令和 2 年 3 月 16 日発出の江東区情報セキュリティ実施手順の改定の依頼(各課で所管する江東区情報セキュリティ実施手順)について、情報資産の廃棄に関する規定の一部を改正することとなっている。その趣旨としては、神奈川県庁の廃棄 HDD の情報漏洩を踏まえたものであり、情報システム課から各課には以下のような依頼文が出されている。

「今後本区が締結する契約におけるデータ消去の取扱いについて

本区が締結する契約(契約日が令和 2 年 4 月 2 日以降の案件)において、区が契約の目的、成果を達成するに当たり区の機微な情報資産を取り扱う場合は、当該情報資産を記録した電磁的記録媒体を破棄するとき、破壊し復元できないよう措置するとともに、措置の現場を立ち会うなどして実効性を確保することを原則とします。」

そして、下記のような各課の情報セキュリティ実施手順の改正を要求している。

改正文（ひな形）

現行	改正案
第 1 条～第 n 条（略） （情報資産の廃棄） 第 n 条（略） 2 機密性 2 以上の情報資産を廃棄する者は、情報を記録している電磁的記録媒体が不要になった場合は、 <u>電磁的記録媒体の初期化等情報を復元できないように処置した上で廃棄しなければならない。</u> （加える） 3 （略） 第 n 条～第 n 条（略）	第 1 条～第 n 条（略） （情報資産の廃棄） 第 n 条（略） 2 機密性 2 以上の情報資産を廃棄する者は、情報を記録している電磁的記録媒体を物理的又は電磁的に破壊し、 <u>情報を復元できないように処置した上で廃棄しなければならない。</u> 3 機密性 2 以上の情報資産を廃棄する者が前項に規定する処置を行う場合は、職員等の立会いの下行う等、実効性を確保するための措置をとらなければならない。 4 （略） 第 n 条～第 n 条（略）

しかしながら、改定された手順においても、原則化されていない部署が散見される。

次は、情報セキュリティインシデントが発生した部署のセキュリティ実施手順の該当部分である。

(情報資産の廃棄)

第 16 条 情報資産を廃棄する者は、情報セキュリティ管理者の許可を得て行うとともに、行った処理について、日時、担当者及び処理内容を情報資産管理簿に記録しなければならない。

2 機密性 2 以上の情報を含む情報資産を廃棄する者は、情報を記録している電磁的記録媒体が不要になった場合は、電磁的記録媒体の初期化又は物理的な破壊等により情報を復元できないように処置した上で廃棄しなければならない。

3 機密性 2 以上の情報を含む紙媒体を廃棄するときは、情報が読み取れないよう裁断し、再利用等の誤用や廃棄過程での情報漏えいを防止するものとする。

なお、原則外の措置を行う場合は、対策基準第 104 号の扱いをすることになると表明されているが、まずは規程に原則手続を明記することがなければ、例外にもあたらないことになる。

(許可を得た例外措置)

第 104 条 情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者は、情報セキュリティ関係規程を遵守することが困難な状況において、行政事務の適正な遂行を継続するため、遵守事項とは異なる方法を採用することについて合理的な理由がある場合は、最高情報セキュリティ責任者の許可を得て、例外措置を行うことができる。

情報システム課は、各課が依頼通りの措置をしたかどうかの仕組みを作るなどして、各所管課に周知徹底するよう検討されたい。

10. 情報システムにおける業務継続計画(ICP-BP)

①監査対象の概要

江東区の情報システム課では災害発生時に備えて ICT 部門の業務継続計画を策定している。これは、平成25年3月に新規で作成され、最新で令和2年3月に更新されたものである。ICT 部門として災害・事故時の重要業務の実施・継続を行う基盤を整えることを目的とするものである。

同計画書において、災害時の情報システムの機能確保のための課題と対策状況を把握するため、

6 被害を受ける可能性と事前対策計画

6.2 対策が未決定の問題点一覧

が策定されている。

外部事業者(IT ベンダー)との早期復旧の協力協定書などについては実効性の問題も

あり結んでいない。また発災時には情報システムは自動停止がするようになっている。システム復旧の際に、外部事業者の協力が間に合わず職員が自力で行うとなった場合、区は、職員が復旧手順を理解し確実に実施できるかは難しいと認識している。事実、数年前の法定停電時に IT ベンダーによる復旧操作に立ち会っただけであり、実際職員が復旧を行ったことはない。

情報システム課は現在策定されている ICT 部門用の事業継続計画の災害想定について、ICT 部門の事業継続計画書を作成し、1年に1回で更新している。災害想定については震災による被害想定がされており、浸水は震災発生時の津波想定で、堤外河川敷のごく一部に限定される、としている。

現在想定されている災害シナリオは平成 24 年 4 月に東京都防災会議が発表した「首都直下地震等による東京の被害想定」における「東京湾北部地震」であり、その地震の発生条件は、以下の通りである。

震源 東京湾北部

規模 マグニチュード(M)7.3

震源の深さ 約 20～35 km

発生時期 休日で冬の夕方 18 時

気象条件 冬 風速 8m/s

震災発生時の最大津波高は T.P.1.75m の想定で、浸水は堤外河川敷のごく一部に限定される。」としており、また、「そのため、2F まで水が到達する可能性は低い。」と浸水被害を想定している。

＜意見事項 35＞緊急時用のシステム復旧操作の習熟(情報システム課)

災害時に外部事業者(IT ベンダー)の復旧業務に要員手配の関係から長期間を要する場合など、職員による復旧操作を行うことも想定して、各システムの操作に習熟しておく必要がある。

＜意見事項 36＞ICT 部門における事業継続計画の想定災害の見直しの必要性(情報システム課)

昨今、自然環境の変化により激甚化した台風の襲来が予想されている。

江東区においては、令和元年の台風 19 号により荒川の水位が上昇し、氾濫発生の可能性が高まり、亀戸、大島、東砂の全域と北砂 6、7 丁目に区として初めてとなる避難勧告が発令されている。江東区ではかねてより荒川の氾濫による洪水害を想定した江東区洪水ハザードマップ【洪水氾濫】を作成し、公開している。

このハザードマップでは、荒川の水位が上昇することによって堤防が決壊し、洪水氾濫が発生した際、江東区役所のある東陽 4 丁目では 3m～5m の浸水深となると想定されている。

上記の降水量や荒川の水位の上昇を考えれば、事業継続計画の想定災害には洪水氾濫を含める必要があるのではないかと考える。

ICT 部門における事業継続計画の想定災害の見直しを検討されたい。

＜意見事項 37＞事業継続計画の見直しについて(情報システム課)

前述の通り、洪水氾濫時には 3m～5m の浸水が起きる可能性があるため、本庁舎と防災センターにつながる本庁舎からのネットワークおよび防災センターのネットワーク機器が浸水する可能性がないとは言えず、現在の事業継続計画(震災編)の想定をそのまま適用するのは困難がある。

また、根本的に洪水氾濫と震災では被害の箇所、内容など想定が大きく異なるため、事業継続計画は別物として再検討する必要がある。

②-1 実施した監査手続

IT 部門において COVID-19 の今秋冬の再流行等を想定し、どのような情報システム運営上の対応策を取ったか。

職場クラスターが発生した場合、所属のメンバーの半数ほどを執務室ではない別室(臨時の会議室など)に移動させるが、庁内 LAN では本庁舎・防災センター各室に無線設備を敷設するとともに、保健所にも急遽有線 LAN を敷設した。

なお、下記期間における在宅勤務率は以下の通りである。

在宅勤務 ① 期間(4/10～4/14) 3.1%

在宅勤務 ② 期間(4/15～4/30) 32.5%

在宅勤務 ③ 期間(5/1～5/26) 25.4%

②-2 監査の結果および意見

＜意見事項 38＞テレワークに関する情報機器に関する規程について(情報システム課)

今後在宅勤務をしなければならない事態が生じたときに速やかに対応できるように対処しておく必要がある。より在宅勤務の効率性や成果を高めていくために、職員課との連携によるテレワークに関する労務規程の速やかな制定とともに、テレワークに関する情報機器に関する規程について、職員課などと連携し整備を整えられたい。

③-1 実施した監査手続

区では平成 28 年度にインターネットメールシステムを導入している。機器に関しては、平成 29 年 1 月 1 日～平成 33 年 12 月 31 日の 5 年間の賃貸借契約となっている。

導入の際の契約書および各種資料を確認

③-2 監査の結果および意見

契約書を確認したところ、5 年間の賃貸借契約 60 回の分割払いとされている。

税込総額 132,969,600=月々支払 2,216,160 × 60 回

＜意見事項 39＞ソフトウェアの保守契約費用について(情報システム課)

上記の税込総額について、システムのソフトウェアライセンスの初年度分(1 年間)が含まれているかどうか確認したところ、Cyber Mail サーバのバックアップソフトウェア Acronis、ウイルス対策ソフトウェア TrendMicro Server Protect は、メーカーの初年度保守費が含まれていると回答があった。結果的に1 年間で負担すべき費用が5 年間に渡って繰り延べられる結果になるので、機器の賃貸借契約とは別に保守契約を締結されるのが望ましい。

④- 1 実施した監査手続

インターネットメールシステムが設置されているサーバールームに関する運用作業ルール等の有無について質問した。

運用・保守担当者がサーバールーム内で作業を行う場合に、法令、江東区情報セキュリティポリシー、委託先との契約書以外に情報システム課が定めた入退出管理規則やサーバールーム利用ルールは存在しない。

＜意見事項 40＞サーバールームに関する規程の整備(情報システム課)

サーバールームは重要資産である情報システム機器や情報資産が格納されている情報システムにおける心臓部である。区では、「江東区情報システム課における監視カメラの設置及び運用に関する要綱」及び「江東区情報セキュリティ対策基準」第29条～31条の各規程に従い、監視カメラの設置、物理アクセス制限、入退出ログ取得を行っている。しかしそれらを全体的に規定した遵守規程やルールは制定されていないため、サーバールームのための規程を制定し、運用を行うことを検討されたい。

⑤- 1 実施した監査手続

クラウドサービス利用に関する質問

クラウドサービスの利用に関しては、どのようなリスクを認識しているか。またそれは誰がどのように管理しているか。情報セキュリティ対策基準では、第 110 条 3 において「情報の機密性に応じたセキュリティレベルが確保されているサービスを利用しなければならない」の旨、記載がある。事業者選定基準やクラウドサービスのモニタリングに関する規定はあるか。

情報セキュリティ対策基準（外部委託事業者の選定基準）

第 110 条 情報セキュリティ管理者は、外部委託事業者の選定に当たり、委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されることを確認しなければならない。

2 情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証取得状況、情報セキュリティ監査の実施状況等を参考にして事業者を選定しなければならない。

3 情報セキュリティ管理者は、クラウドサービスを利用する場合は、情報の機密性に応じ

たセキュリティレベルが確保されているサービスを利用しなければならない。

⑤-2 監査の結果および意見

質問に対し次のような回答を得た。

前提として、現在の防災センターは、耐震基準に満たない本庁舎(昭和 48 年竣工)の代わりとして建てたものである。非常用電源については、非常時も外部の情報システムに頼らず、自用の情報システムサーバが稼働できるという認識であるため、重要なシステムにクラウドサービスは使用しないとのことである。ただし、実際には非常用電源は 10 分間程度、サーバを稼働するだけの電力容量しかなく、非常時に継続して業務に使用することはできない。

＜意見事項 41＞非常時に備えた情報システムの外部リソース利用(情報システム課)

情報システム課の事業継続計画では非常時には情報システムのサーバは停止し、稼働しないことになっているが、非常時には外部リソースを使用するなどの事業継続計画を策定するなど、稼働や早期に回復するための対策を検討するべきである。

第5 個別システム

1. アンケートによる全庁システム概要調査

情報システム課より、個別システムのリストを入手し、全ての所管課に対して所管する情報システムについてアンケートを実施した。その上で、予算 500 万円以上、USB を使用する、機器が所管課に設置されているもののうち、任意の主管課について個別の監査を実施した。

アンケートの回答をもとに個別に監査を実施した主管課の数は 9 であり、その概要は以下の通りである。

アンケートの実施状況及び個別の監査を実施した主管課の一覧

区分	アンケート実施対象の主管課	監査実施対象
政策経営部	広報広聴課	-
総務部	総務課、職員課、経理課、営繕課、男女共同参画推進センター、危機管理課、防災課	防災課
地域振興部	地域振興課、経済課	地域振興課
区民部	区民課、課税課、	-
福祉部	介護保険課、地域ケア推進課	地域ケア推進課
障害福祉部	障害者支援課	障害者支援課
生活支援部	医療保険課、保護第一課	保護第一課
保健所	健康推進課、生活衛生課、	-
こども未来部	こども家庭支援課、保育課	保育課
環境清掃部	環境保全課、清掃リサイクル課、清掃事務所	-
都市整備部	住宅課、建築課	-
土木部	管理課、道路課、施設保全課、交通対策課	交通対策課
会計管理室	会計管理室	-
教育委員会事務局	庶務課、学務課、江東図書館	学務課 江東図書館
選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	-
区議会事務局	区議会事務局	-

また、アンケート内容は以下の通りである。

① 情報システムの概要	
項目	質問
1.	情報システムの名称を教えてください。

2.	その情報システムの導入目的を教えてください。
3.	開発時期(期間)及び供用開始日はいつですか。
4.	導入時の支出額を教えてください。
5.	これまでの改修・更新の概要及び金額を教えてください。
6.	システム形態について教えてください。 (クライアント・サーバ、Web、スタンドアロン等)
7.	サーバの台数と、設置方法を教えてください。
8.	利用しているネットワークについて教えてください。
9.	ユーザー数はいくつですか。
10.	最近 5 年間の情報システムに関する予算の執行状況について教えてください。
② 情報システムの調達について	
項目	質問
1.	情報システムを導入するにあたり、どのように意思決定をしましたか。
2.	情報システムを導入することにより、新しく業務フローを作成しましたか。
3.	情報システムの調達にあたり、費用対効果の検証をしましたか。
4.	要件定義書、設計書はありますか。
5.	検収時期の遅延の有無について教えてください。
6.	契約方法について教えてください。
7.	検収方法について教えてください。
③ 情報システムの保守について	
項目	質問
1.	契約内容について教えてください。
2.	システム保守費用の決定方法について教えてください。
3.	検収方法について教えてください。

4.	費用対効果の事後検証を行いましたか。
5.	軽度も含めた年間の障害発生件数について教えてください。
6.	重度の障害発生件数(過去 5 年間)について教えてください。
④ セキュリティ管理について	
項目	質問
1.	最近 3 か年で生じた運営上の障害について教えてください。
2.	障害・災害への対応方針について教えてください。
3.	機器定期点検の実施について教えてください。
4.	ユーザー ID 付与の単位と、ID ごとの権限区分設定について教えてください。
5.	新規・異動職員へのユーザー ID 付与の申請承認手続の有無について教えてください。
6.	不要 ID 等の棚卸点検の実施について教えてください。
7.	USB メモリ使用の有無について教えてください。
8.	パスワード管理はどのように行っていますか。
9.	情報漏洩への対応はどのようにしていますか。
10.	プログラム管理はどのように行っていますか。
⑤ その他	
項目	質問
1.	改修・更新の要望について教えてください。 (追加で必要と考える機能はありますか)

監査の実施にあたっては、以下について留意する。

- (1) セキュリティ実施手順通りの運用が行われているか
- (2) システム導入の際の選定についての記録の閲覧
- (3) システムの更改時期(システムのライフサイクル)をどのように考えているか
- (4) 機器の設置場所について
- (5) システムの庁外との接続について

2. 災害情報システム

①監査対象の概要

(1)概要

災害情報システムは、平時・災害時において迅速な情報の収集・分析・共有・提供を可能とし、災害対策本部・災害対策各部署の意思決定や対応を支援する目的で導入されたものである。

当システムは、災害時の情報の把握・整理・分析・伝達を迅速かつ効果的に行うために、防災センターの建設に併せて開発・導入し、平成 18 年度より運用を開始している。地図上で災害時の被害情報や避難者・物資等の情報を整理・分析し、災害対策本部における迅速な意思決定を支援する。また、移動系防災行政無線と連携し、発災当初における情報収集および集計処理が可能である。平成 26 年のシステム改修により、「避難行動要支援者管理機能」を追加し、区が把握する避難行動要支援者情報の管理や名簿作成に加え、個別計画の出力・入力までを可能とした。

具体的な機能としては

- ・避難所(場所)、備蓄倉庫(備蓄品)、他の防災設備、施設の情報管理
- ・進行中の災害における被害・措置状況、過去災害(水害履歴等)の情報入力、データ蓄積
- ・地理情報システムを有効活用した視覚的な状況判断、集計、情報分析
- ・防災地図、ホームページによる区民への迅速な情報提供
- ・既存システム、東京都 DIS とのシステム間情報連携による情報集約
- ・防災訓練利活用

ただし、上記の一部は未実装である。

(2)所管部署

総務部防災課

(3)開発期間

平成 15 年度

(4)供用開始

平成 18 年度

(5)当該情報システムにかかる支出

開発投資額

68,880,000 円(導入時)

22,107,750 円(平成 24 年度 HW リプレース)

24,030,000 円(平成 29 年度 HW リプレース)

年間保守費用

13,586,400 円(平成 28 年度)

13,586,400 円(平成 29 年度)

13,586,400 円(平成 30 年度)

13,179,650 円(令和元年度)

13,072,400 円(令和 2 年度)

(6) システムの調達方式

導入時は入札方式、以降は随意契約

(7) 運用保守の契約方式

随意契約

(8) システム形態

クライアント・サーバ方式

サーバ台数 3 台

ユーザー数 14

(9) 情報セキュリティ

質問事項	回答
最近 3 か年で生じた運営上の障害の有無	無
障害・災害への対応方針	無
機器定期点検の実施	年 1 回程度のハードウェア点検を実施
ユーザーID 付与の単位と、ID ごとの権限区分設定の有無	左記の対応は行っていない
新規・異動職員へのユーザーID 付与の申請承認手続の有無	左記の対応は行っていない。
不要 ID 等の棚卸点検の実施手続	左記の対応は行っていない。
USB メモリ使用の有無	使用有
パスワード管理	システム担当者が実施
情報漏洩への対応	サーバは、業務終了時には施錠している。システム委託会社には、個人情報取り扱いに係る誓約書を毎年提出させている。

②実施した監査手続

(1) 防災課の災害情報システムに関連する業務についてヒアリング

(2) 災害情報システムの関連資料の確認

(3) 同資料をもとに同システムの機能および業務との関連性をヒアリング

③監査の結果及び意見

＜指摘事項 13＞災害情報管理(収集、分析、共有)に関する規程・マニュアルが存在しない(防災課)

災害情報を集める体制(災害情報連絡員や警察・消防からの連絡、その他)、仕組み(本災害情報システム、他連携システム(都災害情報システム、地震情報システム、防災行政無線等)はあるものの、平時、災害見込時、災害発生時にこの災害情報システムを中心に、どのように災害情報を収集、分析、共有するかを規定する業務規程やマニュアル、手順書等が存在しない。

各種災害情報(備蓄等の情報も含む)は災害対策係で一元的に管理され、有機的な結

合により、分析、活用されるべきだが、現状は災害情報システムのいくつかの管理機能を使っているに過ぎず、担当者にも一部不明な機能(上記作業仕様書の内容)があるように見受けられるなど、災害時の被害予測やあるべき防災対策の分析などの高度な活用段階に至っていないと考えられる。

システムの利活用については、経験を積んだ職員の異動も想定し、必要な情報を記載した文書を残すことで確保するべきである。

<指摘事項 14> 災害情報システムに関連するシステム構成図の不備(防災課)

ベンダーが作成したシステム構成図をシステム構成図として使用しているが、同構成図には未実装の機能やシステム化構想にも含まれていないシステム連携が含まれており、システムの概要を把握するには不都合、誤解を招く可能性がある。災害情報システムは日常的に使用するシステムでもないため、どのような目的で、どのような情報を取り扱っているのか、関係者が容易に理解、確認できるようなドキュメントをしっかりと整備しておく必要がある。実際の構成に基づいたシステム構成図を準備するべきである。

<意見事項 42> 災害情報システムに登録すべき、災害の対象が明確になっていない(防災課)

担当者によれば、区の災害対策本部が設置された災害が登録対象とのことであるが、災害情報システムに実際に発生した災害として登録が確認できたものは、東日本大震災(平成 23 年 3 月 11 日)の他、平成 26 年の大雨(平成 26 年 9 月 10 日 大雨警報時)によるものである。令和元年の台風 19 号(令和元年 10 月 6 日-10 月 13 日)のときに災害対策本部は設置されたとのことだが、災害情報システムに同台風の災害の登録はされていない。

またシステムには防災訓練時のデータやテストデータも数多く登録されており、システム上の登録災害は実データの方が少ない。災害データを登録し、分析に役立てることも本システムの重要な目的であることから、事後に活用ができるような登録対象災害を決定し、それにもとづいて情報の蓄積をはかり、システムの運用ノウハウを積む必要がある。

<意見事項 43> 災害情報システムに登録すべき災害情報の取り扱い(措置状況管理)が明確になっていない(防災課)

災害情報システムには登録した災害データの内部に、報告があった被害情報を登録し、管理する機能がある。ただし実務上、被害報告後にそのフォロー(現地での被害対応)をどのように各部署と連携し、被害対応の顛末(措置情報)をシステム上でどのように登録、管理するべきか、明確にはなっていない。(被害対応については、システム内のメモ機能で残すようにはしているとの回答あり)。

同システムにある措置情報機能を使って、発生被害の対応状況を一元管理するような災害発生時の連絡体制、フォロー体制の構築を検討すべきである。

＜意見事項 44＞非常用電源は別途用意する必要がある(防災課)

災害情報システムは防災課が管理している。停電時の電源対策については、安全にシステムをシャットダウンする UPS(無停電電源装置)は設置されているが、長時間の稼働のための外部電源は別途準備する必要があるとのことであった。外部電源は倉庫に備置してある発電機を想定しており、停電時にはそれを運搬して電力を供給することになるとのことである。

通常の業務用システムであれば、そのような対応であっても問題ないが、災害情報システムは災害発生時こそ、確実な稼働が確保されるべきものであるから、災害用非常発電源(電力供給対象は電話交換機、消防設備、保安照明、コンセントの一部、エレベータ 1 基)からの電力供給を確保するような電源対策を検討されることが望ましい。

3. 長寿サポート高齢者情報システム

①監査対象の概要

(1)概要

国は団塊の世代が全て 75 歳以上となる 2025 年を目途に、地域包括支援センター(江東区では「長寿サポートセンター」)を中心とする高齢者支援の多職種協働のネットワーク(地域包括ケアシステム)を、全国全ての自治体で構築することを求めており、区に於いても相談窓口の機能強化を図り、ワンストップの高齢者相談体制を整備する必要がある。

一方、これまで各長寿サポートセンターでは、初見の高齢者や、相談受付台帳等の文書保管期限の切れた高齢者について、直近の属性(個人情報基本項目、各種制度利用歴、要介護認定、介護サービス利用情報など)を手元で確認するすべがなかった。長寿サポート高齢者情報システムは、地域ケア推進課内のデータベースに個別の高齢者に関する情報を格納し、各センターの職員が相談業務に活用することができる。

また、双方向のシステムとして相談情報、事業実施に係る情報などを地域ケア推進課と長寿サポートセンター間で交換することができる。

このことにより、ワンストップサービスの実現による住民サービスの向上と長寿サポートセンター職員の業務負担の軽減を図るほか、地域包括ケアシステムの構築に資することを目的として当該システムが導入された。

(2)所管部署

福祉部地域ケア推進課

(3)開発期間

平成 27 年 7 月 1 日～平成 27 年 12 月 10 日

(4)供用開始

平成 27 年 12 月 10 日

(5)当該情報システムにかかる支出

22,464,000 円

(6)システムの調達方式

公募型プロポーザル方式

(7)システム形態

クライアント・サーバ、VPN

(8)情報セキュリティ

質問事項	回答
最近3か年で生じた運営上の障害の有無	無
障害・災害への対応方針	無
機器定期点検の実施	年1回程度のハードウェア点検を実施
ユーザーID付与の単位と、IDごとの権限区分設定の有無	ID付与単位:長寿サポートセンター職員毎 IDごとの権限:担当地域及び職種毎区は係毎にID付与
新規・異動職員へのユーザーID付与の申請承認手続の有無	長寿サポートセンターの事業委託に係る新規・異動職員関係の届(個人情報の取扱いに係る届、身分証明書の発行依頼)を受けたのち、IDとPASSを作成・送付し、受領書を提出させる。
不要ID等の棚卸点検の実施手続	ID一覧を随時更新 年1回程度のパスワード一斉更新の際に再確認。
USBメモリ使用の有無	使用有
パスワード管理	システム担当者が実施
情報漏洩への対応	サーバは、業務終了時には施錠している。システム委託会社には、個人情報取り扱いに係る誓約書を毎年提出させている。

②実施した監査手続

(1)業務の概要を把握した上で、以下の資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

- ・「情報システムに関するアンケート」
- ・プロポーザル公募関連資料
- ・障害記録

③監査の結果及び意見

＜指摘事項 15＞インターネットに接続する際に必要な申請手続きを行っていない点について(地域ケア推進課)

地域ケア推進課において、情報システム課に相談の上で長寿サポートシステムの導入をしたが、このシステムを運用するにはインターネットへの接続が必要である。この接続手続きにあたり江東区インターネット運用基準の第7条において、インターネットに接続しようとする課の課長は、ネット管理者たる情報システム課長に申請しなければならないと規定されている。

そこで、この申請を行ったか当課担当者に質問したところ、特段の申請をしていないという回答であった。これは、運用基準に違反する事実である。

そのため、早急に申請を行い情報システム課長による承認を得る必要がある。逆にこの申請手続き自体が特に必要ではないと判断される場合には、運用基準の改正等を行うべきである。

＜意見事項 45＞USB メモリを使用している現状におけるセキュリティ上の問題について(地域ケア推進課)

地域ケア推進課内で USB メモリを使用しているか否か質問したところ、住基データを基幹系から長寿サポート高齢者情報システムに取込むために週次で使用しているという回答を得た。また、その管理方法について質問を行った結果、USB メモリは情報システム課の許可を受けているパスワード付のものを使用しており、課内の金庫(開扉者限定、開扉簿あり)で保管し、使用する際は金庫の開扉者に依頼して金庫を開け上司の許可を得てから持ち出ししているということであった。そして、持ち出し等の記録は「電磁的記録媒体持出台帳」に記載しており(記載内容は以下参照)、誰がいつ使用したかが把握できる体制をとっているとのことであった。

【記載内容】持出者、持出理由、持出日、持出許可者印、返却予定日、返却日、返却者、返却確認者印

上記回答から USB メモリ自体のセキュリティ対策はなされていると考えられるが、そもそも持出者が自己の USB メモリを使用してデータを取込むことができる状態であり、個人情報データが外部に流出されるリスクがある。この点におけるセキュリティ対策が行われていないため大きな問題があるといえる。

また、＜意見事項 46＞システム機器設置を情報システム課内へする必要性について(地域ケア推進課)で述べているようにサーバ機器を情報システム課内に集約していれば上記取込みを行う必要性もないため、機器の設置も含めて抜本的に変更を行う必要がある。

＜意見事項 46＞システム機器設置を情報システム課内へする必要性について(地域ケア推進課)

現行稼働システムは、地域ケア推進課が管理している。課内に置かれている理由を質問したところ、情報システム課と相談の上で課内に設置したとの回答であった。

システム機器を課内に置いた場合、スペースが取られて業務環境が悪化する可能性が

ある。また、熱や埃等により機器の損傷等が発生する確率が高まる。事実過去に庫内環境に起因した重度のシステム障害が発生している。

このような問題点を解消するためには情報システム課内に設置をすることが望ましい。また、情報システム課にて業務負担は増すことが想定されるが、全庁的には効率的なシステム管理が実現できると考えられる。さらに＜意見事項 45＞USB メモリを使用している現状におけるセキュリティ上の問題について（地域ケア推進課）において述べたようなセキュリティ上の問題点も解消できる。なお、情報システム課内においても共通仮想基盤があることから設置体制も整っており、移設可能性も含め検討されたい。

＜意見事項 47＞システム更新時期の方針が未策定の状況について（地域ケア推進課）

システムの更改時期について方針等があるか質問した結果、方針等は定まっていないが10年程度を1つの基準と考えているという回答であった。システムを何ら更改することなく長年使用し続けた結果、業務プロセスにも影響がでた他部署があるとのことであり、属人的な現状では後々大きなトラブルとなる可能性も否定できない。

情報システム課策定のシステムライフサイクル・ガイドラインを参照するなどして、今後のシステムのライフサイクルを検討することが有用である。

＜意見事項 48＞システム障害が発生した時に作成する状況報告書の統一の必要性について（地域ケア推進課）

長寿サポートシステムにおける障害発生件数は、軽度なものが年間1、2件、重度のものが過去5年間で2件であるが、当該障害が発生した状況等を記載する報告書のフォーマットが特に定められておらず、担当者が各々作成している状況である。

このような状況では記載すべき事項等が漏れる可能性があるといった問題や、個々人の能力や経験等により記載内容が変わるといった問題が生じる可能性がある。

そのため、必要記載事項等を定めた障害状況報告書の統一フォーマットを整備することが有用である。

4. 江東区母子・女性福祉資金貸付システム

①監査対象の概要

(1)システムの概要

東京都母子福祉資金貸付条例及び同規則並びに江東区女性福祉資金貸付条例（現在は廃止）及び同施行規則（同）に基づき、江東区で実施する母子・女性福祉資金貸付及び滞納管理業務の円滑化、適正化を図ることを目的として導入された。また、区が実施するサービス等を併せてシステムに取り込むことにより、対象者の情報を一元的に管理し、母子福祉の増進のために、区民に適切なサービスの提供を図ることを目的とする。

平成20年10月に供用を開始し、平成27～31年度において、システム保守委託料：5,532,720円・機器リース代金：11,782,968円を支出している。毎期当該システムの保守とリースに関連して、約300万円を支出する形となっている。これには、システム運用にかかる職員の人件費等は含まれていない。母子福祉資金貸付について、令和2年3月31日現在

の貸付残高は、所管する保護第一課・第二課の合計で約 100 件、約 1 億円となっている。当該システムは保護第一課・保護第二課において使用され、資金の貸付や返済を当該システムを利用して両課で管理している。

(2) 所管部課

生活支援部 保護第一課・第二課

(3) 開発期間

平成 20 年 6 月

(4) 供用開始

平成 20 年 10 月 1 日

(5) 当該情報システムにかかる支出

システム保守委託料 5,532,720 円(平成 27～31 年度)

機器リース料 11,782,968 円(平成 27～31 年度)

(6) システムの調達方式

保守契約: 特命契約(経理課契約)

リース契約: 競争入札(経理課契約)

(7) システム形態

クライアント・サーバ

(8) 情報セキュリティ

質問事項	回答
最近 3 か年で生じた運営上の障害の有無	無
障害・災害への対応方針	データ復旧や障害・不具合対応については保守委託業務の内容に含まれる。障害・災害が起きたら速やかに業者へ報告する。
機器定期点検の実施	定期的な点検は行っていない。現地作業が必要な場合来所してもらっている。
ユーザーID 付与の単位と、ID ごとの権限区分設定の有無	単位は人ごと。ID ごとの権限区分の設定はない。
新規・異動職員へのユーザーID 付与の申請承認手続の有無	ID 保有者が新規・異動職員への ID 付与設定を行う。
不要 ID 等の棚卸点検の実施手続	不要 ID 対象者の異動時に削除している。
USB メモリ使用の有無	有
パスワード管理	定期的にパスワード変更を行っている。
情報漏洩への対応	・個人情報の取扱いに係る作業場所に関する届 ・個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者に関する届 ・誓約書 以上 3 点を業者より徴収している。

②実施した監査手続

(1) 業務の概要を把握した上で、以下の資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

- ・契約に関する業者作成の見積書
- ・受注業者との契約書
- ・随意契約の理由を示した書類(支出負担行為伺書等)
- ・(保護第一課・第二課)情報セキュリティ実施手順

(2) 関連する契約書等の支出決裁書類を入手して内容の検討を行った。

③監査の結果及び意見

＜指摘事項 16＞セキュリティ実施手順に規定されたサーバの冗長化について(保護第一課)

保護第一課で規定されているセキュリティ実施手順第18条によると、「情報システム管理者は、重要な情報を格納しているサーバ、セキュリティサーバ、区民サービスに関するサーバ及びその他の基幹サーバを冗長化する等により、可用性を維持するための措置を講ずるものとする」とある。

保護第一課が管理しているサーバはサーバが1台のみであり、内部ディスク装置がRAID5にて冗長化されているとは言え、セキュリティ実施手順が要求するようにサーバ自体が冗長化されているとは言えない。セキュリティ実施手順の見直しを検討されたい。

＜意見事項 49＞システム機器設置を情報システム課内へ移設する検討(保護第一課)

現行稼働システムは、保護第一課が管理している。システム機器を課内に置いた場合、スペースが取られて業務環境が悪化する可能性がある。また、熱や埃等により機器の損傷等が発生する確率が高まる。

このような問題点を解消するためにはシステム機器を情報システム課内に設置をすることが望ましい。保護第一課は、情報システム課の共通仮想基盤について情報システム課と情報を共有し、システム機器を情報システム課へ移設できないか検討されたい。

5. 統計調査支援システム

①監査対象の概要

(1) システムの概要

統計調査事務を効率的にかつ精度を高く行うために導入されたものである。令和元年には、国勢調査の調査区データ作成・住宅地図のデータ更新を行っている。同システムのパッケージソフトのベンダーは関東圏では1社しかないが、統計調査系の業務に必要であるため導入が決定されたものである。

(2) 所管部課

地域振興部 地域振興課

(3) 開発期間

パッケージシステムのため開発期間なし

(4) 供用開始

平成 16 年 4 月 1 日

(5) 当該情報システムにかかる支出

574,560 円(使用料及び賃借料、導入時)

(6) システムの調達方式

統計調査支援システムを端末に導入した形で端末をリース契約

(7) 運用保守の契約方式

業者と内容確認の上リース費用に含み契約を行った。

(8) システム形態

スタンドアロン

(9) 情報セキュリティ

質問事項	回答
最近 3 か年で生じた運営上の障害の有無	無
障害・災害への対応方針	定期的に外付け HDD でバックアップを取っている。
機器定期点検の実施	年 1 回
ユーザーID 付与の単位と、ID ごとの権限区分設定の有無	管理者 ID: 全機能 係員ごとの ID: 上記からマスターデータ関連を除く
新規・異動職員へのユーザーID 付与の申請承認手続の有無	職員の異動発令と同時に ID を付与するため、申請手続は行っていない。
不要 ID 等の棚卸点検の実施手続	年度末に実施
USB メモリ使用の有無	有
パスワード管理	庁内 LAN の係内フォルダで管理
情報漏洩への対応	情報セキュリティ実施手順により対応している。

②実施した監査手続

(1) 関連資料の閲覧ならびに質問

(2) 地域振興課の実査

③監査の結果及び意見

指摘すべき事項は見つからなかった。

6. 放置自転車管理システム

①監査対象の概要

(1) システムの概要

放置自転車撤去に関連する、撤去・保管・照会・返還・売却等の効率化を目的として導入されたものである。

当システムは、平成 24 年度に開発され運用されていたものを平成 30 年 2 月から更改作業を行い、平成 30 年 6 月 1 日から供用されているものである。Windows7 のサポート終了に伴う機器更新が必要であったため、システムを更改することとしたものである。システム更改に伴い、タブレットで撮影した写真の取り込み、QR コードの読み取り、台帳への写真追加、台帳検索項目の追加(色・備考等)、操作ログの取得、管理権限毎の編集項目の見直しなどの機能が追加された。システム更改にあたり区は、同様の放置自転車管理システムを取り扱っている 2 社のシステムについて、そのシステムを導入している他自治体への視察を行うと共に、各システム業者へ見積りを依頼した。

また、東京都電子自治体共同運営サービスによる他区の契約金額の確認を行った。所管課において検討の結果、現行のシステムが他の 2 社と比較し、区が要求する機能を備えており、他区の導入金額と比較しても著しく高額ではないとの理由で現行のシステムを継続使用することを決定した。

(2) 所管部課

土木部 交通対策課

(3) 開発期間

平成 30 年 2 月より約 3 か月

(4) 供用開始

平成 30 年 6 月 1 日

(5) 当該情報システムにかかる支出

12,188,880 円(5 年間)

1,711,518 円(保守料単年)

(6) システムの調達方式

機器賃貸借契約:競争入札

システム保守契約:特命契約

(7) 運用保守の契約方式

見積

(8) システム形態

クライアント・サーバ

(9) 情報セキュリティ

質問事項	回答
最近 3 か年で生じた運営上の障害の有無	無
障害・災害への対応方針	保守委託契約の仕様書に基づき、原因調査、障害の除去及び復旧作業を行う

機器定期点検の実施	年4回の定期点検において、動作確認、OS パッチ適用、ウイルス対策ソフト更新を行う
ユーザーID 付与の単位と、ID ごとの権限区分設定の有無	区職員は管理者権限 コールセンター、自転車保管場所職員はユーザー権限
新規・異動職員へのユーザーID 付与の申請承認手続の有無	新規 ID 付与は行っていない
不要 ID 等の棚卸点検の実施手続	実施していない
USB メモリ使用の有無	使用する場合は、端末・電磁記録媒体の持込・持出台帳に記入
パスワード管理	PC のログインとシステムのログインを別パスワードでユーザーごとに設定
情報漏洩への対応	サーバは鍵付きのキャビネット内に保管 コールセンター、自転車保管場所は業務時間外施錠独立ネットワーク

②実施した監査手続

- (1) 交通対策課の放置自転車管理システムについてヒアリング
- (2) 放置自転車管理システムの関連資料の確認
- (3) 交通対策課の実査

③監査の結果及び意見

<意見事項 50> 導入時の契約形態(交通対策課)

システム更改の際に、「A 社製のシステムを備えた機器のリース」という内容で競争入札を行っている。つまり入札の際には A 社製システムを使用することが決まっていたということである。

A 社は現行システムベンダーであり、交通対策課は平成 19 年から A 社製のシステムを使用している。交通対策課ではシステム更改の際に、A 社を含む 3 社から見積りを取得し、検討を行っている。A 社は金額では 2 番目であるが、現場の混乱が少ない、5 年以上の稼働実績がある、等の理由により A 社に決定された。また、3 社比較の項目に「旧システムからのデータの移行」を入れており、A 社は現行システムと同一業者のため無償にて行うが、他社は有料作業となっている。しかし、この項目を比較表から除くと評価は A 社は 2 番目になる。そもそもシステムの比較項目として現行ベンダーに有利な項目を評価項目に入れるのは妥当ではないのではと考えられる。

平成 19 年から 10 年以上使用しているのにはそれなりの理由もあると考えられるため、契約形態については次回更改時には検討されたい。

＜指摘事項 17＞セキュリティ実施手順の情報資産の廃棄についての文言修正(交通対策課)

情報システム課から令和2年3月16日付けで発出された「本区が締結する契約におけるデータ消去手続きについて」にて要請されている情報セキュリティ基準の修正(＜意見事項 34＞情報セキュリティに関するポリシーの徹底(情報システム課))に関して、原則とは異なる方法が採用されている。

原則に基づく措置が困難な状況で、原則とは異なる方法を採用することについて合理的な理由がある場合は例外措置が必要となる。原則通りの修正であれば、情報システム課より指導のある改正案にて文言を修正されたい。

＜意見事項 51＞システムの更改時期の検討(交通対策課)

現行では機器のリース期間がシステムのライフサイクルとなっている。前回のシステム更改は、5年間の機器貸借契約が終了するため次期システムの検討が必要となった、としている。5年毎にシステムを入れ替えるのではなく、サーバは再リースし、機器だけの入れ替えを行うなどの方策はないのか検討されたい。

＜意見事項 52＞サーバ設置場所の検討(交通対策課)

現行稼働システムは交通対策課が管理している。システム機器を課内に設置した場合、スペースが取られて業務環境が悪化する可能性がある。また、熱や埃等により機器の損傷等が発生する確率が高まる。

このような問題点を解決するためには情報システム課内に機器を設置することが望ましい。以前、情報システム課への移設も検討され、防災センターの年1回の停電のために断念されたという経緯はある。年1回の停電時については運用により回避できる可能性がないか等も踏まえ、再度情報システム課の共通仮想基盤への移行やサーバの移設を検討されたい。

7. 障害者自立支援システム

①監査対象の概要

(1) システムの概要

障害福祉サービス等の迅速な提供と、障害福祉関連の請求支払いの支給や適正管理ならびに、保健所にて精神手帳情報等の管理を行うために導入されたものである。

当システムは、平成17年度に開発され平成18年から運用が開始されていたシステムである。平成30年に、江東区で使用中のシステムがすでに開発終了となっており、Windows10を想定した新システムを準備している、との情報をベンダーから得たが、Windows7サポート終了後はシステムがクローズ環境であるため、あらゆる更新処理を実施しないことにより令和3年3月までシステムの稼働を引き延ばすこととしていた。しかし、令和2年度末でサポートが切れるタイミングでのシステム更新が必要であることから、令和元年10月にシステムの改修をすることを決定したものである。

- (2) 所管部課
障害福祉部 障害者支援課
- (3) 開発期間
平成 17 年度
- (4) 供用開始
平成 18 年 4 月 1 日
- (5) 当該情報システムにかかる支出
平成 27 年度 15,179,474 円
平成 28 年度 14,299,666 円
平成 29 年度 14,631,051 円
平成 30 年度 14,685,828 円
令和元年度 14,181,122 円
- (6) システムの調達方式
指名競争入札による 5 年リース契約
- (7) 運用保守の契約方式
特命随意契約による単年度の委託契約
- (8) システム形態
クライアント・サーバ
- (9) 情報セキュリティ

質問事項	回答
最近 3 か年で生じた運営上の障害の有無	年度ごとのユーザー改廃が職員だけでは完結しない運用であるにもかかわらず、システムベンダーとの連携が不十分でユーザー設定等に遅れが生じた。
障害・災害への対応方針	・バックアップデータの外部保管により担保 ・RDX メディアの最大 5 世代管理を併用している
機器定期点検の実施	サーバ機器は年 1 回、8 月ごろ実施
ユーザーID 付与の単位と、ID ごとの権限区分設定の有無	障害者支援課は個人単位、保健予防課は係単位。※新システムでは全職員分の ID 付与に変更予定。
新規・異動職員へのユーザーID 付与の申請承認手続の有無	なし。組織体制に従って設定を行う。
不要 ID 等の棚卸点検の実施手続	年 1 回、職員立会いの下、システムベンダーによる Windows ログインユーザーの設定変更を実施。
USB メモリ使用の有無	有
パスワード管理	紙への記載はせず、パスワードデータの保管による。

情報漏洩への対応	平成 29 年度より、システムにセキュリティ専用ソフトウェア、生体認証システムを増設し、情報の持出しを制限。
----------	--

②実施した監査手続

- (1)障害者支援課の障害者自立支援システムについてヒアリング
- (2)障害者自立支援システムの関連資料の確認
- (3)同資料をもとに同システムの機能および業務との関連性をヒアリング

③監査の結果及び意見

<指摘事項 18> 当初導入時の関連資料が保存されていない(障害者支援課)

江東区文書管理規則第36条第1項第1号では、文書の保存期間の基準として、公有財産の取得及び処分に関するものについては、「長期」の保存が必要とされている。公有財産を取得した場合は、当該資産を処分するまでは契約書、仕様書、保証書等の権利関係を明らかにするものは保管する必要がある。

しかしながら、障害者自立支援システムについては当初の資料等が保存されていない。業務用のシステムも公有財産の一部であり、導入時の資料はシステムを使用している間は保存しておく必要がある。今後、導入経緯の関係書類も含め、少なくとも当該システムが稼働している間は、関係書類を保管しておく必要がある。

<意見事項 53> サーバ設置場所の時期を決める(障害者支援課)

現行稼働システムは障害者支援課が管理している。システム機器を課内に設置した場合、スペースが取られて業務環境が悪化する可能性がある。また、熱や埃等により機器の損傷等が発生する確率が高まる。事実、過去に設置場所の環境に起因した障害がおきている。

このような問題点を解決するためには情報システム課内に機器を設置することが望ましい。現在開発中のシステムの仕様書に将来的には情報システム課所管の仮想基盤への移行が記載されているが、具体的スケジュールを情報システム課と協議の上決定されたい。

<意見事項 54> 端末台帳の整備の必要性(障害者支援課)

端末台帳が契約書の内容となっている。設置場所、機械番号や機器ごとの役割等を管理するためには台帳を作成する必要がある。新システム稼働時には端末台帳を作成されたい。

8. 図書館システム

①監査対象の概要

(1) システムの概要

図書館サービスの拡充、円滑化を目的として導入されたものである。平成25年9月からICタグシステムの導入に併せて供用開始されたものを、窓口業務の効率化を図るとともに、レファレンスサービスに代表される利用者に提供すべきサービスを充実・向上させるために、令和元年度にリプレースしたものである。平成25年9月から使用していたシステムについて大きな問題はなく、導入後5年しか経過していない、また指定管理者制度を導入したなどの理由により、ベンダーを変えずにシステムをアップグレードする選択をした。

(2) 所管部課

教育委員会 江東図書館

(3) 開発期間

平成 25 年 1 月～

(4) 供用開始

平成 25 年 9 月 1 日

(5) 当該情報システムにかかる支出

282,459,240 円(導入時、5年契約金額)

317,420,400 円(5年契約金額)

(6) システムの調達方式

プロポーザル方式

(7) システム形態

Web アプリケーション

(8) 情報セキュリティ

質問事項	回答
最近3か年で生じた運営上の障害の有無	無
障害・災害への対応方針	・江東区立図書館情報セキュリティ実施手順による ・緊急連絡網作成済 ・図書館システムデータの安全保管に伴う磁気テープ等記録媒体の保管集配業務を委託している
機器定期点検の実施	随時
ユーザーID付与の単位と、IDごとの権限区分設定の有無	①②区職員（システム、一般）③指定管理④委託（業責、一般）業務の範囲外の処理はできないよう権限を設定している
新規・異動職員へのユーザーID付与の申請承認手続の有無	異動があった際には、各業者から使用者一覧を更新したものを提出して

	もらい、江東図書館のシステム担当がIDの付与を行っている。
不要ID等の棚卸点検の実施手続	ID使用者が異動した場合には江東図書館システム担当が該当IDの使用を停止する処理を行っている。
USBメモリ使用の有無	指定したUSBのみ使用できるように設定している
パスワード管理	半年ごとに再設定が必要(ID使用者個人が再設定を行う)
情報漏洩への対応	・江東図書館情報セキュリティ実施手順による ・離席時はELCIELOをログアウトする。

②実施した監査手続

- (1) 関連書類の閲覧ならびに質問
- (2) 江東図書館の実査

③監査の結果及び意見

＜指摘事項 19＞セキュリティ実施手順の情報資産の廃棄についての文言修正(江東図書館)

情報システム課から令和2年3月16日付けで発出された「本区が締結する契約におけるデータ消去手続について」にて要請されている情報セキュリティ基準の修正(＜意見事項 34＞情報セキュリティに関するポリシーの徹底(情報システム課))に関して、原則とは異なる方法が採用されている。原則に基づく措置が困難な状況で、原則とは異なる方法を採用することについて合理的な理由がある場合は例外措置が必要となる。原則通りの修正であれば、情報システム課より指導のある改正案にて文言を修正されたい。

＜指摘事項 20＞インターネットに接続する際に必要な申請手続を行っていない点について(江東図書館)

江東図書館において、情報システム課に相談の上でシステムの導入をしたが、このシステムを運用するにはインターネットへの接続が必要である。この接続手続にあたり江東区インターネット運用基準の第7条において、インターネットに接続しようとする課の課長は、ネット管理者たる情報システム課長に申請しなければならないと規定されているが、特段の申請をしていない。これは、運用基準に違反する事実である。

そのため、早急に申請を行い情報システム課長による承認を得る必要がある。逆にこの申請手続自体が特に必要ではないと判断される場合には、運用基準の改正等を行うべきである。

9. 校務 LAN

①監査対象の概要

(1)システムの概要

校務の情報化による校務作業の効率化・円滑化を図るために導入されたものである。

当システムは、江東区の教員向けにシンクライアント PC によるパソコン環境を提供、これに付随して各種インターネットサービス、成績処理機能及び運用管理機能を提供することを目的とする。

主な機能は以下の通りである。

校務 LAN システムの機能一覧

No.	提供機能	概要
1	シンクライアント機能	教員用に一人一台のシンクライアントによる仮想デスクトップ環境を提供する。
2	グループウェア機能	学校ごとにグループウェアを提供する。
3	メール機能	インターネットメールの利用環境を提供する。メーラは仮想デスクトップ上に導入されたメールクライアントソフトウェアを使用。
4	スパムメール対策機能	インターネットからのスパムメールを防御する機能。
5	インターネット閲覧機能	インターネットの閲覧環境を提供する。
6	ファイルサーバ機能	学校間、学校内及びエリア間における情報共有を目的としたファイルサーバ機能、ボリュームサイズの監視機能、バックアップ機能。
7	プリント機能	作成したドキュメントをプリントアウトする機能。
8	ActiveDirectory機能	利用者のユーザ ID パスワード等を管理する機能。
9	ID 管理機能	利用者のユーザ ID パスワードの変更を行なう機能。
10	DNS 機能	利用者にホスト名の名前解決する機能。
11	時刻同期機能	インターネット上の NTP サーバから時刻を取得し、同期する機能
12	ウイルス対策機能	ウイルス対策及びパターンファイルを提供する機能
13	WSUS 機能	Windows のパッチ更新を行なう機能
14	リモートアクセス機能	外部から仮想デスクトップ環境を利用可能にする機能
15	システム監視機能	当システムの異常を検知する機能

16	資産管理機能	仮想デスクトップにインストールされているソフトウェアの数量等を管理する機能
17	ネットワーク機能	サーバ、仮想デスクトップ間の接続を提供する機能
18	RADIUS 機能	学校側機器の MAC アドレスを認証する機能
19	ログローテート機能	ログファイルを定期的に分割する機能
20	成績処理機能	学校ごとに成績管理、時数管理、保健管理及び学習者情報 DB の利用環境を提供する。
21	リモートデスクトップサービス機能	成績処理を実施する環境へのリモートアクセス機能を提供する。
22	WEB フィルタリング機能	有害サイト等の不適切なインターネット上の Web サイトをフィルタリングし、制御する機能
23	セキュリティセグメント機能	仮想マシン毎にファイアウォールの機能をソフトウェアで提供する機能

当システムは、小学校(45 校)・中学校(23 校)・幼稚園(20 園)・高原学園(2 園)・教育センター(1 か所)・教育委員会(1 か所)・有明西学園(1 校)の計 93 か所の拠点とデータセンターの計 94 か所より構成される。

都区市町村情報セキュリティクラウド(以下セキュリティクラウド)との接続も行い、Web 閲覧、外部へのメール通信における通信はセキュリティクラウドを経由して通信が行われる。

セキュリティを考慮し、各拠点とデータセンターは分割している。

(2)所管部課

教育委員会事務局 学務課

(3)開発期間

平成 21 年 11 月～平成 22 年 3 月

(4)供用開始

平成 22 年 4 月～

(5)当該情報システムにかかる支出

導入時支出額

機器購入費:73,395,000 円

構築委託料:557,550,000 円

(6)システムの調達方式

公募型プロポーザルにより選定した事業者との特命契約

(7)運用保守の契約方式

公募型プロポーザルにより選定した事業者との特命契約

(8)システム形態

クライアント・サーバ

(9) 情報セキュリティ

質問事項	回答
最近3か年で生じた運営上の障害の有無	事業者側において情報共有が徹底されていないことに起因した事例がある (例:各学校における定型的な作業の実施後、学校へ直接報告しないでもらいたい事項を事前に認識共有したにも関わらず報告し、混乱をきたした)
障害・災害への対応方針	保守運用手順書として整備している。災害時はデータセンター側の方針に準拠する。
機器定期点検の実施	年1回程度のハードウェア点検を実施。
ユーザーID 付与の単位と、ID ごとの権限区分設定の有無	1人につき1つのIDを付与(管理職権限、管理職以外の一般権限)、または1つの施設につき1つのID(特に区分なし)。
新規・異動職員へのユーザーID 付与の申請承認手続の有無	対象者よりID 付与申請書を送付後、内容を確認している。
不要ID等の棚卸点検の実施手続	年に一度実施。
USBメモリ使用の有無	1校につき5本を貸与。授業や研修など校内で利用することを目的とする。
パスワード管理	ユーザID管理システム(ActiveDirectory)により管理している。最大有効期間は365日。
情報漏洩への対応	・端末のシンクライアント化 ・インターネット接続可能エリアと接続不可エリアとのネットワーク分離 ・ウイルス対策ソフトウェアの搭載 ・Webフィルタリングソフトウェアの搭載 ・スパムメール検知機能の搭載 ・メール監査機能(Ex.Ccに上長を入れなかった場合外部送信不可設定)の搭載 ・IDの管理 ・マイクロセグメンテーション機能の搭載 ・資産管理ソフトの搭載 ・USBデバイスの制御 ・各種ログ取得機能の搭載 ・情報セキュリティポリシーの策定等 ・平成29年度から東京都セキュリティクラウドに接続している。

②実施した監査手続

- (1)教育委員会事務局学務課に本システムに関連する業務についてヒアリング
- (2)関連資料の受領および確認
- (3)同資料をもとに同システムの機能および業務との関連性をヒアリング

③監査の結果及び意見

＜指摘事項 21＞見積内訳書は詳細な項目が分かる様式とすべき(学務課)

システム更改の事業者選定を行う際に、ベンダーから提示された見積りの内訳項目の粒度が粗い。

校務 LAN の更改事業において、その構築作業の見積り内訳は以下の通りである。

システム設計・構築	金額
■プロジェクト管理	53,600,000 円
■ネットワーク設計・構築 ・データセンターネットワーク設定、構築、移行 ・拠点ネットワーク設計、構築、移行	22,070,000 円
■情報基盤系コンポーネント設計・構築・移行 ・SQLServer/WSUS/資産管理/監視サーバ兼 NTP サーバ/ウイルス対策サーバ/バックアップサーバ/ロードバランサ（メタディレクトリサーバ、インターネットエリア用内部メールサーバ、プロキシサーバ振り分け）/リモートアクセス	41,400,000 円
■ユーザ利用環境設計・構築 ・シンクライアント端末/校務インターネットエリア VDI（Horizon）/校務アプリ用 RDS	18,900,000 円

※校務 LAN 更改事業の契約書から監査人が一部抜粋

上記のように、簡単な項目と金額が記載されているのみである。これでは、「プロジェクト管理」といっても、何人の担当者が、どのような作業によって、どのくらいの工数がかかるのかを知ることはできない。金額が 5 億円を超える事業において、このような見積様式は適切ではない。

システム構築作業の見積りであれば、まずは各内訳項目ごとに工数と単価の明示が必要である。次に、その内訳項目は、その作業工数の妥当性が判別できるくらいに細かくなっていることが望ましい。

こうした見積りの内訳を入手並びに確認すれば、見積りの妥当性だけでなく、ベンダーの計画に対する実現性の検証にも有用である。

よって、見積内訳書はより詳細な内訳が分かるような様式とすべきである。

10. 保育園申請及び在園関連文書電子化検索システム

①監査対象の概要

(1) システムの概要

保育園の申請書等を児童の登録情報と紐付けをし、一元管理を行うことで、必要に応じた申請情報の円滑な抽出を実現するシステムである。

保育課は、豊洲シビックセンターとの情報共有、保護者からの問い合わせへの迅速な対応、執務室の改善を解決する手段としてシステムの導入を検討していた。当該システム導入以前は、問い合わせ者との過去の対応履歴は紙媒体で保管されていたため、電話対応時は紙を探しに行く必要があった。また、急な問い合わせに対応するため過年度分の書類も紙媒体で執務室に留保しておく必要があった。そこで、平成28年に当該システムが導入された。また、令和元年度には、保育料無償化に伴う支給認定発行対象者及び認可保育園申請者数増加に対応するため、端末数を4台から21台へ増加した。

(2) 所管部課

こども未来部 保育課

(3) 開発期間

平成28年4月1日から平成28年9月30日

(4) 供用開始

平成28年10月1日から

(5) 当該情報システムにかかる支出

24,840,000 円(構築時)

14,920,245 円(端末増設時)

(6) システムの調達方式

委託契約

(7) 運用保守の契約方式

保守委託契約

(8) システム形態

クライアント・サーバ

(9) 情報セキュリティ

質問事項	回答
最近3か年で生じた運営上の障害の有無	無
障害・災害への対応方針	遠隔地バックアップを実施している
機器定期点検の実施	毎年度3月
ユーザーID付与の単位と、IDごとの権限区分設定の有無	1ユーザー1ID（検索権限あり、管理者権限なし）
新規・異動職員へのユーザーID付与の申請承認手続の有無	係内システム保守担当が一括しID付与を行う
不要ID等の棚卸点検の実施手続	他部署への異動があるときなど年度末に不要IDの削除を行う

USB メモリ使用の有無	庁内での利用のみ使用あり
パスワード管理	鍵のかかる収納キャビネットに保管している
情報漏洩への対応	漏洩が発生した際は、セキュリティ責任者への報告と漏洩者から顛末書の提出を求め、再発防止策の策定を行う。

②実施した監査手続

- (1) 関連書類の閲覧ならびに質問
- (2) 保育課の実査

③監査の結果及び意見

＜指摘事項 22＞セキュリティ実施手順に規定されたサーバの冗長化について(保育課)

保育課で規定されているセキュリティ実施手順第18条によると、「情報システム管理者は、重要な情報を格納しているサーバ、セキュリティサーバ、区民サービスに関するサーバ及びその他の基幹サーバを冗長化する等により、可用性を維持するための措置を講ずるものとする」とある。

保育課にて管理しているサーバはサーバが1台のみでセキュリティ実施手順が要求する冗長化がされているとは言えない。セキュリティ実施手順の見直しを検討されたい。

＜意見事項 55＞システム増設時の金額の妥当性についての検証(保育課)

令和元年に保育課は端末を増設するため、システムを構築したベンダーに随意契約により発注している。業務委託内容は、現行システムのソフトウェアを増設端末にインストール・設定し、動作確認を行った上で、納品するものであり、これに端末代は含まれない。契約金額は 12,672,117 円で1台あたり 603,434 円となる。業務委託契約内容によると、現行システムからは機能は何も変更されず、あくまで端末の増設作業のみである。区は、ベンダーとの間で価格交渉は行っているものの結果的に1台あたり 603,434 円と高額になっている。構築の際の応札も現行1社のみであり、また今後のシステムの更改もあると思われる。今後、端末増設時やシステム更改時には、該当金額が妥当かどうかの検証プロセスを加えてほしい。

＜意見事項 56＞システム機器設置を情報システム課内へ移設検討について(保育課)

現行稼働システムは保管課が管理している。

システム機器を課内に置いた場合、スペースが取られて業務環境が悪化する可能性がある。また、熱や埃等により機器の損傷等が発生する確率が高まる。

このような問題点を解消するためにはシステム機器を情報システム課内に設置をすることが望ましい。情報システム課内に機器があると、基幹系システムとのデータのやりとりのため USB ディスクを持ち歩くということもなくなると考えられる。保育課は、情報システム課の共

通仮想基盤について情報システム課と情報を共有し、システム機器を情報システム課へ移設できないか検討されたい。

＜意見事項 57＞システム構成図の活用について(保育課)

システムの詳細な構成図を保存しているものの、システム機器・システムの構成について区はほとんど内容を把握しておらず、ベンダーしか分からない状態である。これでは、ベンダーのいいように保守やシステム機器も使用してしまうことになる。

システムの構成図や内容について担当者も一定の理解をした上で、システム運用をするべきである。